故、おいはと稱シテ典侍ニモナサレス、朝夕陪膳等奉仕甚有寵、若宮姫宮有誕生、依之中納言典侍寵愛被思召忘、以此腹宮可爲繼體之由、更被思召寄歟、仍得此時花山院前大納言阿天氣、先以二宮（愛宕二位女之腹也、）定仁和寺令入寺、又其後種々以才學、一宮之事大覺寺宮ノ附弟ニ被申請之由披露世間、雖然大覺寺宮不被庶幾、猶雖有異議、種々以利口令責伏、當年春下向關東之時、所司代土田越前守同下向之間內々申入武家、一宮之事可爲大覺寺宮附弟之由、從關東被定之旨披露之、其上小倉前大納言ニ以一宮大覺寺宮附弟之事可望申由言含之處、一向不承諾云、此事不可在綸言、於一宮者既以前武家へ被仰遣子細承了、依之此宮御出家之事曾以不申勸、卒爾此事出來者、縱雖被斬罪難申御請、其上一宮先日御出家之事被聞風聞、愁傷甚食事一向不被食、只今就彼是難申御請、又既此宮之事、先年關東迄可爲繼體旨被仰遣、今又可爲御出家之事不審千萬也、於小倉一向此儀不得其意由申切了、其後之事逆鱗以外也云々、而今如此一宮ヲ被移他所條不知其故、是偏（侫）儜臣之所爲歟、爲後代大概記之、此間之事有種々之儀、微細難記之、近比非道之御政務歟、愚臣不知是非、但小倉大納言者日比學儒不尊崇三寶故如此出來歟、且又於繼體之事大非所及人力、唯可在神慮者也、末世之體可哀可傷、不可說々々々、

天和二年三月廿五日癸酉、從今朝持病頭痛發動平臥之處、從禁裏有召間、扶所勞著朝衣參內、（中略）頃之前關白（鷹司房輔）被參、九條大納言（輔實）同被參、余、亞相又參之後、武家傳奏（定誠卿、有能卿、）罷出云、今度從關東御繼體之事可在叡慮之由被申上、（中略）抑儲君爲何宮之由未聞之、於御所兩傳奏不及申聞、不可說之次第也、退出之後余平臥、諸人儲君爲五宮之由所風聞也、定而必定歟、

廿六日甲戌、諸家輩群參賀申儲君之儀云々、

及薄暮從關白有使者、明日儲君（五宮）始令參內御間、爲御祝肴一種可進上禁裏由被示送、余頭痛平臥之間、倩觀世間之體、此儲君、大納言典侍局（松木前大納言宗條卿息女、）御鍾愛傍若無人、此女子殊有疾痞（嫉妬）我慢云々、仍此五宮令降誕給之後、可爲儲君旨漸々申入之歟、當時一宮御座之日可爲儲君條、諸人內存不可能左右、而去年以非道難被押籠一宮、今日及此儀、抑一宮、小倉大納言（實起卿、去年配流佐土島、）息女中納言典侍局之腹也、此中納言典侍亦爲疾痞（嫉妬）人、就此典侍身上、先年後水尾院、新廣義門院有愁思召事、仍余奉諫主上、中納言典侍暫令退里亭了、其時主上無本意被思召之間、於一宮者必可爲御繼體間、若後水尾院、新廣義門院以他宮雖可被定、必此一宮之御事、汝可爲御繼體旨雖幾度拋身命可申沙汰由、返々蒙仰、依是于

今存此旨之處、被定五宮條叡心如何々々、□末世之叡慮言語道斷、且又窺時宜、花山院前大納言定誠卿、千種前大納言有能卿、難波中納言宗量卿、等之儜(妄)臣、執朝廷權關東之義種々搆謀計申行歟、又於余當職之事者、右之仰有之間、今及此事時、愚身令出頭者、若以道理可披露時有違亂歟之間年々搆讒歟、儜(妄)奸々々、可恐々々、唯末代之體仰天而已、朝廷滅亡在此日歟、呼々(嗚呼カ)巨細難書筆頭、

八月廿二日丁酉、天雨雷幽聲兩三、傳聞、當今一宮小倉亞相息女腹、去年以來種々及沙汰事也、勸修寺門跡可爲相續之由先日有勅定、去十六日右大將(今出川公規)甘露寺中納言(方長)、難波宰相等參彼宮御里、スカシ出シ、奉行勸修寺、卽慈尊院前大僧正之外、彼門跡之坊官等爲向參云々、而此一宮日來出家之事爲難義由特思極、依此事去年外祖父大納言及遠島沙汰了、猶一宮有鬱憤、出家之事一向不可叶之由種々被涕泣、所詮存命無益之間、此度全不食飯、有自殺之思由被密語、而去十六日以後水食一向不被用云々、聞者無不悲歎者、此事去年委細記之、雖然事參差難記盡、抑叡慮所起只五宮可爲儲君旨思召極之間、如此事出來、都鄙嘲哢滿耳、嗚呼々々、一宮行末可爲何樣哉、可憐可愁、

十月廿八日壬寅、天晴陰、傳聞、當今一宮、勸門主得度云々、

天和三年二月九日壬午、天晴陰、時々雪飛有餘寒、今日立坊也、

貞享四年三月廿一日己亥、天終日陰、時々微雨洒、今日有讓位事、(中略)

一、今日宣命如此、長量朝臣後日寫送之、

現神度大八洲國所知須天皇我詔旨良万止宣布勅乎、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民衆聞食度宣布、朕以庸質氏天日嗣乎承傳賜比氏漸送年序禮利、菲德之身波此位仁不可堪止歎畏賜比氏避皇位賜比奈牟止所念行志、以辭讓之心明禮志、以惻隱之心行仁布、隨法仁可有岐政止爲氏、皇太子止定賜倍留朝仁親王爾此天日嗣高座之業乎授賜布、(中略)此狀乎悟氏、食國乃天下之政乎平久安久令有止所念行須天皇朝廷乎助仕奉禮止宣布天皇我勅乎、衆聞食止宣、

貞享四年三月廿一日

本朝皇胤紹運錄　下

第百十三
靈元院

勸修寺
濟深法親王二品、俗名寬清、東大寺別當、母中納言典侍、小倉大納言實起卿女、

寬文十一年八月十六日誕生、稱一宮、天和二年八月十六日入室、同年十月廿五日爲

親王、同廿八日得度、十二、

仁和寺
寛隆法親王　元名覺寛、又覺助、一品、俗名師永、性承法親王資、
母源内侍、愛宕大納言通福卿女、

寛文十二年九月十二日誕生、稱二宮、天和三年八月十三日爲親王、十二、同十七日入室得度、

四滿院
皇子　母菅中納言局庸子、五條大納言爲庸卿女、號少將内侍、

延寶三年七月五日誕生、稱三宮、同五年七月十八日薨、三歲、

第百十四
東山院　諱朝仁、治廿三年、
母敬法門院藤宗子、松木前内府宗條公女、

延寶三年九月三日降誕、稱五宮、天和二年三月廿五日爲繼體儲君、八歲、同年十二月二日爲親王、同三年二月九日立太子、九歲、（中略）同年（貞享四年）三月廿一日受禪、同四月廿八日卽位、十三、同年十一月十六日大嘗會、

皇極天皇重祚

三　日本書紀　二十四　皇極天皇　天豐財重日足姬天皇、（重日、此云伊柯之比、足姬天皇、淳（敏達）中倉太珠敷天皇曾孫、押坂彦人大兄皇子孫、茅渟王女也、母曰吉備姬王、（中略）息長（舒明）足日廣額天皇二年立爲皇后、十三年十月、息長足日廣額天皇崩、

元年（壬寅）春正月丁巳朔辛未（十五日）、皇后卽天皇位、

日本書紀　二十六　齊明天皇　天豐財重日足姬天皇、初適於橘豐（用明）日天皇之孫高向王、而生漢皇子、後適於息長（舒明）足日廣額天皇、而生二男一女、二年立爲皇后、見息長足日廣額天皇紀、十三年冬十月、息長足日廣額天皇崩、明年正月、皇后卽天皇位改元、四年六月、讓位於天萬豐日天皇、稱天豐財重日足姬天皇、曰皇祖母尊、天萬豐日天皇後五年十月崩、

元年（乙卯）春正月壬申朔甲戌（三日）、皇祖母尊卽天皇位於飛鳥板蓋宮、

水鏡　中　一　卅九代　齊明天皇（註略）

次ノ御門ヲ齊明天皇ト申キ、コレハ皇極天皇ト申シ、女帝ノ二度カヘリツキ給シ御事ナリ、孝德天皇ノ次ノ御位ヲ、時ノ東宮ニテ御座バ、ヲヂテ天智天皇ノ御位ニ付キ給ベカリシヲ、東宮强ク尙ヲ御辭退ノ御事ノ御座セシ故ニ、御母ノ二度位ニ付給シ也、乙卯ノ年正月三日位ニツキ給、世ヲシリ給事七年ナリ、

神皇正統記　第三十八代、齊明天皇は皇極の重祚なり、重祚と云事は、本朝には是にはじまれり、（中略）我朝に皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱德と號す、異朝に替れり、是天日嗣を重くするゆへか、先賢の義さためてよしあるにや、

本朝皇胤紹運錄　上

第三十一 敏達天皇

押坂彥人大兄皇子

茅渟王

第三十六 皇極天皇 諱寶、又號天豐財重日足姬尊、治四年、母吉備姬女王、欽明孫、櫻井皇子女也、

舒明二年正月爲皇后、天智、天武母也、十三年十月嗣位、天皇元年壬寅正月十五日卽位、四年己巳禪位於輕太子、自稱皇祖、

第三十八 齊明天皇 皇極重祚、治七年、

元年乙卯正月卽位

第三十七 孝德天皇 諱輕、又號天萬豐日尊、治十年、母同

大化元年六月十一日受禪、白雉五年十月十日崩、

孝謙天皇重祚

續日本紀 十七 聖武天皇　天平勝寶元年秋七月甲午(二日)、皇太子(孝謙天皇)受禪、卽位於大極殿、

續日本紀 二十一 淳仁天皇　天平寶字二年八月庚子朔、高野(孝謙)天皇禪位於皇太子(淳仁天皇)、(中略)是日、皇太子受禪、卽天皇位於大極殿、

續日本紀 二十五 淳仁天皇　天平寶字八年十月壬申(九日)、高野(稱德)天皇遣兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟王敬福等、率兵數百圍中宮院、時帝(淳仁)遽而未及衣履、使者促之、數輩侍衛奔散、無人可從、僅與母家三兩人、步到圖書寮西北之地、山村王宣詔曰、掛末久毛畏朕我天先帝乃御命以天、朕仁勅之久、天下方朕子伊末之仁授給事乎之云方、王乎奴止成止毛、奴乎王止云止毛、汝乃爲牟末仁末仁、假令後仁帝止立天在人伊、立乃後爾、汝乃多米仁無禮之弖、不從奈賣久在牟人乎方、帝乃位仁置許止方不得、又君臣乃理仁從天貞久淨岐心乎以天、助奉侍牟之帝止在己止方得止勅岐、可久在御命乎、朕又一二乃豎子等止侍天聞食天在、然今帝止之天侍人乎、此年己呂見仁其位仁毛不堪、是乃味仁不在、今聞仁仲麻呂止同心之天、竊朕乎掃止謀家利、又竊六千乃兵乎發之等等乃比又七人乃味之天關仁入牟止毛謀家利、精兵乎之天押之非天壞亂天罰滅止云家利、故是以、帝位乎方退賜天親王乃位賜天、淡路國乃公止退賜止勅御命乎聞食止宣、事畢、將公及其母、到小子門、虜道路鞍馬騎之、右兵衛督藤原朝臣藏下麻呂、衛送配所、幽于一院、

續日本紀 二十六 稱德天皇　天平神護元年十一月癸酉(十六日)、先是廢(淳仁)帝既遷淡路、天皇重臨萬機、於是更行大嘗之事、

水鏡　下　一　四十九代　稱德天皇(註略)

次ノミカドヲ稱德天皇ト申キ、コレハ孝謙天皇ノマタカヘリツキ給ヘリシナリ、天平寶字八年十月九日位ニツキ給、御年四十七、世ヲシリ給事五年ナリ、

神皇正統記　第四十八代、稱德天皇は孝謙の重祚也、庚戌の年正月一日更に卽位、同七日改元、太上天皇、ひそかに藤原の武智丸の大臣の第二の子押勝を幸したまひき、大師（其時太政大臣をあらためて大師と云、）正一位になる、（中略）天下の政しかしなから委任せられにけり、後に道鏡といふ法師弓削の氏人也、又寵幸ありしに、押勝いかりをなし、廢帝（淳仁）をすゝめ申て、上皇の宮をかたふけんとせしに、事あらはれて誅にふしぬ、帝も淡路にうつされ給ふ、かくて上皇重祚あり、さきに出家せさせ給へりしかは、尼なから位に居給ひけるにこそ、非常の極也けんかし、

本朝皇胤紹運錄　上

第四十　天武天皇
- 草壁皇子
  - 第四十一　文武天皇
  - 第四十五　聖武天皇

第四十六　孝謙天皇　諱阿閉、治十年、母皇太后光明子、不比等公二女、
養老二戊午降誕、天平十、正立太子、廿一、天平勝寶元、七、二受禪、三、十同日卽位、同十一月大嘗會、天平寶字二、八、一禪位、四、十同日太上天皇尊號、同六年六月出家、四、十五、十法諱法基尼、

第四十八　稱德天皇　孝謙重祚、治五年、
寶字八、十重祚、同九、正、一卽位、

舍人親王

第四十七　淡路廢帝　諱大炊、治六年、母大夫人山背、上總守當麻年老女、
天平五年降誕、寶字元年四月廿九日立太子、廿五、同二年八月一日受禪、廿六、同日卽位、十一月大嘗會、天平神護元年九月薨、三、十三、

二三　皇室典範義解　第一章　皇位繼承

皇室典範に依り皇位繼承の順位を一定す

第二條　皇位ハ皇長子ニ傳フ

第三條　皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ、皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ、以下皆之ニ例ス、

恭テ按スルニ、菟道稚郎子ノ言ニ曰、昆上而季下、古今之常典ト、葛野王、持統天皇ニ進奏スルノ言ニ曰、我國家爲法也、神代以來、子孫相承、以襲天位、若兄弟相及、則亂從此興ト、此レ乃祖宗以來、子孫直系相傳ヘ、長幼序ニ從フヲ以テ、天位繼承ノ正法トス、而シテ其ノ兄弟相傳フルハ、反正天皇ノ履中天皇ニ於ケル、允恭天皇ノ反正天皇ニ於ケルヨリ始マリ、皆已ムヲ得サルニ出テ、其ノ正ニ非サルナリ、第二第三條繼承ノ法ヲ一定シテ、後王ノ爲ニ常典ヲ貽シ、敢テ權宜左右スルコトヲ容サヽルハ、蓋祖宗ノ遺範ヲ恪ミ、永ク亂萌ヲ後裔ニ絕ツ所以ナリ、凡ソ子孫ト云ヘルハ、曾孫以下皆其ノ內ニ在リ（古典ニ、天神之孫也トアルハ（日本書紀卷二）天祖ノ裔孫ヲ謂ヘルナリ、又五世孫七世孫トアリ（同書卷十）是レ姓氏錄ノ慣用スル所ナリ、）長子ノ子孫ハ次子ニ先タツハ、宗統ヲ重ンスルナリ、長子ノ子孫在ラサルニ至テ、始メテ次子ニ移ル、次子ノ子孫ノ第三子以下ニ於ケルモ亦同例トス、

次條ニ、皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ、皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ルト謂フトキハ、第二第三條ハ、嫡子孫ニ就テ其ノ長ヲ擇フヲ謂フ、而シテ嫡子孫皆在ラサルトキハ、庶子孫ニ於テ其ノ長ヲ擇フモ亦本法ニ依ルコト知ルヘキナリ、

第四條　皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ、嫡出ヲ先ニス、皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ、皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル、

恭テ按スルニ、祖宗ノ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニスルハ、神武天皇庶長子手研耳命ヲ措テ綏靖天皇ヲ立テタマフニ始マル、是ヲ繼嗣ノ常典トス、但シ皇緒萬世一日モ曠クスヘカラス、故ニ既ニ嫡出ナキトキハ、庶出亦位ヲ繼クコトヲ得セシム、蓋清寧天皇崩シ皇嗣ナシ、履中天皇ノ孫顯宗天皇位ヲ繼ク、而シテ天皇ハ實ニ其ノ姊飯豐青尊、兄仁賢天皇ト俱ニ、履中天皇ノ庶出磐坂市邊押羽皇子ノ子ナリ、清寧天皇ノ妹春日大娘アリ、亦庶出ナリ、武烈天皇崩シテ皇嗣ナシ、應神天皇五世ノ孫繼體天皇ヲ迎ヘ位ニ卽ク、而シテ天皇ハ實ニ應神天皇ノ庶出稚渟毛二派皇子ノ後ナリ、此ノ時ニ當テ、皇統絕エサルコト綫ノ如シ、若庶系ヲ立ツルコトナカリセハ、當時旣ニ言フヘカラサルノ事アラム、我カ國ノ庶出ヲ絕タサルハ、實ニ已ムヲ得サルニ出ル者ナリ、

皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ルトハ、長子及次子以下及其ノ子孫ニ通シテ之ヲ謂フナリ、故ニ皇庶長子ハ皇嫡幼子孫ニ先タツコトヲ得ス、長系ノ庶皇孫ハ、次系ノ皇嫡子孫ニ先タツコトヲ得サルナリ、

問、皇庶子ノ子嫡出ナルトキハ、之ヲ嫡皇孫トスルコトヲ得ヘキカ、答、皇庶子ノ子孫

ハ卽チ庶流ナリ、故ニ皇庶子ノ嫡出ノ子ハ、其ノ庶出ノ兄弟ニ先タツヘキモ、皇嫡子孫ニ先タツコトヲ得ス、

第五條　皇子孫皆在ラサルトキハ、皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ、

第六條　皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ、皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ、

第七條　皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ、其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ、

恭テ按スルニ、第五第六第七條ハ、皇子孫在ラサルニ當リ、繼嗣ヲ定ムルニ最近親ヲ以テスルコトヲ示スナリ、皇子孫ハ現在ノ天皇ニ屬スル至親ノ宗系タリ、皇子孫ノ嫡庶倶ニ在ラサルトキハ、皇兄弟ヲ以テ最近親トス、故ニ繼承ノ權、皇兄弟ノ中ノ一ニ移ル、其ノ現在ノ天皇ト同父ナレハナリ、皇兄又ハ皇弟ノ子及孫ハ、皇兄又ハ皇弟ノ系統ニ屬スル者ナリ、皇兄弟及其ノ子孫ノ嫡庶倶ニ在ラサルトキハ、此ニ次キ皇伯叔ヲ最近親トス、故ニ繼承ノ權、皇伯叔ノ中ノ一ニ移ル、其ノ現在ノ天皇ノ父ト同父ナレハナリ、皇伯又ハ皇叔ノ子及孫ハ、皇伯又ハ皇叔ノ系統ニ屬スル者ナリ、皇伯叔以上最近親ノ皇族ト謂ヘルハ、皇大伯叔及其ノ以上皆之ニ準スルナリ、一系ノ下ハ尊卑相承ケ、而シテ宗系盡キテ支系ニ及ヒ、近系盡キテ遠系ニ及フ、蓋繼承ノ疑義ヲ將來ニ絕チ、皇緒ノ慶福ヲ永遠ニ保タムトスルナリ、

第八條　皇兄弟以上ハ、同等內ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ、長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス、恭テ按スルニ、皇兄弟一等トシ、皇伯叔又一等トシ、皇大伯叔又一等トス、皇兄弟ノ等內ニ於ケルハ、其ノ嫡長ヲ擇ヒ、嫡ナキトキハ庶出ノ中ニ就テ其ノ長ヲ擇フ、皇兄弟ノ子孫ニ於ケルハ、總テ皇子孫ノ例ニ同シ、皇伯叔ノ等內ニ於テ嫡ヲ先ニシ長ヲ先ニスルハ、其ノ例皇兄弟ノ等ニ同シ、其ノ皇大伯叔ノ等ニ於ケルモ亦同シ、蓋皇子孫ノ庶出ハ、皇兄弟ノ嫡出ニ先ンスルハ、皇家其ノ宗系ヲ重ンスルノ例典ニシテ、天皇ノ下尊卑相承ケ、嫡庶倶ニ盡クルニ非サレハ、支系ニ移ルコトナシ、本條推シテ之ヲ各等ニ及ホシ、一等コトニ嫡長ヲ先ニシ庶幼ヲ後ニシ、嫡庶倶ニ盡クル每ニ、其ノ等ヲ上ス、皆其ノ例ヲ同クス、故ニ同等內ニ於テト謂ヘルナリ、

嫡ヲ先ニストハ、嫡出ヲ先ニシ、嫡系ヲ先ニスルヲ謂フ、長ヲ先ニストハ、長ヲ先ニシ、長系ヲ先ニスルヲ謂フ、故ニ皇嫡兄弟及其ノ子孫ハ皇庶兄弟ニ先タチ、皇嫡兄弟ノ中ニ就テハ、皇長兄及其ノ子孫ハ皇幼弟ニ先タチ、皇嫡兄弟ナキトキハ、皇庶兄及其

ノ子孫ハ、又皇庶弟ニ先タツヘキナリ、

第九條　皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ、又ハ重大ノ事故アルトキハ、皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ、前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得、

恭テ按スルニ、皇嗣ハ先王憲典ノ存スル所ニ循ヒ、大統ヲ繼キ神器ヲ傳フルノ位ニ居ル、而シテ人主ノ任意ニ左右スルコトヲ得ル所ニ非ス、故ニ繼承ノ順序ヲ換フルハ、必精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ、又ハ重大ノ事故アリテ、神器ノ重キヲ承クルニ堪ヘサルトキニ限リ、而シテ又、必皇族會議及樞密顧問ニ諮詢スルヲ經テ、始メテ決行スルコトヲ得、若本條ノ定ムル所ニ依ラスシテ繼嗣ヲ易ヘ置クハ、典範ノ認メサル所タリ、而シテ一時ノ過失ノ如キハ、以テ重大ノ事故ト爲スノ類ニ非サルナリ、

第二節　皇位繼承の原因

第一款　崩御

皇位の繼承は、專ら天皇の崩御に因ることを我が國古來の恒典と爲す。神武天皇崩じて後、綏靖天皇卽位したまひしを始めとし、舒明天皇に至るまで三十四代の間、曾て讓位のことなく、常に天皇崩御の後に於いて皇嗣踐祚したまふを例と爲せり(一)。

皇極天皇讓位のことありてより後も、元正天皇に至るまで九代の間は、女帝に其の例あるを除くの外、讓位の例なく、孝德天皇、齊明天皇、天智天皇、弘文天皇、文武天皇の六代は、共に在位中崩御あり、後皇嗣踐祚したまへり(二)。

然るに、聖武天皇以後讓位受禪の儀漸く常例を爲すに至りしことは、次款に述ぶるが如く、聖武天皇より明治天皇に至る七十八代の間、天皇崩御の後に踐祚の儀ありしは二十二例あるのみ(三)。

皇室典範の制定せらるゝに及び、中古以來の慣例たりし讓位の儀を廢し、天皇の崩御に因りてのみ皇嗣踐祚したまふの制を確立し

たまへり。「天皇崩スルトキハ皇嗣卽チ踐祚シ」とは、皇位の寸毫の間隙を許さゞるの義を示すと共に、天皇の崩御が皇位繼承の唯一の原因たることを明らかにせるものなり(四)。

崩御表

天皇	崩御年月日	繼承天皇	踐祚年月日
神武天皇	七十六年三月十一日	綏靖天皇	元年正月八日
綏靖天皇	三十三年五月十日	安寧天皇	三十三年七月三日
安寧天皇	三十八年十二月六日	懿德天皇	元年二月四日
懿德天皇	三十四年九月八日	孝昭天皇	元年正月九日
孝昭天皇	八十三年八月五日	孝安天皇	元年正月七日
孝安天皇	百二年正月九日	孝靈天皇	元年正月十二日
孝靈天皇	七十六年二月八日	孝元天皇	元年正月十四日
孝元天皇	五十七年九月二日	開化天皇	五十七年十一月十二日
開化天皇	六十年四月九日	崇神天皇	元年正月十三日
崇神天皇	六十八年十二月五日	垂仁天皇	元年正月二日
垂仁天皇	九十九年七月十四日	景行天皇	元年七月十一日
景行天皇	六十年十一月七日	成務天皇	元年正月五日
成務天皇	六十年六月十一日	仲哀天皇	元年正月十一日
仲哀天皇	九年二月六日	應神天皇	元年正月一日
應神天皇	四十一年二月十五日	仁德天皇	元年正月三日
仁德天皇	八十七年正月十六日	履中天皇	元年二月一日
履中天皇	六年三月十五日	反正天皇	元年正月二日
反正天皇	五年正月二十三日	允恭天皇	元年十二月
允恭天皇	四十二年正月十四日	安康天皇	四十二年十二月十四日
安康天皇	三年八月九日	雄略天皇	三年十一月十三日
雄略天皇	二十三年八月七日	清寧天皇	元年正月十五日
清寧天皇	五年正月十六日	顯宗天皇	元年正月一日
顯宗天皇	三年四月二十五日	仁賢天皇	元年正月五日
仁賢天皇	十一年八月八日	武烈天皇	十一年十二月
武烈天皇	八年十二月八日	繼體天皇	元年二月四日
繼體天皇	二十五年二月七日	安閑天皇	元年 正月
安閑天皇	二年十二月十七日	宣化天皇	二年 十二月
宣化天皇	四年二月十日	欽明天皇	四年十二月五日

欽明天皇	三十二年四月十五日	敏達天皇	元年四月三日
敏達天皇	十四年八月十五日	用明天皇	十四年九月五日
用明天皇	二年四月九日	崇峻天皇	二年八月二日
崇峻天皇	五年十一月三日	推古天皇	五年十二月八日
推古天皇	三十六年三月七日	舒明天皇	元年正月四日
舒明天皇	十三年十月九日	皇極天皇	元年正月十五日
孝徳天皇	白雉五年十月十日	齊明天皇	元年正月三日
齊明天皇	七年七月二十四日	天智天皇	七年正月三日
天智天皇	十年十二月三日	弘文天皇	十年十二月五日
弘文天皇	元年七月二十三日	天武天皇	二年二月二十七日
天武天皇	朱鳥元年九月九日	持統天皇	四年正月一日
文武天皇	慶雲四年六月十五日	元明天皇	慶雲四年七月十七日
稱徳天皇	神護景雲四年八月四日	光仁天皇	神護景雲四年十月一日
桓武天皇	延暦二十五年三月十七日	平城天皇	延暦二十五年三月十七日
仁明天皇	嘉祥三年三月二十一日	文徳天皇	嘉祥三年三月二十一日
文徳天皇	天安二年八月二十七日	清和天皇	天安二年八月三十七日
光孝天皇	仁和三年八月二十六日	宇多天皇	仁和三年八月二十六日
村上天皇	康保四年五月二十五日	冷泉天皇	康保四年五月二十五日

一日本書紀　三　神武天皇　（丙子）七十有六年春三月甲午朔甲辰（十二日）天皇崩于橿原宮、時年一百二

後一條天皇	長元九年四月十七日	後朱雀天皇	長元九年四月十七日
後冷泉天皇	治暦四年四月十九日	後三條天皇	治暦四年四月十九日
堀河天皇	嘉承二年七月十九日	鳥羽天皇	嘉承二年七月十九日
近衞天皇	久壽二年七月二十三日	後白河天皇	久壽二年七月二十四日
四條天皇	仁治三年正月九日	後嵯峨天皇	仁治三年正月二十日
後二條天皇	德治三年八月二十五日	花園天皇	德治三年八月二十六日
後村上天皇	正平二十三年三月十一日	長慶天皇	正平二十三年
稱光天皇	正長元年七月二十日	後花園天皇	正長元年七月二十八日
後土御門天皇	明應九年九月二十八日	後柏原天皇	明應九年十月二十五日
後柏原天皇	大永六年四月七日	後奈良天皇	大永六年四月二十九日
後奈良天皇	弘治三年九月五日	正親町天皇	弘治三年十月二十七日
後光明天皇	承應三年九月二十日	後西天皇	承應三年十一月二十八日
桃園天皇	寶暦十二年七月十二日	後櫻町天皇	寶暦十二年七月二十七日
後桃園天皇	安永八年十月二十九日	光格天皇	安永八年十一月二十五日
仁孝天皇	弘化三年正月二十六日	孝明天皇	弘化三年二月十三日
孝明天皇	慶應二年十二月二十五日	明治天皇	慶應三年正月九日

綏靖天皇卽位

安寧天皇崩、御綏靖天皇卽位

懿德天皇崩、御安寧天皇卽位

孝昭天皇崩、御懿德天皇卽位

孝安天皇崩、御孝昭天皇卽位

孝靈天皇崩、御孝安天皇卽位

孝元天皇崩、御孝靈天皇卽位

開化天皇崩、御孝元天皇卽位

崇神天皇崩、御開化天皇卽位

十七歲、

日本書紀　四　綏靖天皇　神渟名川耳天皇、（中略）至四十八歲神日本磐余彦天皇崩、

（庚辰）元年春正月壬申朔己卯（八日）、神渟名川耳尊卽天皇位、都葛城、是謂高丘宮、

（壬子）三十三年夏五月、天皇不豫、癸酉（十日）崩、時年八十四、

日本書紀　四　安寧天皇　三十三年夏五月、神渟名川耳（綏靖）天皇崩、其年秋七月癸亥朔乙丑（三日）、

（庚寅）三十八年冬十二月庚戌朔乙卯（六日）、天皇崩、時年五十七、

日本書紀　四　懿德天皇　三十八年冬十二月、磯城津彥玉手看（安寧）天皇崩、

（辛卯）元年春二月己酉朔壬子（四日）、皇太子卽天皇位、

太子卽天皇位、

（庚寅）三十八年冬十二月庚戌朔乙卯（六日）、天皇崩、時年五十七、

日本書紀　四　懿德天皇　三十八年冬十二月、磯城津彥玉手看（安寧）天皇崩、

（辛卯）元年春二月己酉朔壬子（四日）、皇太子卽天皇位、

（甲子）三十四年秋九月甲子朔辛未（八日）、天皇崩、

日本書紀　四　孝昭天皇　三十四年秋九月、大日本彥耜友（懿德）天皇崩、

（丙寅）元年春正月丙戌朔甲午（九日）、皇太子卽天皇位、

（戊子）八十三年秋八月丁巳朔辛酉（五日）、天皇崩、

日本書紀　四　孝安天皇　八十三年秋八月、觀松彥香殖稻（孝昭）天皇崩、

（己丑）元年春正月乙酉朔辛卯（七日）、皇太子卽天皇位、

（庚午）百二年春正月戊戌朔丙午（九日）、天皇崩、

日本書紀　四　孝靈天皇　百二年春正月、大日本足彥國押人（孝安）天皇崩、

（辛未）元年春正月壬辰朔癸卯（十二日）、皇太子卽天皇位、

（丙戌）七十六年春二月丙午朔癸丑（八日）、天皇崩、

日本書紀　四　孝元天皇　七十六年春二月、大日本根子彥太瓊（孝靈）天皇崩、

（丁亥）元年春正月辛未朔甲申（十四日）、太子卽天皇位、

（癸未）五十七年秋九月壬申朔癸酉（二日）、大日本根子彥國牽（孝元）天皇崩、

日本書紀　四　開化天皇　五十七年秋九月、大日本根子彥國牽天皇崩、冬十一月辛未朔壬午（十二日）、太子卽天皇位、

（癸未）六十年夏四月丙辰朔甲子（九日）、天皇崩、

日本書紀　五　崇神天皇　六十年夏四月、稚日本根子彥大日日（開化）天皇崩、

（甲申）元年春正月壬午朔甲午（十三日）、皇太子卽天皇位、

（辛卯）六十八年冬十二月戊申朔壬子（五日）、崩、時年百二十歲、

垂仁天皇卽位

日本書紀　六　垂仁天皇　六十八年冬十二月、(崇神天皇)御間城入彥五十瓊殖天皇崩、

(壬辰)元年春正月丁巳朔(丑カ)戊寅、(二日)皇太子(垂仁天皇)卽天皇位、

垂仁天皇崩御

(庚午)九十九年秋七月乙巳朔戊午、(十四日)天皇崩於纒向宮、時年百四十歲、

景行天皇卽位

日本書紀　七　景行天皇　九十九年春二月、(垂仁)活目入彥五十狹茅天皇崩、

(辛未)元年秋七月己巳朔己卯、(十一日)太子(景行天皇)卽皇位、

景行天皇崩御

(庚午)六十年冬十一月乙酉朔辛卯、(七日)天皇崩於高穴穗宮、時年一百六歲、

成務天皇卽位

日本書紀　七　成務天皇　六十年冬十一月、(景行)大足彥天皇崩、

(辛未)元年春正月甲申朔戊子、(五日)皇太子(成務天皇)卽位、

成務天皇崩御

(庚午)六十年夏六月己巳朔己卯、(十一日)天皇崩、時年一百七歲、

仲哀天皇卽位

日本書紀　八　仲哀天皇　六十年、(成務天皇)(成務)天皇崩、

(壬申)元年春正月庚寅朔庚子、(十一日)皇太子(仲哀天皇)卽天皇位、

仲哀天皇崩御

(庚辰)九年春二月癸卯朔丁未、(五日)天皇忽有痛身、而明日(六日)崩、一云、天皇親伐熊襲、中賊矢而崩也、時年五十二、

應神天皇卽位

日本書紀　十　應神天皇　元年春正月丁亥朔、(庚寅)皇太子(應神天皇)卽位、

應神天皇崩御

(庚午)四十一年春二月甲午朔戊申、(十五日)天皇崩于明宮、時年一百一十歲、一云、崩于大隅宮、

仁德天皇卽位

日本書紀　十一　仁德天皇　四十一年春二月、(應神)譽田天皇崩、時太子菟道稚郎子、讓位于(仁德天皇)大鷦鷯尊未卽帝位、

(癸酉)元年春正月丁丑朔己卯、(三日)大鷦鷯尊卽天皇位、

仁德天皇崩御

(己亥)八十七年春正月戊子朔癸卯、(十六日)天皇崩、

履中天皇卽位

日本書紀　十二　履中天皇　八十七年春正月、(仁德)大鷦鷯天皇崩、

(庚子)元年春二月壬午朔、(履中天皇)皇太子卽位於磐余稚櫻宮、

履中天皇崩御

(乙巳)六年三月壬午朔丙申、(十五日)天皇玉體不豫、水土不調、崩于稚櫻宮、時年七十、

反正天皇卽位

日本書紀　十二　反正天皇　六年春三月、(履中)去來穗別天皇崩、

(丙午)元年春正月丁丑朔戊寅、(二日)(反正天皇)儲君卽天皇位、

反正天皇崩御

(辛亥)五年春正月甲申朔丙午、(廿三日)天皇崩于正寢、

允恭天皇卽位

日本書紀　十三　允恭天皇　五年春正月、(反正)瑞齒別天皇崩、

(壬子)元年冬十有二月、(中略)爰大中姬命仰歡、則謂群卿曰、皇子將聽群臣之請、今當上天皇璽符、於是群臣大喜、卽日捧天皇之璽符、再拜上焉、皇子曰、群卿共爲天下請寡人、寡人何敢遂辭、乃卽帝位、

允恭天皇崩　御安康天皇卽位

安康天皇崩　御雄略天皇卽位

雄略天皇崩　御清寧天皇卽位

清寧天皇崩　御顯宗天皇卽位

日本書紀　十三　安康天皇　四十二年春正月、天皇崩、（中略）十二月己巳朔壬午、穴穗皇子卽天皇位、

三年秋八月甲申朔壬辰、天皇爲眉輪王見弑、辭見大泊瀨天皇記、

日本書紀　十四　雄略天皇　三年八月、穴穗天皇意將沐浴、幸于山宮、遂登樓兮遊目、因命酒兮肆宴、（中略）既而穴穗天皇枕皇后膝、晝醉眠臥、於是眉輪王伺其熟睡而刺弑之、（中略）十一月壬子朔甲子、天皇命有司、設壇於泊瀨朝倉、卽天皇位、遂定宮焉、

日本書紀　十五　清寧天皇　二十三年八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚、與百寮辭訣、並握手歔欷、崩于大殿、

元年春正月戊戌朔壬子、命有司、設壇場於磐余甕栗、陟天皇位、遂定宮焉、

日本書紀　十五　顯宗天皇　五年春正月、白髮天皇崩、是月、皇太子億計王與天皇讓位、久而不處、

元年春正月己巳朔、大臣大連等奏言、皇太子億計、聖德明茂、奉讓天下、陛下正統當奉鴻緒、爲郊廟主、承續祖無窮之烈、上當天心、下厭民望、而不肯踐祚、遂令金銀蕃國群僚遠近莫不失望、天命有屬、皇太子推讓、聖德彌盛、福祚孔章、在孺而勤、謙恭慈順、宜奉兄命、承統大業、制曰、可、乃召公卿百僚於近飛鳥八釣宮、卽天皇位、百官陪位者皆忻忻焉、

仁賢天皇崩　御武烈天皇卽位

顯宗天皇崩　御仁賢天皇卽位

武烈天皇崩　御繼體天皇卽位

三年夏四月丙辰朔庚辰、天皇崩于八釣宮、

日本書紀　十五　仁賢天皇　三年夏四月、弘計天皇崩、

元年春正月辛巳朔乙酉、皇太子於石上廣高宮、卽天皇位、

十一年秋八月庚戌朔丁巳、天皇崩于正寢、

日本書紀　十六　武烈天皇　十一年八月、億計天皇崩、（中略）十二月、大伴金村連平定賊訖、反政太子、請上尊號曰、今億計天皇子、唯有陛下、億兆欣歸、曾無與二、又賴皇天翼戴淨除凶黨、英略雄斷、以盛天威天祿、日本必有主、主日本者、非陛下而誰、伏願、陛下仰答靈祇、弘宣景命、光宅日本、誕受銀鄕、於是太子命有司、設壇場於泊瀨列城、陟天皇位、遂定都焉、

八年冬十二月壬辰朔己亥、天皇崩于列城宮、

日本書紀　十七　繼體天皇　八年冬十二月己亥朔、小泊瀨天皇崩、元無男女可絕繼嗣、

元年二月辛卯朔甲午、（中略）男大迹天皇曰、大臣大連、將相諸臣咸推寡人、寡人敢不乖、乃

繼體天皇崩
御安閑天皇卽位

受璽符、是日、卽天皇位、

廿五年春二月、天皇病甚、(辛亥)(七日)丁未、天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、

日本書紀　十八　安閑天皇　廿五年春二月辛丑朔丁未、(繼體天皇)(七日)男大迹天皇立大兄爲天皇、卽日、男大迹天皇崩、(繼體)

元年春正月、遷都于大倭國勾金橋宮、時年七十、(甲寅)

安閑天皇崩
御宣化天皇卽位

○安閑天皇卽位の年紀に就きては、其の記載を缺くを以て明らかならず、安閑天皇卽位前紀に「廿五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇立大兄爲天皇」とあれども、卽位の記事としては勿論、讓位の記事としても、其の書法全く異例に屬するのみならず、第四年の甲寅歲を元年とせるに依りて見れば、之を以て直に卽位の年紀と定むる能はず、また日本書紀の體例、概ね卽位の年又は翌年を以て元年とし、且「是年也太歲云々」とあるは、多く卽位の年次たるに合せ考ふれば、元年甲寅を以て天皇卽位の年紀と爲すを妥當とするものゝ如し、

二年冬十二月癸酉朔己丑、(乙卯)(十七日)天皇崩于勾金橋宮、時年七十、

日本書紀　十八　宣化天皇　二年十二月、(安閑天皇)勾大兄廣國押武金日天皇崩無嗣、群臣奏上劍鏡

宣化天皇崩
御欽明天皇卽位

於武小廣國押盾尊、使卽天皇之位焉、(宣化天皇)

四年春二月乙酉朔甲午、(己未)(十日)天皇崩于檜隈廬入野宮、時年七十三、

日本書紀　十九　欽明天皇　四年冬十月、(宣化)武小廣國押盾天皇崩、皇子天國排開廣庭天皇(欽明)令群臣曰、余幼年淺識、未閑政事、山田皇后明閑百揆、請就而決、(中略)冬十二月庚辰朔甲申、(五日)天國排開廣庭皇子卽天皇位、時年若干、

欽明天皇崩
御敏達天皇卽位

三十二年夏四月戊寅朔壬辰、(辛卯)(十五日)天皇寢疾不豫、皇太子向外不在、驛馬召到、引入臥內、執其手詔曰、朕疾甚、以後事屬汝、(中略)是月、天皇遂崩于內寢、時年若干、

日本書紀　二十　敏達天皇　三十二年四月、(欽明天皇)天國排開廣庭天皇崩、

元年夏四月壬申朔甲戌、(壬辰)(三日)皇太子(敏達天皇)卽天皇位、

敏達天皇崩
御用明天皇卽位

十四年秋八月乙酉朔己亥、(乙巳)(十五日)天皇病彌留、崩于大殿、

日本書紀　二十一　用明天皇　十四年秋八月、(敏達)渟中倉太珠敷天皇崩、九月甲寅朔戊午、(五日)(用明)天皇卽天皇位、

用明天皇崩
御崇峻天皇卽位

二年夏四月乙巳朔丙午、(丁未)(二日)(中略)是日、天皇得病還入於宮、癸丑、(九日)天皇崩于大殿、

日本書紀　二十一　崇峻天皇　二年夏四月、(用明天皇)橘豐日天皇崩、(中略)八月癸卯朔甲辰、(二日)炊屋姬尊

與群臣勸進天皇(崇峻)、卽天皇之位、

(壬子)五年十一月癸卯朔乙巳(三日)、馬子宿禰詐於群臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇、或本云、東漢直駒、東漢直磐井子也、

崇峻天皇崩
御推古天皇卽位

日本書紀　二十二　推古天皇

三十九歲當于泊瀨部(崇峻)天皇五年十一月、天皇爲大臣馬子宿禰見殺、嗣位旣空、群臣請渟中倉太珠敷天皇之皇后額田部皇女、以將令踐祚、皇后辭讓之、百寮上表勸進至于三、乃從之、因以奉天皇璽印、冬十二月壬申朔己卯(八日)、皇后卽天皇位於豐浦宮、

(戊子)三十六年三月丁未朔壬子(六日)、天皇病甚之不可諱、癸丑(七日)、天皇崩之、時年七十三、

推古天皇崩
御舒明天皇卽位

日本書紀　二十三　舒明天皇

以三十九(推古天皇)年三月天皇(推古)崩、

(己丑)元年春正月癸卯朔丙午(四日)、大臣及群卿共以天皇之璽印、獻於田村皇子、則辭之曰、宗廟重事矣、寡人不賢、何敢當乎、群臣伏固請曰、大王先朝鍾愛、幽顯屬心、宜纂皇綜光臨億兆、卽日、卽天皇位、

(辛丑)十三年冬十月己丑朔丁酉(九日)、天皇崩于百濟宮、

日本書紀　二十四　皇極天皇

十三(舒明天皇)年十月、息長足日廣額(舒明天皇)天皇崩、

舒明天皇崩
御皇極天皇卽位

(壬寅)元年春正月丁巳朔辛未(十五日)、(皇極天皇)皇后卽天皇位、

日本書紀　二十五　孝德天皇

白雉五(甲寅)年冬十月癸卯朔、皇太子聞天皇病疾、乃奉皇祖母尊間人皇后、幷率皇弟公卿等、赴難波宮、壬子(十日)、天皇崩于正寢、

孝德天皇崩
御齊明天皇卽位

日本書紀　二十六　齊明天皇

天萬豐日(孝德)天皇後五年十月崩、

(乙卯)元年春正月壬申朔甲戌(三日)、(齊明天皇)皇祖母尊卽天皇位於飛鳥板蓋宮、

(辛酉)七年秋七月甲午朔丁巳(二十四日)、天皇崩于朝倉宮、

齊明天皇崩
御天智天皇卽位

日本書紀　二十七　天智天皇

七年(齊明天皇)七月丁巳(二十四日)、(天智天皇)皇太子素服稱制、

(戊辰)七年春正月丙戌朔戊子(三日)、皇太子卽天皇位、或本云、六年歲次丁卯三月卽位、

(辛未)十年十二月癸亥朔乙丑(三日)、天皇崩于近江宮、

天智天皇崩
御弘文天皇卽位

西宮記　侯爵前田利爲氏所藏　十二　凶事

太政大臣謚號、在上、

扶桑略記　五　天智天皇

十年辛未十二月三日、(天智)天皇崩、同月五日、大友(弘文天皇)皇太子卽爲帝位、

西宮記　侯爵前田利爲氏所藏　十二　凶事

太政大臣謚號、在上、

弘文天皇崩
御

天武天皇卽位

大友皇子、天智天皇十年正月任、十二月卽帝位、明年七月自縊、

扶桑略記　五　天武天皇　元年七月廿三日壬子、大友皇子遂以自害、

日本書紀　二十八　天武天皇　元年秋七月壬子朔(二十三日)壬子、男依等斬近江將犬養連五十君、及谷直鹽手於粟津市、於是大友皇子(弘文天皇)走無所入、乃還隱山前、以自縊焉、

天武天皇崩　御持統天皇卽位

日本書紀　二十九　天武天皇　二年二月丁巳朔(二十七日)癸未、天皇命有司、設壇場、卽帝位於飛鳥淨御原宮、

日本書紀　三十　持統天皇　朱鳥元年九月戊戌朔丙午(九日)、天皇(天武)病遂不差、崩于正宮、

文武天皇崩　御元明天皇卽位

日本書紀　四　元明天皇　慶雲四年六月辛巳(十五日)、天皇(文武)崩、遺詔、擧哀三日、凶服一月、

續日本紀　三　文武天皇　四年六月、豐祖父天皇崩、庚寅(二十四日)、天皇(元明)御東樓、詔召八省卿及五衞督率等、告以依遺詔攝萬機之狀、秋七月壬子(十七日)、天皇卽位於大極殿、

稱德天皇崩　御光仁天皇卽位

三

續日本紀　三十　稱德天皇　寶龜元年八月癸巳(四日)、天皇(稱德)崩于西宮寢殿、春秋五十三、

續日本紀　三十一　光仁天皇　寶龜元年八月四日癸巳、高野天皇崩、群臣受遺、卽日立諱爲皇太子、

桓武天皇崩　御平城天皇踐祚

仁明天皇崩　御文德天皇踐祚

寶龜元年冬十月己丑朔、卽天皇位於大極殿、改元寶龜、

日本後紀　十三　桓武天皇　大同元年三月辛巳(十七日)、(中略)天皇崩於正寢、春秋七十、皇太子哀號擗踊、迷而不起、參議從三位近衞中將坂上大宿禰田村麻呂、春宮大夫從三位藤原朝臣葛野麻呂、固請扶下殿、而遷於東廂、次壓幷劒櫃、奉東宮、

續日本後紀　二十　仁明天皇　嘉祥三年三月甲午(十六日)、(中略)此日御體綿綿、事極屬纊、諸名僧等持咒誓願、五輪投地、不暫休息、(中略)己亥(廿一日)、(中略)帝崩於清涼殿、時春秋卅一、諸衞府禁衞嚴密、左右近衞少將各一人、率近衞等、陣於皇太子(文德天皇)直曹、參議從四位上左兵衞督藤原朝臣助率左右近衞少將將曹等、寶天子神璽、寶劒、符節、鈴印等、奉於皇太子直曹、從四位下藤原朝臣衞監左馬寮、從四位下清原眞人瀧雄監右馬寮、散位從五位下小野朝臣千株、少納言從五位下縣犬養宿禰氏河監鈴印櫃、皇太子御輦車、廻於東宮、左右大臣已下導從、六衞府陣列、如行幸之儀、

文徳天皇崩　御清和天皇踐祚

光孝天皇崩　御宇多天皇踐祚

文德實錄　一文德天皇　嘉祥三年三月己亥(廿一日)、仁明皇帝崩於清凉殿、于時皇太子下殿、御宜陽殿東庭休廬、左右大臣率諸卿及少納言左右近衞少將等、獻天子神璽寶劍、符節、鈴印等、須臾駕鞏車、移御東宮雅院、陣列之儀、一同行幸、但無警蹕、

文德實錄　十文德天皇　天安二年八月乙卯(廿七日)、帝崩於新成殿、左右近衞少將率近衞等、陣於東宮直曹西方、大納言安倍朝臣安仁率少納言近衞少將主鈴等、令賫璽印横等、奉入直曹、

三代實錄　一清和天皇　天安二年八月己丑朔、廿七日乙卯、文德天皇崩於冷然院新成殿、(中略)大納言正三位兼行右近衞大將民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁率從五位下守左近衞少將兼行備前權介坂上大宿禰當道、從五位下守右近衞少將兼行伊勢權介藤原朝臣有貞將監已下、奉天子神璽寶劍、節符、鈴印等於皇太子直曹、

三代實錄　五十光孝天皇　仁和三年八月廿六日丁卯、天皇聖體乖豫、是日、立第七皇子諱(定省親王)爲皇太子、策曰、天皇我詔旨勅命乎、親王、諸臣、百官人等天下公民衆聞食止宣、隨法爾可有岐政止志、(宇多天皇)定省親王乎立而皇太子止定賜布、故此之狀乎悟天、百官人等仕奉禮止詔天皇我勅旨乎衆聞食止宣、是日、巳二刻天皇崩於仁壽殿、于時春秋五十八、

村上天皇崩　御冷泉天皇踐祚

後一條天皇崩　御後朱雀天皇踐祚

日本紀略　宇多天皇　仁和三年八月廿六日丁卯、立爲皇太子、卽日受天祚、年廿一、今日巳二刻、光孝天皇晏駕于仁壽殿、仰警固三關諸衞等、(藤原基經)太政大臣率諸公卿、令賫天子神璽寶劍等、奉皇太子直曹、

日本紀略　村上天皇　康保四年五月十四日壬寅、(中略)今日、天皇初御不豫、(中略)二十五日癸丑、依天皇不豫、詔大赦天下、但常赦所不免者不赦、巳刻天皇崩于清凉殿、春秋冊二、在位廿一年、皇太子受天祚於凝華舍、

日本紀略　冷泉天皇　康保四年五月廿五日癸丑、巳時、天皇(村上)崩於清凉殿、年四十二、子尅奉璽劍於皇太子(冷泉天皇)直曹、襲芳舍、或云、凝華舍、

日本紀略　後一條院　長元九年四月六日甲寅、上(彰子)東門院入內、依天皇不豫也、十七日乙丑、戌刻天皇落飾、崩于清凉殿、春秋廿九、在位廿年、去三月以來、御體不豫、子刻諸卿近衞以璽劍奉皇太子(後朱雀天皇)於昭陽舍、依有遺詔、暫祕喪事、以如在之儀、今日讓位於皇太弟、(大床子、並小御厨子、時簡殿上御倚子等、)運新帝御所、

扶桑略記　廿八後朱雀天皇　後朱雀天皇七十代(中略)　諱敦良　治九年

一條天皇三男、(中略)長元九年丙子四月十七日受讓、年廿八歲、

後冷泉天皇崩御　後三條天皇踐祚

堀河天皇崩御　鳥羽天皇踐祚

扶桑略記　廿九　後冷泉天皇　治曆四年戊申二月以後、聖體彌以不豫、（中略）四月十九日庚申、寅刻天皇於高陽院中殿崩、年卅四矣、

扶桑略記　廿九　後三條天皇　後三條天皇　七十二代　諱尊仁　治五年（中略）四月十九日庚申、踐祚、生年廿五、

後朱雀院第二皇子、（中略）治曆四年戊申四月十九日庚申、踐祚、生年廿五、

續世繼　一　すべらぎの上　司召　此の次のみかど後三條院にぞおはしましゝ、（中略）治曆四年四月十九日位につかせ給ふ、御年三十五、大極殿もいまだつくられねば太政官の廳にて御卽位侍りける、

續世繼　一　すべらぎの上　こがねのみのり　（後冷泉）みかど　御心ちおこたらせ給ふなるべし、（治曆四年）四月にはこがねしろかね綾錦などのみてぐら、神々の社に奉らせたまひき、（中略）みかど世をたもたせ給ふ事廿三年なりき、御とし四そぢに四年ばかりあまらせ給へりけるなるべし、

百錬抄　五　堀河院　嘉承二年七月十九日、天皇崩于堀川院、廿九、卽渡劒璽皇太子、（鳥羽天皇）

百錬抄　五　鳥羽院　鳥羽天皇　諱宗仁、十六年、

堀川院第一皇子、（中略）嘉承二年七月十九日踐祚、五、

中右記　嘉承二年七月十九日癸卯、卯剋許御惱危急也、召陰陽師被問之處、家榮占申云、御運極事也、不可有助歟、（中略）

御惱危急之間、公卿多以參集、諸僧同音奉加持、是依有御邪氣疑也、如此之間、漸及巳刻、關白殿走出鬼間障子口、密語給被仰予云、（中御門宗忠）主上辰刻許御氣已斷給也、（中略）

已及未一點大僧正被退去、御修法御讀經僧侶漸以分散、已令崩給之由、禁中遍聞、男女近習人々悲哭之聲非可勝忍、（中略）

申時許民部卿奉院宣被參云、

幼主未親萬機之間、右大臣藤原朝臣令攝政、璽劒被渡新君事、早任例可沙汰者、則驚此告參御直廬、右大辨時範朝臣奉仰、遣召大外記大夫史大內記、則皆參、且被尋先例、或被催公卿諸司、依爲卒爾事、不能子細、凡如向暗夜、殿下被示仰云、先壯年之間昇攝政職不圖此事、就中先帝之御事、悲歎摧心、新君之沙汰、迷亂失方、憂喜之處、已迷前後、爲之如何、仰旨誠以可然、（中略）

攝政殿出殿上、示給諸卿云、欲有御讓位、俄以□（公カ）駕、於今者、神璽寶劒可奉東宮御所者、諸卿從之、

近衞天皇崩
御後白河天皇踐祚

四條天皇崩
御後嵯峨天皇踐祚

百錬抄　七　近衞院　久壽二年七月廿三日、(近衞)天皇崩于近衞皇居、春秋十七、年來御不豫也、

百錬抄　七　後白河院　後白河天皇、諱雅仁、三年、

鳥羽院第四皇子、(中略)久壽二年七月廿四日踐祚、年廿九、

台記　久壽二年七月七日壬子、或人曰、今日法皇幸法勝寺、(近衞天皇)主上御惱無減、

廿三日戊辰、天子崩、年十七、

廿四日己巳、三品雅仁(後白河天皇)親王受寶位、年廿九、

百錬抄　十四　四條院　仁治三年正月九日壬辰、自夜半天下物忩、諸社被進御誦經、及曉更

御絕入(四條天皇)云々、有十三社奉幣、雖伊勢幣帛、被召御驗者、天下暗然、如失日月光、如夢如幻、十九

日壬寅、(中略)或云、土御門院宮坐承明門院(在子)御母(通子)儀故宰相中將通宗朝臣女也、明日可有

踐祚儀者、

百錬抄　十五　後嵯峨院　後嵯峨院、諱仁、邦仁、四年、

土御門院皇子、(中略)仁治三年正月廿日踐祚、廿三、

後中記　仁治三年正月九日壬辰、晴、自夜前禁裏(四條天皇)頗物忩、車馬馳騁云々、仍乍驚著裝束

參上、人々多群集、自丑剋許大略御絕入、有御邪氣之疑、今朝被立十二社奉幣使、又被行非

常赦、彼是右幕下(實經)奉行也、此外內法外法御祈、神社佛寺御誦經雖有其數、更以無御蘇生云

々、左府(良實)(攝家資料)(經高)召予幷民部卿、有被仰合事等、人々惘然而祇候、及深更於廣御所有評定事等、攝政、

左大臣、右大將(實基)予、吉田中納言(經長)、二條中納言(忠高)、民部卿等參候、殿下仰云、御惱於今者無其憑、劍

璽不可同殿、仁壽殿代、幷廣御所本可奉渡何所哉、人々申云、仁壽殿代可宜歟、次將可奉守

護云々、後聞、奉渡他殿之條、被渡新主之時、猶似二重之儀、弘御所可宜之由有治定、殿下御計云々、亦仰云、誰人可役哉、內侍可宜之由

人々申之、民部卿申云、賢所御座如何、准長元例、殿下有被仰之旨歟、抑於漢家例者有祕喪

之例、我朝天日嗣未絕、待東夷之飛脚及空位之數日、可恐可悲、

廿日壬卯(突カ)、天晴、雨下晚陰頗休止、今日若宮(後嵯峨天皇)御歲廿三、土御門院第三宮、於承明門院御所(土御門殿)有御

元服儀云々、(中略)夜深被渡劍璽、自舊主崩御日奉安廣御所、次將等相替守護云々、仍人々參集閑院之後、中將

家定、實尙等朝臣候劍璽、紫練絹、白生絹覆相交、白生絹若俄被召內藏寮歟、諸司供莚道、今朝殿下仰云、地濕者不可敷莚道歟、予申云、如長

和記者爲隔車馬道云々、雖深泥不可被略歟之由令申畢、其路隔弘御所南簀子、兼撤立蔀、出明義仙華門、行列如行幸儀、

上達部左大將〻〻〻〻等先行、花山、予、拾遺、相公懸袍前於上手、依深泥着深沓、他人多淺

履、殿下乘輿參會給、左右府兼參會給〻〻〻〻公卿各列立中門外被渡劍璽入御、新主兼

出御、以寢殿爲晝御座、垂母屋御簾、上庇、〻〻、御簾出御之時、前內大臣定通公於母屋內褰御簾云々、〔葉室資賴卿記、建長七年薨〕

後二條天皇崩御　後花園天皇踐祚

後村上天皇崩御　長慶天皇踐祚

增鏡　十五うら千鳥　かくて八月の（憲治三年）はじめつかたより、內の（後二條天皇）うへれいならずおはしますとて、（中略）いとかひなく、廿五日ねの時ばかりにはてさせ給ぬ、（中略）春宮は（花園天皇）正親町殿へ行啓なりて劍璽わたさる、八月廿六日踐祚なり、十二（廿カ）にぞならせ給ふ、

神皇正統記　第九十三代、後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子、御母は西華門院源の基子、內大臣具守のむすめなり、辛丑（正安三）のとし卽位、壬寅に改元（乾元）、天下を治め給ふ事六年ありて、世をはやくし給ふ、二十四歲おましく〳〵き、

第九十四代、花園院、いみなは富仁、伏見第三の子、御母は顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女なり、戊申（德治三）のとし卽位、改元、延慶

鳩嶺雜事記　應安元年卽正平廿三年也、三月十一日、住吉御所崩御、（後村上天皇）御年四十一、奉號後村上院、

花營三代記　上　貞治（應安元）七年三月十一日、子剋南方住吉殿崩御之由有其聞、

嘉喜門院集　侯爵前田利爲氏所藏　正平廿三年、世の中りやうあんに侍し比、この春うつしうへられし櫻の散さる枝よつけて、內の（長慶天皇）御方より、（御贈答歌略す）

○踐祚の年月を明記したるもの無けれども、前揭の嘉喜門院集に徵するときは、正平二十三年三月十一日、後村上天皇崩御後間もなく皇位を繼承したまひしことを拜察すべし、

稱光天皇崩御　後花園天皇踐祚

後土御門天皇崩御

滿濟准后日記　（正長元年）應永卅五年七月廿日、雨、今曉卯終主上（稱光天皇）崩御、御歲廿八歲、皇子一人モ無御座、珍事々々、崩御在所黑戶也、於彼殿者可被造替歟云々、

廿八日、晴、今日、新主（後花園天皇）御踐祚、自仙洞渡御三條前右府（公光）亭、御車八葉、供奉少々、非殊御行粧云々、未宮御儀也、御裝束御半尻云々、次劍璽渡御、自內裏西四足門御出、次將以下供奉、執柄云等公卿殿上數輩令供奉云々、御路次樣、自四脚御出南行、土御門東行、高倉南行テ、奉渡踐祚御所云々、次內侍所、其儀如前々、但執柄無供奉之儀云々、供奉卿相雲客悉各別云々、次新主令着御裝束、御引直（衣脫カ）云々、踐祚之儀在之、攝政先慶ヲ奏申サル、云々、次諸卿一烈（列）又拜在之云々、無風雨難、每事無爲珍重、內裏四足ヨリ踐祚御所マテ管領警固云々、仙洞門武衛警固云々、室町殿樣於土御門高倉御見物云々、

薩戒記目錄　正長元年七月廿日、主上崩御亨、參御輩守護夜御殿事、人々纓事、劍璽渡御間事、御北首事、右大辨奉行、

廿八日、內侍所渡御供奉、次裝束事、踐祚事、有儀、踐祚傳國無劍璽例等事、

後法興院記　明應九年九月廿八日庚辰、曉來雨時々下、申刻小雷風吹、及晚止、未明

後柏原天皇踐祚

自方々告示云、去曉寅刻主上（後土御門天皇）崩御云々、無常迅速習雖不始于今、當時之傷嗟言語絶了、

廿九日辛巳、晴、昨今就崩御儀、侍從大納言（三條西實隆）幷勸修寺黃門（經鄕）許に以使者有仰遣事等、抑今度遂以無讓位儀崩御條、更不可先規、凡珍事也、

十月廿五日丙午、晴、今夜踐祚（後柏原天皇）云々、後日可尋記之、定每事爲新儀歟、

後柏原天皇崩御後奈良天皇踐祚

和長卿記　明應九年四月五日己丑、天明於正親町亭帥卿（廣光）等皆參會、談雜事之內、第一主上御腫物逐日御增氣、御惱既事可窮之御樣體云々、

九月廿八日庚辰、小雨灑、又晴、今曉丑刻許自局有使者云、主上漸可有御事之樣也云々、仍着衣冠馳參、既有御事也、

十月廿五日丙午、天晴、今夜踐祚也、先天氣快然、諸人所感悅也、

實隆公記　大永六年四月七日庚申、晴、早旦可參之由有告、倒衣裳參入、已一大事（後柏原天皇）御體也、知恩院參入、奉勸念佛數遍慥唱御、或合掌、或被放御手、朝日三竿時分奉移記錄所上床上、經程御氣絕歟、民部卿（甘露寺光長）一人在御傍、呑聲之外無他、

廿九日壬午、晴、及晚雨、（中略）今日踐祚（後奈良天皇）也、秉燭程先入御本殿云々、

二水記　大永六年四月七日卯刻遂以崩御也、（御年六十三、）近臣只惘然、悲淚哭聲、皆以消魂、

後奈良天皇崩御正親町天皇踐祚

後光明天皇崩御後西天皇踐祚

臨此期又奉移記錄所訖、智恩院長老祇候、有御十念稱名、殊御高聲也、正念御終焉、御往生無疑者也、

廿九日、天陰、晚頭雨降、今日有踐祚（後奈良天皇）亶、薄暮參內、（今夜依吉事垂纓參候也、人々皆垂纓也、）頃之、親王御方渡御（其路自御妻戶御所經男末西北幷御湯殿南簀子、令入西面黑戶御也、）（中略）今度別殿儀依無其便、先親王渡御儀有之云々、仍劍璽渡御事不及其儀也、先例如何之由有沙汰、但當時之儀又有何事哉云々、戌刻臨此期雨晴、（御物具御張給）新帝出御晝御座、

康雄記　弘治三年九月四日、今曉刁刻當今（後奈良天皇）崩御也、御歲六十二歲、號後奈良院、

同年十月廿七日、踐祚（正親町天皇）（中略）踐祚次第略之、刻限諸卿參集、劍璽渡御　今度依無其便被略之、但本來被安置本殿之上者、別不可及被渡申歟、

皇年代略記　下　後奈良院、（中略）弘治三年九月五日崩、奉葬於泉涌寺、奉號後奈良院、

正親町院、（中略）弘治三年十月廿七日踐祚、

宣順卿記　承應三年九月廿日、終日雨降、入夜陰晴、今朝勾當內侍越前へ以使御氣色伺申之處、早使歸有御事之由申、驚入落淚暫絕言語、（中略）聞、昨夜自子剋許御增氣、明方

桃園天皇崩御
後櫻町天皇踐祚

(後光明天皇)ニ崩御、御歳廿二才、以之外御熱氣云々、御疱瘡ハ不宜出樣ト云々、御氣色も御膳等もコヽロヨクアカリ給ト云々、

十一月廿八日、晴、及晩陰、祝著之儀如例、今日(後西天皇)踐祚、(中略)未刻許劍璽渡御、

忠利宿禰記

承應三年九月廿六日癸丑、新坂掛川之間、少内記定慶馳寄示云、去廿日主上崩御之由有聞云々、

十一月廿八日甲寅、晴、今日花町宮(後西天皇)、御諱良仁、(後水尾)上皇皇子、御母故左中將隆致朝臣女、慶安元年七月十九日爲親王、同四年十一月廿五日任式部卿、今年御十七才、於花町亭有踐祚之事、今日自仙洞被渡劍璽於花町亭、於内侍所者、御坐舊主假殿、是花町亭依狹少不渡御、云々、

愚紳

寶曆十二年七月十二日癸酉、陰雲覆、早旦自葉室大納言(賴要卿)、御違例旨一統被觸之、逐電參内、付勾當内侍窺御氣色、人々多參入、頃之、自勾當内侍、先御靜謐之由被申出、仍各退出、午下刻又有火急召、倒衣裳馳參、關白殿已下上達部殿上人親王等、逐々馳參入、宮中騷動絶言語、所察御藥不輕御歟、附女房雖窺天氣不及答、關白殿傳奏議奏等被參御前、未剋斗近臣各可參御前者參入御前、龍床頭常御殿琴碁書畫繪間、已崩御後也、只今御閇(茫)眼云々、忙然如夢、今一度不拜御存生聖顏、誠以遺恨、血涙遮面、心中惱亂者也、被立覆御屛風之間、雖御遺體分明不得拜、殘懷更難盡、(中略)御在位十六年、聖壽纔廿二、抑今日崩御堅固可秘藏旨、關白殿被命、依之如御在世、供御已下、女房供進于御遺體、又見其儀、實魂魄如滅、此御事已後、萬事如存如亡、但晝夜候龍床邊、琴碁書畫繪間、爲御後世、心中念佛誦經之外無他事、抑今度御惱、御脚氣逆上御急症云々、醫師靜安日來進御藥、懈怠至也、自去八日比有御腫氣云々、

廿一日壬午、今曉寅剋有召參入、主上(桃園天皇)此曉終被崩之旨、關白殿被仰、今更如向暗夜、則卷上纓(用近衞殿說)、伺候、來廿七日巳剋智子(後櫻町天皇)内親王可有踐祚者、内親王昨日二十日密々自櫻町殿御所令參内給之間、更不及渡御儀、

廿七日戊子、天晴、卯斜着束帶(丸鞆帶、垂纓、花田穀織下襲、同裾、平絹表袴、沓、裏押平絹、文如恒、)參内、今日一品智子(サト)内親王(春秋廿三、櫻町院第二皇女、母儀青綺門院舍子、安祥院關白吉忠公女、)

元文五、八、四降誕、稱宮、以茶(イサ)延享三、八、四被改稱緋(アケ)宮、寛延三、三、廿八内親王宣下、御名字智子(サト)、寶曆九、二、廿八一品宣下、直敍、同十、十二、廿一自青綺門院御所移徒(徙カ)新造殿、櫻町殿、可被行踐祚禮之故也、關白(内前公)令參内給、其外公卿殿上人多參入、皆垂纓、午剋新帝出御晝御座、平敷、簾中、小御所也、

賴言卿記

寶曆十二年七月廿日辛巳、主上御不豫甚御大切、若被及御異變候ハヽ、

後桃園天皇崩御　光格天皇踐祚

親王御十歳許迄緋宮御在位之夏被仰出了、廿一日壬午、今曉寅刻比崩御、御年廿二、悲歎不能筆端、各卷纓不掛組掛、(緒カ)廿七日戊子、今日智子內親王踐祚也、春秋廿三、巳刻出御于晝御座簾中、先是、內侍二人取劍璽置夜御殿、內々儀其由許、去廿日令渡于內親王直廬給、以御三間爲直廬、

法令全書　明治三庚午年太政官

第三十九　正月十八日〔布〕〔太政官〕

桃園天皇　御崩日七月十二日　御發表七月二十一日

(後櫻町天皇、後桃園天皇、仁孝天皇を略す、)

右四帝　御崩日ヲ以テ　御祭日ト被定候事

愚紳　安永八年十月廿九日己卯、晴、今曉寅剋於源氏八景繪間崩云々、主上崩御之旨(後桃園天皇)內々聞之、而堅固密儀不及露顯、寶曆已來祕藏事出來、末代儀可嘆々々、抑主上平生御病質、自幼稚御時令病兩眼給、而左御目于今御不快、不分御於黑白、自去四月依疳勞御腹張、七月以後水腫令加、時々有御氣塞、又御腹中血壞自幼少御時所有之也、增長、頗御難治事也、自當月中旬逐日御增氣、其儀雖有參差、御氣力次第令疲勞給之上、昨夕俄御閉塞、到今曉終及御大事、誠不所言語及、御病中醫藥祈謝等事、大略無殘所、春秋纔廿二、

十一月九日己丑、晴、自去夜候宮中、及天曙關白被申云、主上今曉寅剋崩御云々、凡國忌被用他月始于此歟、無念至也、

廿五日乙巳、晴、時々陰、今日新帝(光格)春秋九、先帝御養子、御養母准后從三位藤原朝臣維子、實太宰帥典仁親王子、母家女房云々、踐祚也、

韶房卿記　安永八年十月廿八日戊(戊)寅、晴、自亥剋比主上御不豫不勝給、人々群參、

十一月九日乙巳、陰、主上今曉寅剋崩御、兩役江殿下被命兩、役表仕(奉カ)、宮窺御機嫌、先是卷纓小結、

廿五日乙巳、晴、今日儲王兼仁、九才、踐祚、上卿左大臣(鷹司輔平)、弁俊親、傳奏今出川大納言(實種)、奉行篤長朝臣禁中江爲御祝義兩役組合金三百疋、民部卿(油小路隆前)催、自予許も仕出、獻上、踐祚相濟、於御三間御對面、先相(攝政殿)役一統拜天顏、下段御椽被敷列座、南面、次兩傳拜天顏、御椽座敷北面、次左大臣、內大臣(近衞師久)、右大將(鷹司政熙)、二條大納言(治孝)、九條大納言(輔家)、次近衞准后(內前)、帥宮(典仁親王)、次加勢梅園前宰相(實繩)拜天顏、

法令全書　明治三庚午年太政官

第三十九　正月十八日〔布〕〔太政官〕

後桃園天皇　御崩日十月二十九日　御發喪十一月九日

(桃園天皇、後櫻町天皇、仁孝天皇を略す、)

右四帝　御崩日ヲ以テ　御祭日ト被定候事

言成卿記　弘化三年正月廿七日、御違例、御機嫌伺附御帳了、（中略）日々御同樣御容體被告云々、眞實廿六日曉御事切了、故別段御容體不變也、

二月六日、辰刻詰參仕、主上（仁孝天皇）今寅刻崩御云々、予直卷纓吉了、

十三日、衣冠、奴袴、垂纓、踐祚恐悦、新帝（孝明）聲固固關陣儀了者、於禁中ハ卷纓、恐悦言上、附于御帳、

實麗卿記　弘化三年正月廿六日壬午、晴、今曉丑斜家君（實久）有召、直御參之處、天下大事出來、主上日頃少々御違例、常膳乖例之處、到今曉不輕御容體之旨、以御書告示給、誠愕然々々、卯斜從番頭右兵衞督、主上御違例之間可窺御機嫌之旨被示、卽剋逆衣馳參窺御機嫌之處、以外之御容體由、仰天絕言語、時人々馳參、唯忙然不知爲方、悲歎無謂、斗、自議奏卿被示云、御容體不輕之間、爲守護日々可候御前之旨也、仍一三五番二四六番等之日割ニて參上之事、近臣第一源亞相被定、予四番之間退出了、于時未斜也、

二月五日辛卯、晴、卯斜參內、當番（請取）也、候詰、今夜丑剋斗殿下、右府、內府等、小濱侍從（所）諸司代於小御所下段有御面會、予殿、下候御燭、殿下入自上段給之後、北庇留居、（此事兼從武傳有沙汰、不）知其子細、案踐祚之事御內慮御返答歟、（中略）殿下被仰渡次第一々承之、賜一紙寫了返上、付議奏、文體續左、

主上御不豫ニ付

東宮可有受禪之處

御大切乍御殘念踐祚

御治定被仰出候

右早々西園寺入道（寬孝）許江相達、尤一列江茂可被傳申達了、右一條自右兵衞督以廻文被示、且參合之輩東宮江恐悦可申上之旨也、仍直申上、（附女房言上、）

六日壬辰、陰晴不定、今曉寅刻主上崩御之由承之、更驚歎絕言語、又々愁淚絞袖、抑頃年玉體被爲渡平安、萬民爲安堵、豈圖哉、常膳乖例、不幾許晏駕給、四海諒闇、誠哀哉、天皇春秋四十七、（御諱惠仁、光格天皇第二皇子、母新清和院欣子、實東京極院婧子、經通公女、）寬政十二年庚申降誕、文化六年己巳三月廿四日立太子、同八年辛未三月十六日元服、同十四年丁丑三月廿二日受禪、同年九月廿一日卽位、文政元年戊寅十一月廿一日大嘗會、（近江、丹波、在位卅年了

十三日己亥、晴、今日踐祚也、卯斜參女院、（垂纓、奴袴、）着踐祚恐悦申上、次參內、先踐祚恐悦申上、（御帳）

孝明天皇崩御　明治天皇踐祚

如例、此恐悦坊官人々、次候詰、如先日來、午斜踐祚之儀了、
以表使被申上云々、　此時卷纓、

法令全書　明治三庚午年　太政官

第三十九　正月十八日(布)〔太政官〕

仁孝天皇　御崩日正月二十六日　御發喪二月六日

（桃園天皇、後櫻町天皇、後桃園天皇を略す）

右四帝　御崩日ヲ以テ　御祭日ト被定候事

言成卿記　慶應二年十二月廿五日、雨降、主上(孝明天皇)御樣子密々奉傳之處、兎角未安心御容體恐懼、偏御順快奉祈者也、不甘飲食、心配只此事也、風聞、眞實今晚丑刻許御大切云々、恐懼千萬、血淚迫喉、心底如闇夜、然而御次第事可有之間祕密云々、

廿九日、小番御免廻文、主上今廿九日辰刻崩御候、親王准后等今日中伺御機嫌之事、自今日御殿內御精進之事、右之通御一列ニ可被示傳候、　十二月廿九日

三年正月九日、辰刻衣冠、奴袴、垂纓、助所勞詰參仕了、詰衆舊主御前令卷纓、今日踐祚、當日恐悦(明治天皇)新帝ニ申上、附于御帳了、改指袴候詰、

實麗卿記　慶應二年十二月廿五日庚戌、雨下、傳聞、主上御容體不輕之由也、誠恐々儀、

神明加護仰願之外無他、

廿六日辛亥、晴、入夜亥半刻計實陳ニ廻文到來、主上御容體追々被爲差重候間、今日中可
窺御機(體脫カ)之旨也、直參內伺之處、以外之御容體之由退出所語也、天下大患有此事、絕言語、悲
歎々々、但日々可窺御機嫌之旨被觸了、

廿八日癸丑、晴、主上御不豫ニ付親王踐祚之事御治定被仰出之旨被觸、

主上御不豫ニ付親王可有受禪之處、御大切乍御殘念　踐祚御治定被仰出候、(中略)

十二月廿七日

廿九日甲寅、晴、今日辰剋主上崩御之由實陳ニ被觸、更驚歎絕言語、悲歎愁淚絞袖、抑頃
玉體被爲渡平安、衆庶爲安堵之處、豈圖哉、去十七日比御痘瘡之由、追々被爲重、不幾許晏
駕給、四海諒闇、誠哀哉、天皇春秋三十六、御諱統仁、仁孝天皇第四皇子、養母新朔平門院祺
子、實母新待賢門院雅子、實光公女、天保二年辛卯六月十四日降誕、同六年乙未九月十八日親王
六才宣下、同十一年庚子三月十四日立太子、同十五年甲辰三月廿七日元服、弘化三年丙
午二月十三日踐祚、十六、同四年丁未九月廿三日卽位、嘉永元年戊申十一月廿一日大嘗
會、近江、丹波、在位十九年了、

天皇崩ずるときは皇嗣即ち踐祚す

三年正月九日甲子、晴、今日踐祚也、

四　皇室典範義解　第二章　踐祚即位

第十條　天皇崩スルトキハ、皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク、

再ヒ恭テ按スルニ、神武天皇ヨリ舒明天皇ニ至ル迄三十四世、嘗テ讓位ノ事アラス、讓位ノ例ノ皇極天皇ニ始マリシハ、蓋女帝假攝ヨリ來ル者ナリ、繼體天皇ノ安閑天皇ニ讓位シタマヒシハ、同日ニ崩御アリ未タ讓位ノ始トナスヘカラス、聖武天皇、光仁天皇ニ至テ遂ニ定例ヲ爲セリ、此ヲ世變ノ一トス、其ノ後權臣ノ强迫ニ因リ、兩統互立ヲ例トスルノ事アルニ至ル、而シテ南北朝ノ亂亦此ニ源因セリ、本條ニ踐祚ヲ以テ先帝崩御ノ後ニ即チ行ハルヽ者ト定メタルハ、上代ノ恒典ニ因リ、中古以來讓位ノ慣例ヲ改ムル者ナリ、

第二款　讓位

皇位の繼承は、天皇の崩御に因るの外、中世以後は、天皇在世中の讓位に因るの例を生ぜり。讓位は、一に遜位と謂ひ、或は讓國と謂ふ。邦語に之を「ミクニユヅリ」と訓ず。又皇嗣の讓を受けたまふことより見て受禪とも謂ふ。讓位と受禪とは、唯觀點を異にする名稱の別たるに止まり、全く同一にして、儀禮に於いても、讓位の式は即ち受禪の式に外ならず(一)。

讓位のことの史に見えたるは、日本書紀皇極天皇四年六月の條に「讓位於輕皇子」とあるを嚆矢と爲す。日本書紀には、是より先、安閑天皇の即位前紀に「男大迹天皇立大兄爲天皇、即日、男大迹天皇崩」と見え、其の文義に依れば、繼體天皇の在世中に位を安閑天皇に讓りたまひしものゝ如く、隨つて或は之を以て讓位の初と爲す說あれども、繼體天皇讓位のことは、繼體天皇紀には全く其の記載無きのみならず、安閑天皇の即位元年は、繼體天皇崩御の三年の後なることに併せ考へ、之を讓位の初例と爲すは、恐らくは當らず(二)。

是の故に、我が國史に於ける天皇在世中の讓位は、皇極天皇の位を

孝德天皇に讓りたまへるを以て、其の最初と爲すべし。皇極天皇の讓位は、蘇我蝦夷入鹿父子誅戮のことありしに因るが如しと雖も(七)、女帝に在しゝことも、蓋し其の重要なる原因の一なるべし。

皇極天皇の後九代の間に、持統天皇、元明天皇、元正天皇の三代は、在世中讓位ありたりと雖も、何れも女帝なり(八)。

聖武天皇に至り、始めて女帝に非ずして、在世中に讓位のことあり、我が皇位繼承の史上に一新例を開きたまへり。次いで光仁天皇亦位を桓武天皇に讓りたまひ、爾來歷代相尋いで讓位受禪の儀あり。皇位の繼承は、天皇崩御の後に皇嗣踐祚したまふ場合にも、尙如在の儀を以て讓位の式を行はせられたる例あり。日例と爲すに至れり(九)。

後一條天皇以後に至りては、天皇崩御の後、後朱雀天皇の踐祚したまひしを記して「以二如在之儀一、今日讓二位於皇太弟一」とあり。後冷泉天皇崩御の後、後三條天皇踐祚したまひ、堀河天皇崩御の後、鳥羽天皇踐祚したまひしも、等しく如在の儀を以てしたまへり(一〇)。

室町時代には、天皇崩御の後に踐祚ありし例多けれども、是寧ろ皇室の用度闕乏し、讓位の式典を擧げたまふことの不能なりしに因るものにして、和長卿記明應九年九月二十八日の條に、後土御門天皇崩御のことを記し「今度不レ及二御讓位之沙汰一、於レ今者可レ爲二踐祚之間一、尤無念之事也」とあり、又後法興院記同年九月二十九日の條に「抑今度遂以無二讓位儀一崩御條、更不レ可レ有二先規一、凡珍事也」とあるに依りても、當時に於いては、讓位が却つて皇位繼承の正態として認められたる

ることを窺ふに足るべし(六)。

譲位の原因として見るべきものは、各場合に就き同じからず。天皇譲位あるに當りては、概ね詔を以て叡旨の在る所を宣示したまふ例なれども、譲位の詔に於いて、其の理由として示したまへる所も、往々多岐に亙れることあるのみならず、時としては、別に眞實の原因あることを窺ひ得べきことも、其の例無きに非ず。先づ譲位の詔に就き拝すれば、或は天皇老齢に及びたまひ、又は疾病に因り、親ら政務を總攬したまふに堪へずとして譲位したまひ、或は天災地異又は疫病其の他の災異あるに因り、不徳の致す所なりとして譲位したまひ、或は確たる理由を示したまはず、單に萬機に堪へずとして譲位したまひ、或は女帝にして、皇嗣の既に長じたまへるに因り譲位したまへるもあり。譲位の詔を以て宣示したまへるに非ざれども、當時の事情に依り、其の眞實の原因なりとして推察し得べきものには、或は政を院中に聞召さんが爲にしたまひ、或は權臣の專横を憤らせたまへるに因り、或は討幕のことを擧げたまはんが爲にしたまひ、或は出家遁世の爲にしたまへる等を窺ひ得べし。稀には異常の政變に基づき譲位したまへる例も無きに非ず(七)。

凡そ譲位は、聖慮に出づるを常則とすることは言を俟たず。唯史上時としては、聖慮に出でず、他の強制に因り譲位したまへる例あるを見る。或は上皇又は母后の意思に基づくものあり。崇徳天皇の譲位は、御父鳥羽法皇の院旨に基づき、土御門天皇の譲位は、御父後鳥羽上皇の内諭に因り、六條天皇の譲位は、御祖父後白河上皇の叡慮に基づき、朱雀天皇の譲位は、母后藤原穩子の内意に因るが

如き是なり(八)。或は權臣の壓迫に因るものあり。藤原道長の、三條天皇に迫りて位を後一條天皇に讓らしめ、平清盛の、高倉天皇に要請して位を安德天皇に讓らしめ奉れるは、何れも其の女所生の皇嗣を立てゝ權勢を恣にせんとするに出でたるものにして、北條氏の陪臣を以て皇位の繼承に容喙し、後宇多天皇以後數代に亙りて讓位を奏請したると共に一時の變例なり(九)。

聖慮に基づかずして讓位ありし場合の、殊に異例として見るべきものには、天皇に重大の事故あり、又は異常の變に際し、臣僚の議を以て退位のことを決し、讓位の儀の行はれざりし例あり。特に之を遜位と稱し、以て讓位と區別することなきに非ざれども、遜位と讓位とは本來同義にして、其の間差別あるに非ざるを以て、特に之を遜位と稱することは、必ずしも當らず。其の史上に見えたるは、

陽成天皇御惱甚だしく、政務を視そなはせたまふこと能はざるに因り、關白藤原基經群臣と議りて讓位のことを決行し、花山天皇の、女御藤原忯子の卒去を悲み世を厭ひたまふや、右大臣藤原兼家、其の子道兼と謀りて、天皇を花山寺に誘ひ落飾せしめ奉り、其の女詮子の所生たる一條天皇を皇位に卽かしめ、仲恭天皇の御年僅に四歲にして承久の兵亂に遭ひ、因つて位を去りたまひし諸例あるのみ(一〇)。

更に重大なる異例として見るべきものには廢位の例あり。廢位とは太上天皇の詔命を以て皇位を去らしむるを謂ふ。孝謙上皇の淳仁天皇を廢したまへるは是なり。孝謙上皇天平寶字八年十月の詔には「今聞仁仲麻呂止同心之天、竊朕乎掃止謀家利、(中略)故是以、帝位乎方退賜天、親王乃位賜天、淡路國乃公止退賜」と見えたり(一一)。

抑〻讓位受禪の儀は、中世以來常例を爲すに至れりと雖も、其の弊尠からざりしことは、史上歷々として之を見るべし。皇室典範の制定に至り、全然讓位の儀を廢し、祖宗の恒典に則り、皇位の繼承は天皇崩御の場合に限るものと定められたることは、既に述べたるが如し。

讓位表

天皇	讓位年月日	受禪天皇
皇極天皇	四年六月十四日	孝德天皇
持統天皇	十一年八月一日	文武天皇
元明天皇	和銅八年九月二日	元正天皇
元正天皇	養老八年二月四日	聖武天皇
聖武天皇	天平勝寶元年七月二日	孝謙天皇
孝謙天皇	天平寶字二年八月一日	淳仁天皇
淳仁天皇	天平寶字八年十月九日	稱德天皇
光仁天皇	天應元年四月三日	桓武天皇
平城天皇	大同四年四月一日	嵯峨天皇
嵯峨天皇	弘仁十四年四月十六日	淳和天皇
淳和天皇	天長十年二月二十八日	仁明天皇
清和天皇	貞觀十八年十一月二十九日	陽成天皇
陽*成天皇	元慶八年二月四日	光孝天皇
宇多天皇	寬平九年七月三日	醍醐天皇
醍醐天皇	延長八年九月二十二日	朱雀天皇
朱雀天皇	天慶九年四月二十日	村上天皇
冷泉天皇	安和二年八月十三日	圓融天皇
圓融天皇	永觀二年八月二十七日	花山天皇
花*山天皇	寬和二年六月二十三日	一條天皇
一條天皇	寬弘八年六月十三日	三條天皇
三條天皇	長和五年正月二十九日	後一條天皇
後朱雀天皇	寬德二年正月十六日	後冷泉天皇
後三條天皇	延久四年十二月八日	白河天皇
白河天皇	應德三年十一月二十六日	堀河天皇
鳥羽天皇	保安四年正月二十八日	崇德天皇

崇徳天皇	永治元年十二月七日	近衛天皇	一月七日
後白河天皇	保元三年八月十一日	二條天皇	一月十一日
二條天皇	永萬元年六月二十五日	六條天皇	二月十五日
六條天皇	仁安三年二月十九日	高倉天皇	二月十九日
高倉天皇	治承四年二月二十一日	安徳天皇	二月二十一日
後鳥羽天皇	建久九年正月十一日	土御門天皇	一月十一日
土御門天皇	承元四年十一月二十五日	順徳天皇	一月二十五日
順徳天皇	承久三年四月二十日	仲恭天皇	四月二十日
仲*恭天皇	承久三年七月九日	後堀河天皇	七月九日
後堀河天皇	貞永元年十月四日	四條天皇	十月四日
後嵯峨天皇	寛元四年正月二十九日	後深草天皇	正月二十九日
後深草天皇	正元元年十一月二十六日	龜山天皇	十一月二十六日
龜山天皇	文永十一年正月二十一日	後宇多天皇	正月二十一日
後宇多天皇	弘安十年十月二十二日	伏見天皇	十月二十二日
伏見天皇	永仁六年七月二十一日	後伏見天皇	七月二十一日
後伏見天皇	正安三年正月二十一日	後二條天皇	正月二十一日
花園天皇	文保二年二月二十六日	後醍醐天皇	二月二十六日
後醍醐天皇	延元四年八月十五日	後村上天皇	八月十五日

長慶天皇	弘和三年	後龜山天皇	三年
後小松天皇	應永十九年八月二十九日	稱光天皇	二十九日
後花園天皇	寛正五年七月十九日	後土御門天皇	十九日
正親町天皇	天正十四年十一月七日	後陽成天皇	七日
後陽成天皇	慶長十六年三月二十七日	後水尾天皇	二十七日
後水尾天皇	寛永六年十一月八日	明正天皇	八日
明正天皇	寛永二十年十月三日	後光明天皇	三日
後西天皇	寛文三年正月二十六日	靈元天皇	二十六日
靈元天皇	貞享四年三月二十一日	東山天皇	二十一日
東山天皇	寶永六年六月二十一日	中御門天皇	二十一日
中御門天皇	享保二十年三月二十一日	櫻町天皇	二十一日
櫻町天皇	延享四年五月二日	桃園天皇	二日
後櫻町天皇	明和七年十一月二十四日	後桃園天皇	二十四日
光格天皇	文化十四年三月二十二日	仁孝天皇	二十二日

○本表中*を附せるは譲位中特に異例に係るものを示す、

一　色葉字類抄　下　畳字　師　譲位

名目抄　恒例諸公事臨時篇　譲位（ジヤウヰ）、又遜位（ソンヰ）、有節會、

日本書紀　二十四皇極天皇　四年六月庚戌(十四日)、讓位於輕皇子(孝德天皇)、

三代實錄　二十九清和天皇　貞觀十八年十一月廿九日壬寅、(中略)是日、天皇讓位於皇太子(陽成天皇)、

玉葉　治承四年二月廿一日癸卯、此日、有讓位事(安德天皇)、御歲三歲、

資朝卿記　文保二年二月廿六日戊午、今日天皇(花園)御讓位也、

讓位の別稱

日本紀略　宇多天皇　寬平九年七月三日丙子、午刻天皇御紫宸殿、讓位於皇太子敦仁親王、宣制如常儀、遜位之後、遷御弘徽殿、

遜位

百錬抄　五白河天皇　應德三、十一、廿七遜位、

讓國

儀式　五　讓國儀

代始和抄　御讓位事　父子讓國の時は、子たる道よろつ父の命をそむくへきことはりなきによりて、義讓の事なし、幼主成人によらさる也、

類聚國史　二十五太上天皇　帝王部五平城天皇　淳和天皇弘仁十四年五月甲子(十一日)、臣諱平城太上天皇言、先帝不棄丹朱、謬辱丕業、懵性不佞、添以錮疾、仍懼尸位、禪太上皇、太上皇帝、看賢讓國、遁跡瀕性、屬斯能事、感激更邃、是以除號之書、奉太皇帝、

葉黃記　寬元四年正月廿九日己未、天晴、今日有讓國事、〔葉室定嗣文永九年薨〕

禪位

日本書紀　二十五孝德天皇　天豐(皇極)財重日足姬天皇四年六月庚戌(十四日)、(中略)於是中大兄(天智天皇)深嘉厥議、密以奏聞、天豐財重日足姬天皇授璽綬禪位、

續日本紀　九元正天皇　神龜元年二月甲午(四日)、天皇(元正)禪位於皇太子(聖武天皇)、

續日本紀　六元明天皇　靈龜元年九月庚辰(二日)、天皇禪位于氷高內親王、詔曰、(中略)一品氷高內親王、早叶祥符、夙彰德音、天縱寬仁、沉靜婉孌、華夏載佇、謳訟知歸、今傳皇帝位於內親王、

傳位

日本後紀　十七平城天皇　大同四年夏四月戊寅(三日)、(中略)天皇遂傳位、避病於數處、

續日本後紀　一仁明天皇　天長十年三月己丑(二日)、詔曰、朕不免叡託、馭朽乘奔、瞻公卿而兢懷、顧兆庶而軫念、思弘國憲、无虧成規、後太上天皇(淳和)、憲章千古、含育萬邦、仁化未饒、機事遄脫、今檢詔旨云、天下多尊、百姓所苦、避位之號、勿隨舊典、

避位

後淨明珠院殿記　寬永二十年十月

應警備事

使散位正五位下大石正弘　內舍人正六位上和氣朝臣長次

右今日避位傳皇太子、當此際會疑警物聽、仍爲警固、彼國差件人等、賚木契發遣、國宜承知、

逃位
退位
傳國

依例施行、勅到奉行、

寛永廿年十月三日

日本紀略　朱雀天皇　延長八年九月廿二日壬午、(醍醐天皇)先帝逃位讓(朱雀天皇)皇太子、年八、

天慶九年四月十九日己卯、於宜陽殿行固三關並警固事、依明日可有(朱雀)天皇御讓位也、廿日庚辰、天皇逃位於皇太弟成明親王(村上天皇)、

神皇正統記　第九十四代の天皇、諱は富仁、(中略)天下を治め給ふ事十一年にてのかれ給ふ、尊號例のことし、世中あらたまりて出家せさせ給ひき、

義演准后日記　慶長三年十月廿二日、晴、(中略)當今御退位頻其沙汰有之、廿六日、晴、(中略)當今御退位之事、親王御方と八條宮と仰事在之、珍重〳〵、

日本紀略　醍醐天皇　寛平九年七月三日、午三刻太上(宇多)皇讓天祚于紫宸殿、傳國詔命云、春宮大夫藤原朝臣(時平)、權大夫菅原朝臣(道眞)、(醍醐天皇)少主未長之間、一日萬機之政可奉可請之事可宣可行云云、

玉葉　建久九年正月七日丁巳、天晴、(中略)讓位事、傳國等事、自元不及沙汰云々、幼主不甘心之由、東方頻雖令申、綸旨懇切、(中略)來十一日可有傳國之事云々、

脫屣（ダッシ）
ミクニユヅリ

名目抄　恒例諸公事臨時篇　脫屣

代始和抄　御讓位事　脫屣といふは、くつをぬくといふ心なり、昔虞舜といふ聖人の、天位をむさぼる心のましまさゝるに依て、位をさる事をは蔽れたる屣をぬくかことく思給へり、やふれたるくつをぬきすつる事、露はかりも惜き心なきにたとふる也、これは舊主につきたる詞也、

續日本紀　六元明天皇　靈龜元年九月庚辰(二日)、天皇禪位于氷高内親王、詔曰、(中略)朕君臨天下、撫育黎元、(中略)憂勞庶政、九載于茲、今精華漸衰、耄期斯倦、深求閑逸、高踏風雲、釋累遺塵、將同脫屣、因以此神器、欲讓皇太子、

資朝卿記　文保二年二月廿五日丁巳、陰而不降、參土御門殿幷持明院殿、御脫屣事條々伺之、

代始和抄　御讓位事　御國ゆつりは天下の重事、世の替りめたるによりて、非常をいましめんために、警固固關といふ事をまつ最前に行はるゝ也、

うつぼ物語　嵯峨の院　御くにゆづりの事、この月になりぬるを、の給やうは、おなじ日春宮もさだめさせむとなんあめる、

大鏡　八　さておりさせ給て後、人々のなげきけるを御らんじて、院(朱雀上皇)より后宮にきこえさせ給へりし、くにゆづりの日、

日のひかりいでそふけふのしぐるゝはいづれのかたのやまべなるらん

名目抄　恒例諸公事臨時篇　讓位(ジヤウキ)又遜位(ソンキ)、受禪(ジユゼン)、無別義、有讓位有節會、受禪者則有此稱矣、

代始和抄　御讓位事　受禪と讓位とは、新舊の兩主にわたれる名なり、

讓位と受禪

續日本後紀　一　仁明天皇　天皇諱正良、先(嵯峨)太上天皇之第二子也、(中略)弘仁十四年夏四月甲午(十日)、皇太弟(淳和天皇)諱大伴受禪即帝位、壬寅(十八日)、立諱爲皇太子、天長十年春二月戊午朔乙酉(二十八日)、皇帝於淳和院讓位于皇太子、

多聞院日記　天正十四年九月廿三日、(中略)來廿六日禁中(正親町天皇)御讓位アリト云々、先段御遠崩(マヽ)御ノ親王(陳仁)樣ノ御息(後陽成天皇)、十六才云々、

廿六日、(中略)今日內裏ニハ御讓位在之云々、但延引歟ト、帝位ニハ四アリ、踐祖(祚)、先王崩御ノ後無即位以前歟、讓位、父王マシマシテ王位ヲ繼ヲ云也、受禪、父王去殿中院ヘウツリマシ〳〵テ以後ノ親王也、即位常ノ事也、

讓位の初見

二　日本書紀　二十四　皇極天皇　四年六月庚戌(十四日)、讓位於輕皇子(孝德天皇)、

皇極天皇讓位　孝德天皇受禪

日本書紀　二十五　孝德天皇　天豐財重日足姬(皇極)天皇四年六月庚戌(十四日)、(中略)天豐財重日足姬天皇授璽綬禪位、策曰、咨爾輕皇子云々、輕皇子再三固辭、(中略)輕皇子不得固辭、升壇即祚、

日本書紀　十七　繼體天皇　二十五年春二月、天皇病甚(繼體)、丁未(七日)、天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、

日本書紀　十八　安閑天皇　二十五年二月辛丑朔丁未(七日)、男大迹天皇立大兄(安閑天皇)爲天皇、即日、男大迹天皇崩、

書紀集解　十八　安閑天皇　二十五年春二月辛丑朔丁未(七日)、男大迹天皇立大兄爲天皇、讓位始于此、

皇室典範義解　第二章　踐祚即位

第十條(條文略す)

再ヒ恭テ按スルニ、神武天皇ヨリ舒明天皇ニ至ル迄三十四世、嘗テ讓位ノ事アラス、讓位ノ例ノ皇極天皇ニ始マリシハ、蓋女帝假攝ヨリ來ル者ナリ、繼體天皇ノ安閑天皇ニ讓位シタマヒシハ、同日ニ崩御アリ、未タ讓位ノ始トナスヘカラス、聖武天皇、光仁天皇ニ至テ遂ニ定例ヲ爲セリ、此ヲ世變

第二節　皇位繼承の原因　第二款　讓位

ノ一トス、

三

日本書紀　三十持統天皇　十一年八月乙丑(甲子)朔、天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子(文武天皇)、

續日本紀　一文武天皇　高天原廣野姫天皇(持統天皇)十一年八月甲子朔、受禪卽位、

續日本紀　六元明天皇　靈龜元年九月庚辰(二日)、天皇禪位于氷高內親王(元正天皇)、

續日本紀　七元正天皇　靈龜元年九月庚辰(二日)、受禪卽位于大極殿、

續日本紀　九元正天皇　神龜元年二月甲午(四日)、天皇禪位於皇太子(聖武天皇)、

續日本紀　九聖武天皇　神龜元年二月甲午(四日)、受禪卽位於大極殿、

四

續日本紀　十七聖武天皇　天平勝寶元年秋七月甲午(二日)、皇太子(孝謙天皇)受禪卽位於大極殿、

東大寺要錄　一本願章第一　天平勝寶元年(天平勝寶元年)七月二日甲午、禪位、年四十九、

水鏡　中聖武天皇　七月二日(天平勝寶元年)位ヲ去テ御グシヲ下御座シ、太上天皇ト申侍リキ、其年ハ天平廿一年ニテアリシニ、其年ノ七月二日ニ御位ヲ御息女ノ孝謙天皇ヘ讓奉シニ、同天平廿一年ノ同キ十二月、天平感寶ノ感寶ヲ改元ニテ天平勝寶元年ト替給テ、其八年ノ五月二日法皇ハ崩シ給キ、

續日本紀　二十一淳仁天皇　天平寶字二年八月庚子朔(孝謙)、高野天皇禪位於皇太子(淳仁天皇)、(中略)是日、皇太子受禪卽位於大極殿、

淳仁天皇受禪

光仁天皇讓位　桓武天皇受禪

平城天皇讓位　嵯峨天皇受禪

嵯峨天皇讓位　淳和天皇受禪

淳和天皇讓位

續日本紀　三十六光仁天皇　天應元年夏四月辛卯(三日)詔云、(中略)朕以寡薄、寶位乎受賜弖、年久重奴、而爾嘉政頻闕弖、天下不得治成、加以元來風病爾苦都身體不安、復年毛彌高成爾弖、餘命不幾、今所念久、此位波避天暫間毛御體欲養止奈所念須、故是以皇太子止定賜留山部親王(桓武天皇)爾、天下政波授賜布、(中略)是日、皇太子受禪卽位、

日本後紀　十七平城天皇　大同四年夏四月丙子朔、(中略)天皇自從去春、寢膳不安、遂禪位於皇太弟(嵯峨天皇)、

日本紀略　嵯峨天皇　大同四年四月戊子(十三日)、受禪卽位於大極殿、

弘仁十四年四月庚子(十六日)、帝御前殿、引今上曰、(中略)朕雖乏知人之鑒、與太弟周旋年久、太弟之賢明仁孝、朕之所察、仍欲傳位於太弟、已經數年、今果宿心、宜知之、今上避座跪言、臣以闇劣、疏派天潢、(中略)不敢承勅、帝不許、

日本紀略　淳和天皇　第五十三代

諱大伴、桓武天皇之第三子也、(中略)弘仁十四年四月庚子(十六日)、受讓爲天子、

續日本後紀　一仁明天皇　天長十年春二月戊午朔乙酉(二十八日)、皇帝於淳和院、讓位于皇太(仁明天皇)、

仁明天皇受禪

清和天皇讓位陽成天皇受禪

字多天皇讓位醍醐天皇受禪

醍醐天皇讓位朱雀天皇受禪

朱雀天皇讓位村上天皇受禪

冷泉天皇讓位圓融天皇受禪

子、（中略）是夕、今上抗表、辭寶位、（中略）後太上天皇不聽、丙戌（二十九日）今上重抗表、（中略）後太上天皇遂亦不許、於是天皇乃命車駕、拜謁先太上天皇及太皇太后宮於冷然院、還御東宮、

三代實錄　二十九　清和天皇　貞觀十八年十一月廿九日壬寅、皇太子出自東宮、駕牛車、詣染殿院、是日、天皇讓位於皇太子、（陽成天皇）（中略）皇太子受天子神璽寶劍、御鳳輦、歸於東宮、文武百官扈從如常儀、

日本紀略　字多天皇　寬平九年七月三日丙子、午剋天皇御紫宸殿、讓位於皇太子敦仁親王、宣制如常儀、遜位之後、遷御弘徽殿、其時春秋卅一、在位十二年、（醍醐天皇）

日本紀略　醍醐天皇　延長八年九月廿二日壬午、天皇逃位、讓於皇太子寬明親王、（朱雀天皇）詔曰、左大臣藤原朝臣（忠平）保輔幼主、攝行政事、內侍執劍璽、參宣耀殿、先帝御春秋卅六、今上八、（醍醐）

日本紀略　朱雀天皇　天慶九年四月廿日庚辰、天皇逃位於皇太弟成明親王、（村上天皇）詔止太上天皇號、遷御綾綺殿、年二十四、（村上天皇）今上廿一、新帝上表再謝推讓、勅不許、

日本紀略　村上天皇　天慶九年四月十三日（廿日）癸酉（庚辰）、受禪、御年廿一、

日本紀略　冷泉天皇　安和二年八月十三日戊子、天皇讓位於皇太子、新主（圓融天皇）於襲芳舍受禪、舊主（冷泉天皇）年廿一、在位二年、新主年十一、令太政（實頼）大臣攝行政事、如貞信（忠平）公故事、又立弟師貞親王爲皇太子、先帝遷御弘徽殿、

圓融天皇讓位花山天皇受禪

一條天皇讓位三條天皇受禪

三條天皇讓位後一條天皇受禪

後朱雀天皇讓位後冷泉天皇受禪

後三條天皇讓位白河天皇受禪

日本紀略　圓融天皇　永觀二年八月廿七日甲辰、天皇讓位於皇太子、（花山天皇）皇太子自閑院第移御堀河院受禪、卽日入內裏、儀一如行幸、先皇留御堀河院、

日本紀略　一條天皇　寬弘八年六月十三日乙卯、有御讓位事、午刻宣命云、皇太子座定賜（三條天皇）へる、（遜脫カ）居貞親王仁天日嗣遠授賜布、敦成親王立天皇太子止定賜布、（三條天皇）新帝上表陳謝、

日本紀略　三條天皇　長和五年正月廿九日甲戌、天皇於枇杷第讓位於皇太子、（後一條天皇）天皇春秋卅一、在位五年、

扶桑略記　二十八　後朱雀天皇　寬德二年乙酉正月十六日癸酉、天皇讓位於皇太子、（後冷泉天皇）親仁親王、

扶桑略記　二十九　後冷泉天皇　後朱雀天皇太子、（中略）寬德二年乙酉正月十六日癸酉、受禪、年廿一歲、

扶桑略記　二十九　後三條天皇　延久四年壬子十二月八日壬午、戌時天皇春秋三十九、讓位於皇太子貞仁（白河天皇）親王、（中略）先帝遷御飛香舍、新帝還御昭陽舍、

扶桑略記　三十　白河天皇　七十三代　諱貞仁　治十四年、（中略）　六條天皇（白河）　七十一代　諱親仁　治廿四年、（中略）

白河天皇譲位　堀河天皇受禪
鳥羽天皇譲位　崇徳天皇受禪
崇徳天皇譲位　近衛天皇受禪
後白河天皇譲位　二條天皇受禪

後三條天皇太子、（中略）延久四年壬子十二月八日壬午、踐祚、年二十歲、
應德三年十一月廿六日庚辰、天皇讓位於第二皇子善仁親王（堀河天皇）、號太上皇、春秋三十四、
扶桑略記　三十四代　堀河天皇　今上皇帝（堀河）　七十四代　諱善仁（中略）
六條天皇第二子、（中略）應德三年丙寅十一月廿六日庚辰、亥時踐祚、八歲、
百錬抄　五　鳥羽院　保安四年正月廿八日、天皇讓位於第一親王顯仁、五、先爲皇太子之由載宣命、
百錬抄　六　崇德院　崇德天皇、諱顯仁、十八年、
鳥羽院第一皇子、（中略）保安四年正月廿八日受禪、五歲、
永治一年十二月七日、天皇讓位於皇太弟（近衛天皇）、于時土御門殿、
百錬抄　七　近衞院　近衞天皇、諱體仁、十四年、
鳥羽院第六皇子、（中略）永治元年十二月七日受禪、
百錬抄　七　後白河院　保元三年八月十一日、讓位於皇太子（二條天皇）、太子參上、拜舞退出昭陽舍、
百錬抄　七　二條院　二條天皇、諱守仁、七年、
後白川院第一皇子、（中略）保元三年八月十一日受禪、十六、

二條天皇譲位　六條天皇受禪
六條天皇譲位　高倉天皇受禪
高倉天皇譲位　安徳天皇受禪
後鳥羽天皇譲位　土御門天皇受禪
土御門天皇譲位

永萬元年六月廿五日、讓位於第二親王順仁（六條天皇）、二歲、
百錬抄　七　六條院　六條天皇、諱順仁、三年、
二條院第二皇子、（中略）永萬元年六月廿五日受禪、
仁安三年二月十九日、讓位於皇太子（高倉天皇）、東宮行啓閑院、
百錬抄　八　高倉院　高倉天皇、諱憲仁、十二年、
後白河院第三皇子、（中略）同（仁安）三年二月十九日受禪、八歲、
治承四年二月廿一日、天皇讓位於皇太子（安德天皇）、被渡劍璽於新帝御在所、五條南、東洞院西、
百錬抄　九　安德天皇　安德天皇、諱言仁、三年、
高倉院第一皇子、（中略）同（治承）四年二月廿一日受禪、三、
百錬抄　十　後鳥羽院　建久九年正月十一日己酉、讓位於第一皇子、春秋四歲、御名爲仁、無親王宣旨立坊事、先是新帝渡御閑院、戌時被渡劍璽、關白以下步儀警固固關如常、
百錬抄　十一　土御門院　土御門院、諱爲仁、十二年、
後鳥羽院第一皇子、（中略）建久九年正月十一日受禪、閑院、四歲、
百錬抄　十一　土御門院　承元四年十一月廿五日、有御讓位事、

順德天皇受禪

百錬抄　十二佐渡院　佐渡院、諱守成、十一年、

後鳥羽院第二皇子、(中略)承元四年十一月廿五日受禪、

順德天皇讓位　仲恭天皇受禪

承久三年四月廿日甲戌、今日有御讓位事、申刻內大臣以下參入、天皇大炊殿、(仲恭天皇)皇太子懷成御閑院、被渡劍璽新(道家)攝政已下諸卿相從之、

後堀河天皇讓位　四條天皇受禪

百錬抄　十三後堀河院　貞永一年十月四日、有讓位事、依彗星之變爲攘也、十月之例無先規歟、今度始也、上皇猶御禁裏、

百錬抄　十四四條院　四條院、諱秀仁、十一年、

後堀河院第一皇子、(中略)貞永元年十月四日、於閑院受禪、二歲、

後嵯峨天皇讓位　後深草天皇受禪

百錬抄　十五後嵯峨院　寬元四年正月廿九日己未、有御讓位事、東宮御歲四、

百錬抄　十六後深草院　久仁イ院上(註略)

後嵯峨院第一皇子、(中略)同(寬元)四年正月廿九日受禪、

後深草天皇讓位　龜山天皇受禪

百錬抄　十七後深草院　院下　正元元年十一月廿六日甲午、御讓位也、

增鏡　八山のもみぢ葉　正元ぐはんねん十一月廿六日讓位のぎしき常のごとし、十二月廿八日御卽位、よろづめでたくあるべきかぎりにて(文應元年)としもかへりぬ、

龜山天皇讓位　後宇多天皇受禪

文永代始公事抄

文永十一年正月廿六日甲辰、晴、天皇(龜山)讓位於皇太子、(後宇多天皇)諱世仁、春秋八歲、

增鏡　十一草まくら　文永十一年正月廿六日春宮(後宇多天皇)に位ゆづり申させ給、

後宇多天皇讓位　伏見天皇受禪

伏見院御記　讓位弘安十年十月廿一日戊寅、天晴、今日讓位(後宇多天皇)也、

實躬卿記　弘安十年十月廿一日、晴、今日御讓位也、先於內裏二條殿被行節會、內弁右大臣九條參仕、

伏見天皇讓位　後伏見天皇受禪

公秀公記　柳原本　永仁六年七月廿二日丁未、晴、今日讓位(伏見天皇)也、

踐祚部類抄　後伏見院　永仁六年七月廿二日丁未、受禪、新主冷泉富小路殿、舊主二條高倉殿、

後伏見天皇讓位　後二條天皇受禪

繼塵記　正安三年正月廿一日壬戌、天晴、大風、早旦參仙洞、(後伏見天皇)未了退出、於今日讓位節會也、左大臣殿申剋參陣令行事給云々、然而每事頻遲々、寅終剋劍璽渡御、奉行實香朝臣未練惘然故云々、

花園天皇讓位

洞院家記　十一

正安三年正月廿一日伊綱記讓位

舊主御所二條殿儀

公敏卿記　文保二年二月廿六日、天陰、雨不下風頻吹、今日讓位(花園天皇)也、於土御門東洞院被

後醍醐天皇受禪

行節會、劍璽渡御、以下缺、

資朝卿記　文保二年二月廿六日戊午、今日天皇御讓位也、予秉燭之間參土御門殿、東帶、節會事、藏人兵部少輔成輔奉行、

後醍醐天皇讓位
後村上天皇受禪

神皇正統記　第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、（中略）さても八月（延元四年）の十日あまり六日にや、秋霧におかされさせ給ひて、かくれまし〳〵ぬとそ聞えし、（中略）前の夜より親王（義良）をは左大臣の第へうつしたてまつられて三種の神器をつたへ申さる、

第九十六代、第五十世の天皇（後村上）、諱は義良、（中略）秋八月中の五日ゆつりをうけて天日嗣をつたへおましまします、

太平記　二十一　後村上帝受禪事　同（延元三年）十月三日（天正本ニハ暦應二年トアリ）太神宮へ奉幣使ヲ下サレ、第七宮天子ノ位ニ卽セ給フ、夫繼體ノ君登極ノ御時、樣々ノ大禮有ヘシ、（中略）是皆代々ノ儲君、御位ヲ天ニ繼セ給フ時ノ例ナレハ、三載數度ノ大禮、一モ闕テハ有ヘカラストイヘトモ、洛外山中ノ皇居、事周備スヘキニアラサレハ、形ノ如ク三種神器ヲ拜セラレタル計ニテ、新帝位ニ卽セ給フ、

長慶天皇讓位
後龜山天皇受禪

利生護國寺文書

攝津國志宜森內小堤村朝用分、爲御祈禱料所可被知行者、天氣如此、仍執達如件、

弘和三年十月廿七日　　左中辨（花押）

利生護國寺長老

朝要事、向後可有御免之由、去年雖被仰、重被沙汰進條尤神妙、自今以後者、一向被停止旨、依院宣執達如件、

（元中元年）後九月八日　　民部卿（花押）

利生護國寺長老

高野山文書　寶簡集三十九

敬白

發願事

右今度之雌雄如思者、殊可致報賽之誠之狀如件、

元中二季九月十日　　太上天皇寬成敬白

後小松天皇　讓位　稱光天皇受禪
後花園天皇　讓位　後土御門天皇受禪
正親町天皇　讓位

○利生護國寺文書弘和三年十月廿七日の綸旨と、同文書元中元年後九月八日の院宣とを對照し、更に高野山文書元中二年九月十日の御願文を參照するに、長慶天皇の讓位は、弘和三年十月廿七日以後元中元年閏九月八日以前にありしと推定せらる、

常永入道記　應永十九年八月廿九日壬午、天晴、今日御讓位也、（後小松天皇）

椿葉記　さてたいりは、御治天卅年、政務おほしめすまゝにておりさせ給ふ、同十九年（應永）八月廿九日、一の宮（稱光天皇）に御くらゐゆつり申さる、御治世はもとのことくにて、よろつめてたく渡らせ給、

宗賢卿記　（奥書）寛正五年七月十九日御讓位、（後花園天皇）少納言宗賢眞人、長清朝臣等參之、

大乘院寺社雜事記　寛正五年七月十九日、細雨下、

一、今日親王自日野大納言（勝光）亭渡御（御車八葉云々）室町殿、御一獻等在之、則入御內裏、御車庇云々、御乘尻室町殿上人十二人云々、各騎馬、本內裏今者號親王御所、自酉剋於內裏節會、（仙洞伏見殿）號今內裏御讓國儀每事無爲無事、珍重々々、至節會明日未剋了、

御湯殿上日記　天正十四年ひのへいぬのとし十一月七日、はるゝ、御（正親町天皇）しやういあり、おとこたちのこらすしこう、女中ものこらす御ともなり、てんきよくて、めてたし、めてたし、

後陽成天皇　受禪

壬生家四卷之日記　天正十四年十一月七日戊戌、

新帝受禪、御諱和仁（慶長三年被改周一、去九月廿日御元服、

光豐公記　慶長十六年三月廿五日、（後陽成天皇）御讓位陣儀有之、

廿七日、今日御讓位、各早參、築地固有之、東宮坊被用女院御所、節會、次劍璽渡御、

讓位要覽　後陽成　後水尾　後陽成第三皇子

慶長十六辛亥年三月廿七日戊辰、（丁卯）受禪、十六、

時慶卿記　寛永六年己巳十一月八日、天晴、

一、（後水尾天皇）御讓位俄也、誰モ無知人、中御門大納言（宣衡）計ニテ各驚計也、

孝亮宿禰記　寛永六年十一月八日己丑、晴、今日御讓位、被行片節會、

道房公記　寛永廿年十月三日甲子、天快晴、此日有（明正天皇）御讓位事、新主（後光明天皇）御年十一、御母京極局、前中納言基音卿姉也、女院爲子立親王也、御先是行幸新造御所、當內裏土御門殿北々面御殿也、自彼可被渡寶劍璽也、

忠利宿禰記　寛永二十年十月三日甲子、天晴、今曉寅刻親王御方、御諱紹仁、自院御所渡御

後陽成天皇　受禪
後陽成天皇　讓位　後水尾天皇受禪
後水尾天皇　讓位　明正天皇受
明正天皇　讓位　後光明天皇受禪

後西天皇讓位靈元天皇受禪

靈元天皇讓位東山天皇受禪

內裏、（中略）

同日、行幸于新殿、（中略）

次午刻許於新殿被行御讓位、

忠利宿禰記　寛文三年正月二十六日乙未晴、今日御讓位（後西天皇）、劍璽渡御、早天大外記令同道參內、諸役人同前、（中略）午刻御讓位節會之作法相濟、劍璽渡御之儀被催也、奉行廿露寺右少辨方長、

葉室賴業記　寛文三年正月廿六日、晴、今日御讓位節會、

基熙公記　貞享四年三月廿一日己亥、天終日陰、時々微雨洒、今日有讓位（靈元天皇）事、

季連宿禰記　貞享四年三月二十一日己亥、陰、時々雖小雨降不及濕地、

一、御讓位節會幷警固々關公卿以下、職事不賜散狀、仍次第雜亂也、（中略）

一、御讓位諸司、（中略）

一、劍璽渡御供奉、外記官催分、（中略）

一、立明、

清凉殿東庭階左右、出御晝御座之料、

東山天皇讓位中御門天皇受禪

中御門天皇讓位櫻町天皇受禪

櫻町天皇讓位桃園天皇受禪

後櫻町天皇讓位後桃園天皇受禪

新主（東山天皇）御所、中宮御殿也、新主出御之時料、日沒已前有其事、仍今度不立之、

定基卿記　寶永六年六月廿一日、天殊晴、日光□、此日皇帝（東山）讓位於皇太子（中御門天皇）、諱慶仁、御年九歲、聖壽五、冊

院中番衆所日記　寶永六年六月廿一日庚申、晴、御讓位節會畢被遷易假殿、新帝（中御門）遷御於南御所、假殿、（東山上皇）新院遷御於北御所、新帝爲東宮時御假殿、

御湯殿上日記　享保二十年三月廿一日、はるゝ、御しやう（中御門天皇）位御しゆせん有、

資方朝臣記抄　享保二十年三月廿一日、晴、今上（中御門）皇帝、慶仁、御年三十五、讓位於太子（櫻町天皇）、昭仁、御年十六、也、

八槐記　延享四年五月二日辛卯、天晴風靜、行幸于櫻町殿、避皇位可讓太子（桃園天皇）遐仁親王給日也、

桂宮日記　延享四年五月二日辛卯、快晴、今日辰刻櫻町御所遷幸（櫻町天皇）、御讓位（桃園天皇）御受禪、劍璽渡御、未刻過有之、

八槐記　明和七年十月十三日乙酉、晴、參內、

讓位受禪可爲來月廿四日有天氣、諸臣奉之、

光格天皇讓位仁孝天皇受禪

後一條天皇崩じ如在の儀を以て後朱雀天皇踐祚したまふ

十一月廿四日丙寅、晴、如春、參內、今日(後櫻町天皇)避位讓皇太子(後桃園天皇)英仁、春秋十三、給之日也、

愚紳　明和七年十一月廿四日丙寅、麗日風靜、天皇讓位於皇太子諱英仁、春秋十三、桃園院第一皇子、母儀准后從三位藤原朝臣富子、御日也、

禁裏執次詰所日記　文化十四年三月廿二日乙丑、晴、

一、今日行幸行啓御當日也、(中略)

一、子半刻前劍璽清凉殿に渡御、(中略)

一、子半刻前御(仁孝天皇)受禪御規式相濟候旨、議奏衆ゟ被仰出、御附衆に申達、奥に以表使恐悦被申上、表兩役衆に以當番御歡被申上、執次御賄頭等恐悦申上ル、

寬宮御用雜記　文化十四年三月廿二日

一、今日櫻町殿江行幸、御讓位劍璽渡御御受禪也、

五

日本紀略　後一條天皇　長元九年四月六日甲寅、(後一條天皇母后彰子)上東門院入內、依(後一條)天皇不豫也、十七日乙丑、戌刻天皇落飾、崩于清凉殿、春秋廿九、在位廿年、去三月以來、御體不豫、子刻諸卿近衞以璽劍奉(後朱雀天皇)皇太子於昭陽舍、依有遺詔、暫祕喪事、以如在之儀、今日讓位於皇太弟、大床子、幷小御厨子等、運新帝御所、

後冷泉天皇崩じ如在の儀を以て後三條天皇踐祚したまふ

堀河天皇崩じ如在の儀を以て鳥羽天皇踐祚したまふ

續世繼　一すべらぎの上　同じき(長元)九年やよひの十日あまりの程より、(後一條天皇)うへの御子の日なやみときこえさせ給ひて、神々にみてぐら奉らせ給へる、さま〴〵の御いのりきこえ侍りき、殿上人御使にて、左右の御馬などひかれ侍りけり、御年みそぢにだにいま一つたらせ給はぬいとあたらし、されど廿年たもたせ給ふ、すゑの世にありがたくきこえさせたまひき、まだおはします有樣にて、御おとうとの(後朱雀天皇)東宮に位讓り申させ給ふさまなりけり、後の御事のよそほしかるべきによりて、くらゐおりさせ給心なるべし、

百錬抄　四後冷泉天皇　治暦四年二月以後、聖體不豫、有御祈等、四月十九日、天皇崩于高陽院、四十、左大臣(藤原教通)已下參入、獻劍璽(後三條天皇)東宮、閑院、如在禮也、

本朝世紀　治暦四年四月十九日庚申、卯刻天皇崩于高陽院、關白左大臣以下諸卿參入、酉刻大臣以下、奉渡璽劍於東宮、(御年卅五、洞院左少將俊實、右少將家賢奉捧之、大略如御讓位云々、

殿曆　嘉承二年七月十九日癸卯、天晴、(中略)辰時許御念佛並御經寶號實能々唱給、(堀河天皇)崩給、(中略)及午時許不申院、(白河法皇)是御歎依無極也、午了許內府並民部卿、(藤原忠實)余相示云、於今者、可申院者、仍此由令申、其次御讓位之由同申之、雖然無御返事、數度奏此由、雖然全無御返事、

余不及力、仍暫下宿所、暫休息之間及酉時計、而間民部卿來宿所云、法皇(白河)云、爲攝政、御讓位事可勤行者、又內府相共先帝後沙汰可量行者、余着直衣冠等、相合敬申承由奏了、召大外記師遠問先例、而申不分明之由、民部卿、新藤中納言宗忠卿量宣命趣、只蒙上皇仰之由可書載也、仍召大內記敦光尋先例之處、無所見之由所申也、雖然人々示云、世間作法極有恐、仍只上皇仰有何難哉、余此間參御殿、先仰宣命清書奏了返給、頭道時仰之、仍其由仰內記、

爲房卿記　嘉承二年七月十九日癸卯、辰剋昇霞(堀河天皇)云々、(中略)上皇歎息不召御膳、民部卿入臥內雖奏天下事無左右御返答、及晡時、以關白右大臣可爲攝政之由、纔被宣下、戶部歸參大行皇帝御所、傳申其由、猶博陸人々議定、召大內記令書詔書(寛和二年六月廿三日、帝竊出宮中、御出家之後、同廿四日、左大臣令書授仰之宣命書、廿三日尤可有如在體事也、雖幼主之時、太上法皇之詔、先例不見也、)其趣、太上法皇詔云々、不行節會時人云尚以如在之禮可行讓位之儀歟云々、子剋自堀川內裏、獻璽劍於東宮(鳥羽天皇)、大略如行幸儀、

六

和長卿記　明應九年四月五日己丑、天明於正親町亭帥卿(廣光)等皆參會、談雜事之內、第一(後土御門天皇)主上御腫物逐日御增氣、御惱既事可窮之御樣體云々、就其當時武家之儀、一向緒(諸カ)大名以下、諸國不應武命之間、公家義等偏見所之(マヽ)樣也、於此上者、每事雖可無爲方、御命運者有限者歟、於有萬一之事者、可爲如何哉云々、御讓位之義一向不可奉行之上、又踐祚之義可爲

同篇、彼是一切於今者不事行之體也、殊又關白(一條冬良)三公以下諸卿之出仕、是又當時之樣皆以不可及于力之體也、上下既以事可及廢亡之條、人々呑氣之外、無殊事之由有沙汰畢、

九月廿八日庚辰、小雨灑又晴、今曉丑刻許自局有使者云、主上(後土御門天皇)漸可有御事之樣也云々、仍着衣冠馳參、既有御事也、男女歷歷祇候、(中略)抑當代就武家無道之政務、國々用途民之力無之間、今度不及御讓位之沙汰、於今者可爲踐祚之間、尤無念之事也、

後法興院記　明應九年九月廿九日辛巳、晴、昨今就崩御(後土御門天皇)儀、侍從大納言(朱書)無讓位儀崩御不可有先規事並勸修寺黃門許に以使者有仰遣事等、抑今度遂以無讓位儀、崩御(朱書)就吉凶輕用難事行事條、更不可有先規、凡珍事也、第一就吉凶惣用大儀急度難事行歟、昨日以傳奏被仰武家云々、

七

日本書紀　二十四　皇極天皇　四年六月丁酉朔甲辰(八日)、(天智天皇)中大兄密謂倉山田麻呂臣曰、三韓進調之日、必將使卿讀唱其表、遂陳欲斬入鹿之謀、麻呂臣奉許焉、戊申(十二日)、(皇極)天皇御大極殿、古人大兄侍焉、中臣鎌子連知蘇我入鹿臣爲人多疑、晝夜持劍、而教俳優方便令解、入鹿臣唉而解劍、入侍于座、倉山田麻呂臣進而讀唱三韓表文、於是中大兄戒衛門府、一時俱鎖十二通門勿使往來、召聚衛門府於一所、將給祿、時中大兄即自執長槍、隱於殿側、中臣鎌子連等、持弓矢而爲助衛、使海犬養連勝麻呂授箱中兩劍於佐伯連子麻呂與葛城稚犬養連網田曰、努力

皇室の用度闕乏し讓位の式典を擧げたまふこと能はず

皇極天皇讓位の理由

蘇我蝦夷入鹿の誅戮

努力、急須應斬子麻呂等、以水送飯、恐而反吐、中臣鎌子連嘖而使勵、倉山田麻呂臣恐唱表文將盡而子麻呂等不來、流汗浹身、亂聲動手、鞍作臣怍而問曰、何故掉戰、山田麻呂對曰、恐近天皇、不覺流汗、中大兄見子麻呂等畏入鹿威、便旋不進、曰咄嗟、卽共子麻呂等出其不意、以劍傷割入鹿頭肩、入鹿驚起、子麻呂運手揮劍傷其一脚、入鹿轉就御座叩頭曰、當居嗣位、天之子也、臣不知罪、乞垂審察、天皇大驚詔中大兄曰、不知所作、有何事耶、中大兄伏地奏曰、鞍作盡滅天宗、將傾日位、豈以天孫代鞍作耶、蘇我臣入鹿、更名鞍作、天皇卽起入於殿中、佐伯連子麻呂、稚犬養連網田斬入鹿臣、是日雨下潦水溢庭、以席障子覆鞍作屍、古人大兄見走入私宮、謂於人曰、韓人殺鞍作臣、謂因韓政而誅、吾心痛矣、卽入臥內杜門不出、中大兄卽入法興寺、爲城而備、凡諸皇子、諸王、諸卿大夫、臣連、伴造、國造、悉皆隨侍、使人賜鞍作臣屍於大臣蝦蟆、於是漢直等摠聚眷屬、擐甲持兵、將助大臣、處(遽カ)設軍陣、中大兄使將軍巨勢德陀臣、以天地開闢君臣始有、說於賊黨、令知所赴、於是高向臣國押謂漢直等曰、吾等由君大郎應當被戮、大臣亦於今日明日立俟其誅決矣、然則爲誰空戰、盡被刑乎、言畢解劍投弓捨此而去、賊徒亦隨散走、

己酉(十三日)蘇我臣蝦蟆等臨誅、悉燒天皇記國記珍寶、船史惠尺卽疾取所燒國記而奉獻中大兄、是日、蘇我臣蝦蟆及鞍作屍許葬於墓、復許哭泣、(中略)庚戌(十四日)、讓位於輕皇子(孝徳天皇)、立中大兄爲皇太子、

持統天皇讓位の理由不豫

元明天皇讓位の理由

御老齡

元正天皇讓位の理由

皇嗣の御成長

日本書紀　持統天皇　三十　十一年六月辛卯(二十六日)、公卿百寮始造爲天皇病所願佛像、八月乙丑朔、天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子、(文武天皇)

續日本紀　元明天皇　六　(和銅八)靈龜元年九月庚辰(二日)、天皇禪位于氷高內親王、詔曰、(元正天皇)乾道統天、文明於是馭曆、大寶曰位、宸極所以居尊、昔者揖讓之君、旁求歷試、干戈之主、繼體承基、貽厥後昆、克隆鼎祚、朕君臨天下、撫育黎元、蒙上天之保休、賴祖宗之遺慶、海內晏靜、區夏安寧、然而兢々之志、夙夜不怠、翼々之情、日愼一日、憂勞庶政、九載于茲、今精華漸衰、耄期斯倦、深求閑逸、高踏風雲、釋累遺塵、將同脫屣、因以此神器、欲讓皇(首)太子、而年齒幼稚、未離深宮、庶務多端、一日萬機、一品氷高內親王、早叶祥符、夙彰德音、天縱寬仁、沉靜婉戀、華夏載佇、謳訟知歸、今傳皇帝位於內親王、公卿百寮、宜悉祗奉以稱朕意焉、

續日本紀　聖武天皇　九　天璽國押開豐櫻彦天皇、謹案勝寶八歲勅曰、太上天皇出家歸佛、更不奉謁、至寶字二年、勑道上此號、謁天(文武)之眞宗豐祖父天皇之皇子也、(中略)二月甲午(神龜元年×四日)、受禪卽位於大極殿、大赦天下、詔曰、(中略)此食國天下者、掛畏岐藤原宮御天下所知、美麻斯乃父止坐天皇乃、美麻斯爾賜志、天下之業止詔大命乎、聞食恐美受賜懼理坐事乎、衆聞食宣、可久賜時爾、美麻斯親王乃齡

聖武天皇讓位の理由　佛教に歸依したまふ

乃弱爾、荷重波不堪自加止、所念坐而、皇祖母坐志志、掛畏岐我皇天皇爾授奉岐、依此而是平城大宮爾、現御神止坐而、大八嶋國所知而、靈龜元年爾、此乃天日嗣高御座之業食國天下之政乎、朕爾授賜譲賜詔賜都良挂畏淡海大津宮御宇倭根子天皇乃、萬世爾不改常典止、立賜敷賜閇留隨法、後遂者我子爾、佐太加爾牟俱佐加爾、無過事授賜止、負賜詔賜比志爾依旦、今授賜牟止所念坐間爾、去年九月、天地昶大瑞物顯來理、又四方食國乃年實豐爾、牟俱佐加爾得在止見賜而、隨神母所念行爾、于都斯久母、皇朕賀御世當、顯見留物爾者不在、今將嗣坐御世名乎記而、應來顯來留物爾在良志止所念坐而、今神龜二字御世乃年名止定氐、改養老八年爲神龜元年而、天日嗣高御座食國天下之業乎、吾子美麻斯王爾授賜譲賜止、（下略）

續日本紀　十七　聖武天皇

天平勝寶元年夏四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、北面對像、皇后太子並侍焉、群臣百寮、及士庶分頭、行列殿後、勅遣左大臣橘宿禰諸兄、白佛、三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命、盧舍那佛能大前仁奏賜部止奏久、此大倭國者、天地開闢以來爾、黃金波人國用理獻言波有登毛、斯地者無物止念部仁、流聞看食國中能、東方陸奥國守從五位上百濟王敬福伊、部內小田郡仁黃金出在奏氐獻、此遠聞食驚伎悅備貴備念

萬機の繁きに堪へたまはず　　孝謙天皇讓位の理由　政を聽くの勞に堪へたまはず

久波、盧舍那佛乃慈賜比福波閇賜物爾有止念閇受賜里、恐理戴持、百官乃人等率天禮拜仕奉事遠、挂長三寶乃大前爾、恐美恐美毛奏賜波止奏、　閏五月丙辰（二十三日）天皇遷御藥師寺宮、爲御在所、秋七月甲午（二日）、皇太子（孝謙天皇）受禪卽位於大極殿、詔曰、現神止御宇倭根子天皇可良麻止宣御命乎、衆聞食宣、（中略）食國天下乎惠賜比治賜布閇爾、萬機密久多久天、志御身不敢賜有禮、隨法天日嗣高御座乃業者、朕子王爾授賜止勅天皇御命乎、親王等、王臣等、百官人等、天下乃公民衆聞食宣、

元亨釋書　十七　王臣二　願雜十之二　聖武皇

二十五年、流王澤崇佛乘、異域聖賢鄉風來應、所謂西域菩提佛哲、東震道璿鑑眞也、本朝英傑亦多遷奢、行基良辨、道慈泰澄等也、又創東大寺、凡百勝業見資治表、天平（天平感寶元年）二十一年、就行基法師受菩薩戒、七月二日禪位太子、年五十、出家修道、法諱勝滿、天平勝寶八年五月二日崩、聖壽五十八、

續日本紀　二十一　淳仁天皇

天平寶字二年八月庚子朔、高野（孝謙）天皇禪位於皇太子、詔曰、現神御宇天皇詔旨良麻止宣勅乎、親王、諸王、諸臣、百官人等衆聞食宣、（中略）然皇止坐氐、天下政乎聞看事者、勞岐重弃事爾在家利、年長久日多久此位坐波、荷重力弱之氏不堪負荷、加以

光仁天皇讓位の理由

掛畏朕婆婆皇太后朝爾母、人子之理爾不得定省波、朕情母日夜不安、是以此位避氐、聞乃人爾在氐之、如理婆婆爾波仕奉倍自止所念行氐母、奈日嗣止定賜幣流、皇太子爾授賜久止宣天皇御命衆聞食宣、是日、皇太子（淳仁天皇）受禪、卽天皇位於大極殿、

不豫御老齡

續日本紀　三十六　光仁天皇　天應元年夏四月己丑朔、遣散位從五位下多治比眞人三上於伊勢、伯耆守從五位下大伴宿禰繼人於美濃、兵部少輔從五位下藤原朝臣菅繼於越前、以固關焉、以天皇不豫也、辛卯（三日）詔云、天皇我御命良麻等公民衆聞食止宣、朕以寡薄、寶位乎受賜旦、年久重奴、而爾嘉政頻闕旦、天下不得治成、加以元來風病爾苦都身體不安、復年毛彌高成爾旦、餘命不幾、今所念久、此位波避天暫間毛御體欲養止奈毛所念須、故是以皇太子止定賜留（稻武天皇）山部親王爾、天下政波授賜布、古人有言、知子者親止云止奈母聞食、此王波弱時余利朝夕止朕爾從天、至今麻天怠事無久仕奉乎見波、仁孝厚王爾在止毛、奈神奈我良所知食、其仁孝者百行之基奈利、曾毛曾毛百足之虫乃至死不顚事波、輔乎多美止奈毛聞食衆諸如此乃狀悟旦、清直心乎知毛、此王乎輔導天、天下百姓乎可令撫育止宣、又詔久、如此時爾當都々々人人不好謀乎懷旦、天下乎毛亂、己我氏門乎毛滅人等麻禰久在、若如此有牟人乎婆、己我教諭訓直旦、各各己我祖乃門不滅、彌高爾仕奉彌繼爾將繼止思慎天、清直岐心乎持氐仕奉倍之奈毛止所念須、天高止毛聽卑物曾止詔天皇我御命乎、衆諸聞食止宣、是日、皇太子受禪卽位、

平城天皇讓位の理由

日本後紀　十七　平城天皇　大同四年夏四月丙子朔、讀經宮中、又遣使於京下諸寺誦經、天皇自從去春寢膳不安、遂禪位於皇太弟（嵯峨天皇）、詔曰、現神等大八洲所知倭根子天皇我詔旨良止勅御命乎、親王等、王等、臣等、百官乃人等、天下公民衆聞食止宣、朕躬劣弱旦、洪業爾不耐己乎、本自思畏利賜許止暫毛不息、加以朕躬元來風病爾苦都々々身體不安志旦、經日累月旦、萬機缺懈奴、今所念久、此位波避天、一日片時毛御體欲養止奈毛所念須、故是以皇太弟止定賜流某親王爾天下政波授賜布、諸衆此狀乎悟、清直心乎知毛、此皇子乎輔導伎、天下百姓乎可令撫育止宣、勅天皇御命乎、衆聞食止宣、戊寅（三日）、（中略）天皇遂傳位、

不豫

嵯峨天皇讓位の理由

日本紀略　嵯峨天皇　弘仁十四年夏四月庚子（十六日）、帝御前殿、引（淳和天皇）今上曰、朕本諸公子也、始望不及於（此脫カ）太（平城）上天皇曲垂褒飾、超登儲貳、遂遜位于朕、躬辭不獲免、日愼一日、未幾而身嬰疹疾、彌留不瘳、爲萬機壅滯、令右大臣藤原朝臣園人奉還神璽、朕始有歸閑之志、太上天皇不允所請、（中略）在位十有六年（四カ）、太弟與朕、春秋亦同、朕雖乏知人之鑒、與太弟周旋年久、太弟之賢明仁孝、朕之所察、仍欲傳位於太弟、已經數年、今果宿心、宜知之、（中略）翌日今上朝于

淳和天皇讓位の理由

冷泉院、重抱表陳讓曰、云々、帝遂不許、

續日本後紀

一　仁明天皇　天長十年春二月戊午朔乙酉(二十八日)(淳和)、皇帝於淳和院、讓位于皇太(仁明天皇)子、詔曰、現神止大八洲國所知倭根子天皇我詔良萬止勅御命乎、親王、諸王、諸臣、百官乃人等、天下公民衆諸聞食止宣、太上(嵯峨)天皇朕我不德乎不棄賜志天、寶位乎授賜閇理、忝鍾重睠弖、日日畏愼太麻布、春秋乃往隨爾、舊疹毛稍發流、故機務乃暫毛虧怠牟許止乎恐賜弖、朝夕煩懷念須許止久矣、今念行佐久、皇太子止定太流正良親王(仁明天皇)、賢明夙彰禮、仁孝毛兼厚久之天、太能毛之久於太比之久在、是以撫安國家牟止之天、此位乎授賜布、(中略)天皇我勅旨乎、衆聞食止宣、

不豫

清和天皇讓位の理由

三代實錄

二十九　清和天皇　貞觀十八年十一月廿七日庚子、車駕幸染殿院、廿八日辛丑、天皇有意讓位、故出居外宮、廿九日壬寅、皇太子出自東宮、駕牛車、詣染殿院、是日、天皇讓位於皇太子、勅右大臣從二位兼行左近衞大將藤原朝臣基經、保輔幼主、攝行天子之政、如忠仁公故事、詔曰、(中略)朕以薄德天、天日嗣乎忝之賜倍利、日夜無間久愼畏利御坐須、而君臨漸久久、年月改隨爾、熱病頻發利、御體疲弱之天、不堪聽朝政、加以比年之間、災異繁見天、天下無寧之、此乎每思爾、憂傷彌甚之、是以此位乎脫屣天、御病乎治賜比、國家乃災害乎毛鎭女息无止念行須己止年久奈利奴、然止毛皇太子乃成人乎待賜布止爲天奈无、于今經數年奴留、

不豫災害

佛教に歸依したまふ

今所思波、朕毛昔以幼稚天、得鍾此位利、賢臣乃保佐爾賴天、得至於今日利、然則良佐乃翼戴波、皇太子乃大成己止何遠之有牟止奈毛念行須、故是以皇太子止定多留貞明親王(陽成天皇)爾、此位乎授賜布、諸衆此狀乎悟天、清直心乎持天、皇太子乎輔導岐仕奉天、天下乎平介久令有與、

元亨釋書

十七　王臣二　願雜十之二　貞觀皇帝者、仁壽(文德天皇)第四子也、天安二年十一月卽位、饗國十九年、海內安寧、貞觀十八年十一月遜位太子(陽成天皇)、幸水尾山寺、營佛宇當寢陵、帝風儀端嚴、邈如神仙、好經史、耽釋典、鷹犬玩好、弃而不御、嘗以眞雅宗睿爲法友、出宮之後、在淸和院、御膳只菜蔬而已、屢幸名藍勝地、所謂山州貞觀寺、和州東大寺、香山、神野、攝州勝尾寺、凡畿甸靈區巡幸殆遍、或留止、重日浹旬、自海印寺還水尾、或兩三日一齋、六時苦修、一心禪念、元慶四年十二月四日、崩圓覺寺、聖壽三十一、隣大漸、勅侍僧誦金輪陀羅尼、向西跏趺定印、此夜地動五六震、宸儀不傾、儼如如在、遺詔不建山陵、荼毗中野、

宇多天皇讓位の理由

寬平御遺誡

東宮初立之後、未經二年、朕有讓位之意、朕以此意、密々語菅原朝臣、而菅原朝臣申云、如是大事自有天時、不可忽、不可早云云、仍或上封事、或吐直言、不順朕言、又々正論(ナシイ)也、至于今年、告菅原朝臣以朕志必可果之狀、菅原朝臣更無所申、事々奉行、至于七日可(月カ)行之儀人口云云、殆至於欲延引其事、菅原朝臣申云、大事不再擧、事留則變生云云、遂

佛教に歸依したまふ

令朕意如石不轉、

元亨釋書　十七　王臣二　願雜十之二　寛平皇帝者、(宇多天皇)仁和第七子也、(光孝天皇)仁和三年十一月卽位、享國十年、寛平九年七月、遜位太子、(醍醐天皇)帝幼不御腥羶、志慕三寶、丱歳上睿山游觀、耽樂僧儀而忘歸、常遊歷諸寺、歳十七白母后求出家、后曰、汝志可貴也、然大屋寺有應俊法師者、精修之士也、汝先事彼、出家未晩耳、又以前志白仁和帝、帝曰、善哉善哉、墮三寶數、且見世相漸成梵儀、時仁和在諸藩、後數月登寶位、難犯天威、不暇復奏、踰三歳繼帝祚、咨天曆數不容逃乎、昌泰二年十月十四日、從益信法師出家、法諱空理、卽奉書辭太上天皇尊號、昌泰帝懇授、遜讓益固、不得已而隨之、十一月、受戒於東大寺、延喜元年十二月、於東寺受灌頂于益信、營御室於仁和寺側、精修禪宴、四年三月、建圓堂安置金剛界會三摩耶形、卽立誓曰、普爲人君、萬姓作惡皆歸我、今成佛子、一身修善普利佗、又幸睿山謂增命法師曰、昔少年登臨此山、志求出家、中間萬機瞬息十祀、今果本志、不任喜幸、願從師受菩薩大戒及瑜伽深旨、便亦勅作御室於千光院、

醍醐天皇讓位の理由不豫

日本紀略　醍醐天皇　延長八年七月十五日、皇上御咳病發給、八月廿五日、右大臣(定方)於天台山令讀金剛般若經一百卷、依祈御不豫也、九月廿二日壬午、天皇逃位、讓於皇太子(朱雀天皇)寛明親王、

冷泉天皇讓位の理由不豫

扶桑略記　二十五裡書　朱雀天皇　延長八年九月廿二日壬午、有讓位事、左大臣貞信(忠平)公在陣座、右大臣定方起座、爲內辨、中納言恆佐爲宣命使、依御藥危、俄有此事、人々拭涙、宣制後、大臣已下退下、閇諸門、掌侍藤灌子、同明子等參麗景殿、贈璽綬劍笏幷服御物等、爲忌方角、自常寧殿先還(遷カ)御此殿、參宣耀殿、奉授新帝(朱雀)、爲避方忌、先御此殿、亥時事了、新帝自宣耀殿遷御弘徽殿、

醍醐寺雜事記　醍醐天皇崩事、貞信公記幷淑光日記文、

延長八年、從七月中旬不豫、九月廿二日壬午、天皇有御讓位事、

榮花物語　一月宴　御門御(冷泉天皇)ものゝけいとおどろ〳〵しうおはしませば、さるべき殿上人殿ばら、たゆまずよるひるさぶらひ給ふ、いとけおそろしくおはしますに、けふおりさせたまふ、あすおりさせ給とのみ、きゝにくゝ申おもへるに、みかどゝ申物は、一たびは長閑に、一度はとくおりさせ給といふことも、かならずあるべき事に申思へるに、ことしは安和二年とぞいふめるに、位にて三とせにこそはならせ給ぬれば、いかなるべき御有樣にかとのみみえさせ給へり、(中略)はかなく月日もすぎて、ことかぎりあ

るにや、みかどおりさせ給とてのゝしる、安和二年八月十三日なり、みかどおりさせ給ぬれば、(圓融天皇)東宮くらゐにつかせ給ぬ、

榮花物語　二　花山　かゝる程に天元四年になりぬ、(圓融天皇)みかど御心のうちの御願などやおはしましけん、かもひらのなどに、二月に行幸あり、みこの御いのりなどにこそはと、ことはりにみえさせ給、御門いまは(一條天皇)みこもむまれさせたまへり、いかでおりなんとのみ思しいそがせ給、(中略)かゝる程に、ことしは天元五年になりぬ、(中略)この冬、(一條天皇)わか宮(圓融天皇)の御はかまぎは、東三條院にてあるべうおぼしをきてさせ給を、(圓融天皇)内にはなどでか内にてこそとおぼしの給はせて、しはすばかりにといそぎたゝせ給、(中略)右の(兼家)おとゞは、(冷泉上皇)院の故女御(超子)の御はてもこの月にせさせ給べければ、まづ此御はかまぎのことをせさせ給へれば、いまはこの廿よ日御はてさせ給、あはれにいみじき御事をあつかひはてさせ給つ、あはれもつきせず覺しなげく、このわたりの御事は、さはれいみじくとも、今ひとゝせふたとせこそあらめと、こゝろづよくおぼしめしたり、かゝる程に、年號もかはりて永觀元年といふ、正月よりはじめ、事どももよのつねにてすぎもてゆく、そのことゝあるおりこそあれ、はかなく月日も過もて行に、わか宮を心やすくもあらずもてなし聞えさせ給を、内にもいとくるしうおぼしめすべし、(圓融天皇)うへいまはいかでおりなむとのみおぼさるゝうちに、御物のけもおそろしうしげうをこらせ給ふにも、冷泉院の御有樣を恐しとおぼしめさる、冷泉院は猶れいの御心はすくなくて、あさましくてのみすぐさせ給に、はかなくて、永觀二年になりぬ、ことしだにかならずとおぼしめして、人しれずさるべき樣におぼしめさるべし、東三(兼家)條のおとゞたはやすくまいり給はぬを、いとあやしうのみおぼしわたる、むめつぼの女御(超子)の御もとにも、猶わかみやのおほんいのり心ことにせさせ給、かくてさるべきつかさかうぶりなど、おほくよせたてまつらせ給、とき〴〵の事ども、はかなく過もてゆきて、七月すまひもちかくなれば、これをわか宮にみせ奉らばやとの給はすれど、おとゞすこしふさはぬさまにてすごさせ給に、たび〳〵おとゞ參らせ給へと、うちよりめしあれど、みだりかぜなど、さま〴〵の御さはりどもを申させ給ひつゝ、まいらせ給はぬを、すまひちかくなりて、しきりにまいらせたまへとあれば、まいりたまへれば、いとこまやかに御物語有て、くらゐにつきてことし十六年になりぬ、いままであべうもおもはざりつれど、月日のかぎりやあらん、かく心よりほかにあるを、この月はすまひの事あればさはがしかるべければ、來

圓融天皇讓位の理由

若宮の立太子を望みたまふ

月ばかりにとなむおもふを、東宮(花山天皇)位につき給なば、わかみやをこそは春宮にはすへめと思ふに、いのり所々にとくせさせて、思ひのごとくあべくいのらすべし、おろかならぬ心のうちをしらで、たれ〳〵も心よからぬけしきのある、いとくちおしきことなり、あまたあるをだに人は子をばいみじきものにこそ思ふなれ、ましていかでかをろかに思はんなど、よろづ有べきことどもおほせらるゝうけたまはりてかしこまりてまかで給て、女御殿にもさゞめき申させ給て、おほんとなぶらめしよせて、こよみ御覽じて、所々に御いのりのつかひどもたちさはぐを、かう〳〵とのたまはせねど、殿の中の人々、けしきをみておもへるさま、いふもをろかにめでたし、このいゑのこの君達、いみじうえもいはぬ御けしきどもなり、さてすまひなどにも、この君たちまいり給、おとゞの御心のうちはれ〳〵しうてまじらはせ給、かくて八月(永觀二年)になりぬれば、廿七日御讓位とてのゝしる、その日になりぬれば、みかどはおりさせ給ぬ、春宮はくらゐにつかせ給ぬ、東宮にはむめつぼの若宮(一條天皇)ゐさせ給ひぬ、いへばをろかにめでたし、

日本紀略　一條天皇　寛弘八年五月廿二日乙未、天皇始不豫、廿七日庚子、有御藥事、諸卿參入、六月二日甲辰、太子(三條天皇)參觀內裏之間、龍顏嚴、公卿侍臣莫不拭淚、十三日乙卯、有御

讓位事、午刻宣命云、皇太子座定賜へる居貞親王仁天日嗣遠授賜布、(後一條天皇)(遺脫カ)敦成親王立天皇太子止定賜布、(三條)新帝上表陳謝、十四日丙辰、太上(一條)皇御惱甚重、

日本紀略　三條天皇　寛弘八年六月十三日乙卯、一條院天皇逃位於新皇、春秋三十二、又立第二敦成親王爲皇太子、新皇上表謝之、勅不許、亥尅新皇幸於左大臣(道長)東三條第、

權記　寛弘八年五月廿七日庚子、(中略)爲御惱消除、自今日限三日、仁王經不斷經御讀經被行、有行香、御讀經未始之前有召、候御前、仰云、可讓位之由、一定已成、(中略)於大盤所邊、女房等有悲泣之聲、驚問兵衞典侍、云御惱雖非殊重、忽可有時代之變云々、仍女官愁歎也、此間主上出御晝御座、蒙仰々々(ママ)、以有難忍之事等、今朝左大臣參東宮、被申御讓位案內云々、此事自昨所發也云々、匡衡(大江)朝臣易筮曰、豐之明夷、豐卦不快云々、占者相示云、此卦延喜天曆(村上天皇)竟御藥(俊)共所遇也、加之今年當移變之年、殊可愼御由、去春所奏也云々、此等旨左大臣覺悟、於二間與權僧(忠圓)正見占文、共以泣涕、于時上御夜大殿內、自御几帳帷綻、御覽此事、有疑思之事、御病重、因可有大故歟之趣也、卽御惱彌令重給、于時有此遜位之儀云々、依昨重日、今朝達此案內云々、後聞、后宮(彰子)奉怨丞相給云々、此案內爲達東宮、尙御前被參之道、經上御廬之前、縱雖承此議、非可云何事、々是大事也、若無隔心可被示也、而爲隱祕無被示告之趣云々、此間

事雖甚多、不能子細之耳、

六月十三日乙卯、御讓位也、(中略)太子退下、自南階去階一許丈拜舞、太子退下之間、典侍少將、一人掌侍一人、拱、執御劍璽筥、出自母屋簾中、下西階候軒廊、拜舞訖御々休所之時、供奉前後如常、訖退入西軒廊、所司鋪筵道布單等、經右近陣西廊東簷到休廬、

榮花物語　九　岩蔭　かくて(一條天皇)御かどいかでおりさせ給なむとのみおぼしの給はすれど、(道長)殿の御まへゆるし聞えさせ給はぬ程に、れいならずなやましうおはしまして、いかなることにかとおぼして御つゝしみあり、(彰子)中宮もしづ心なくなげかせ給程に、まめやかにくるしうおぼしめさるれば、これよりをもらせ給やうもこそあれど、なに事もおぼしわかるゝほどに、いかでともかくもと覺しめさる、御物のけなどさま〴〵しげきさま也、この比一條の院にぞおはします、夏の事なれば、さらぬ人だにやすくもあらぬに、いみじうくるしげにおはしますも、み奉りつかうまつる人、やすくもあらずおもひなげく、(寛弘八年)六月七八九日の程なり、いまはかくておりゐなむとおぼすを、さるべきさまにをきて給へとおほせらるれば、殿うけたまはらせ給て、(三條天皇)春宮に御たいめんこそは例の事なれとて、覺しをきてさせ給程に、(中略)東宮行啓あり、(中略)さてわたらせ給へれば、みすごしに御たいめありて、あるべき事ども申させ給、よにはをどろ〳〵しうきこえさせつれど、いとさはやかによろづの事聞えさせ給へば、世の人のそらごとをもしけるかなと、(三條天皇)宮はおぼさるべし、(中略)おほかたの御まつりごとにも、とし比したしくなど侍りつるをのこどもに、御ようい有べきものなり、みだり心ちをこたるまでも、ほいとげはべりなんとし侍り、またさらぬにてもあるべき心ちもし侍らずなど、さまざまあはれに申させ給ふ、(三條天皇)春宮も御目のごはせ給べし、さてかへらせ給ぬ、(中略)うへは御心ちのくるしうおぼえさせ給まゝにも、みやの御まへをまづはじめ聞えさせ給へば、かたときたちさり聞えさせ給はず、いとくるしげにおはします、御讓位(寛弘八年)六月十三日なり、十四日より御こゝちおもらせ給ふ、

後朱雀天皇讓位の理由不豫

扶桑略記　二十八　後朱雀天皇　(寛德元)長久五年甲申五月廿五日、帝不豫、御藥、經日彌重、十月廿七日、(中略)自十二月廿日、天皇不豫、

寛德二年乙酉正月十日、大赦天下、依御藥也、此日、(後冷泉天皇)東宮參覲、十六日、天皇讓位於皇太子親仁親王、

百錬抄　四　後朱雀天皇　寛德二年正月十六日、讓位於皇太子、依自去年冬玉體不豫也、

後三條天皇讓位の理由

榮花物語　三十六　ねあはせ　内（後朱雀天皇）の御にきみの事、なをおこたらせ給はねば、いかにとむづかしう覺しめす、ついたちのありさまなどおなじ事也、日ごろのすぐるまゝに、なを水などいさせ給てやよからんと申せば、其さほうの御しつらひしてゐたてまつる、いとさむきころたえがたげにみえさせ給、（中略）寛徳二年正月十六日に位ゆづりの事あり、て、春宮（後冷泉天皇）わたらせ給、いとげにて參らせ給、いみじき御ありさまを、よそにおぼしめしつるよりも、いみじうかなしくおぼしめさる、いみじうなかせ給へば、かくなゝき給そ、上東門院（彰子）によくつかうまつり給へ、二の宮（後三條天皇）の宮思ひへだてずおぼせなど申させたまへば、御顏に袖ををしあてゝおはします、ときなりぬと申せども、とみにもえうごかせ給はず、内侍御はかしのはこ給はすれば、かみあげてとる心ちいみじうて、つゝみもあへずまが〳〵しとてさいなむ、水いたてまつればいとたへがたし、この世にてだにしばしやすめよとおぼせらる、いみじうかなし、いたく夜ふけてかへらせ給、上達部殿上人さながらつかうまつり給、おなじ事なる御事なれど、御車にておはしましつるを、御輿にてかへらせ給、いみじうめでたし、

扶桑略記　三十　白河天皇　延久五年癸丑四月廿七日庚子、上皇（後三條）作祭文、被奉三井寺新羅神社、其詞曰、維延久五年歳次癸丑四月丁巳朔廿七日庚子、爾、掛毛畏支新羅乃大神乃廣前爾、太上法皇恐美恐美毛申給倍止申、去年乃冬乃比與、心神違例天、今玆三月以來、殊以不豫奈利、卜筮乃所告、其祟利區分禮、祈請乃所及、其數且千奈利、然而徒送居諸天、未得平復須、抑始謝壓劍天、永久萬乘之尊遠遁禮、今剃髮髮天、偏爾三歸之道爾入禮唯无爲之思遠抽天、專遐齡之謀遠企多利、遁世之身、出家之人波、何厄加不消除良牟、何病加不平愈良牟、抑在位之昔、理政之時爾、智證大師乃門跡爾旁有所申支、或依座主事天、致怨望志、或依戒壇事天、成訴訟支、然而皆有其故天、自然相違世利、但於彼遺教天、非不歸依須、或開二會之講筵天、嘱其門跡之、或排一區之伽藍天、永置阿闍梨計里、今臨此病事天、又仰彼教法久、二事乃違背世留機緣乃未到奈利、大神八爲守彼佛法爾、忝顯神道太利、遠涉溟海天、永赴日域計梨、縱雖神靈之咎徵毛、謝咎寸八留神之所宥奈梨、縱雖理運之厄會毛、轉厄寸八留神之所掌奈梨、因玆雖未預官幣毛、若致效驗良波、新奏公家、永致禮奠牟、除宿恙於不日支、拂沈痾於一時牟古止波、大神乃厚顧廣助爾可有支物奈利所念給天奈牟、故是吉日良辰遠擇定天、禮代乃御幣遠令捧持天奉出給布、掛毛畏支大神、此狀遠平久安久聞食天、霧露忽晴禮、風塵永靜天、身體安穩爾、壽命久遠爾之常磐堅磐爾夜守日守爾護幸へ給反止、恐美恐美毛申給八久申、已上祭文、

不豫

大日本古文書　家わけ第四　石清水文書之一　田中家文書　八幡宮寺告文部類第一

二　後三條上皇御告文

太上天皇依御不豫奉幣告文

維延久五年歳次癸丑二月乙卯朔二日丙子尓、掛毛畏き某大神能廣前ニ、太上天皇恐美恐美も申給へと申、去年乃冬乃比ふ心神不豫シ豆、玆年乃春尓及末天、聞以不宜寸、若是神明乃成崇し給ヒ、亦尚風熱相尅せる加所致歟、抑理政せシ時、聖化難施具、撫民シ日、彝範多滯礼リ、日夕乃恐リ寤寐ニ積れり、仍早具遁俗之思ヲ抽礼（マヽ）ミ保年之謀乎企多リ、神明縦成崇シ給とも、謝する陁天、施冥助天、風熱縦相尅せりとも、祈尓依天、令解散め給へ、因玆吉日良辰を擇定天、官位姓名乎差使、奉出給布、此狀乎掛畏き大神、平久安久聞食天、霧露無假（カ）具、身體安穩仁、簾帷無動久、風塵鎭靜シ天、常磐堅磐ニ、夜守日守尓、守恤美掌給へと、恐美恐美も申給へと申、

殿上人爲使

作者左中弁實政

榮花物語　三十八　松のしづえ

（後三條天皇）みかどはいつしかおりゐさせ給なんとのみ覺しめして、この四月（延久四年）にも大極殿の修理などせさせ給に、あたらしくつくらせ給ひて、はじめに世のかはるけしきのあらんは、びんなかるべしとおぼしめしてなどぞ世人申し、まことに

にや、このしはすの八日おりさせ給、このちかく成ては、おもくわづらはせ給て、おりさせ給にいと哀なり、あひ思はぬなど、弘徽殿の壁に伊勢がかきつけけんなどおもひいでられて、なに事にもめのみとまる、おりさせ給て弘徽殿におはしまして、十六日にこそ、（藤原頼通）關白どののおはします二條殿にいでさせ給ぬる、

愚管抄　四　サテ世ノスエノ大ナルカハリメハ、後三條院ノ世ノスエニ、ヒトヘニ

臣下ノマヽニテ、攝籙臣世ヲトリテ、内ハ幽玄ノサカイニテヲハシマサム事、末代ニ人ノ意ハヲダシカラズ、脫屣ノ後太上天皇トテ、政ヲセヌナラヒハアシキ事ナリトヲボシメシテ、カタ〴〵ノ道理サシモヤハヲボシケン、委シクハ知ラネドモ、道理ノイタリヨモ叡慮ニノコル事アラジ、昔ハ君ハ政理カシコク、攝籙ノ人ハ一念私ナクテコソアレ、世ノスヘニハ君ハワカクテ幼主ガチニテ、四十ニ餘ラセ給フハ聞ヘズ、御政理サシモナシ、宇治殿（藤原頼通）ナドハヲホク私アリトコソハ御覽ジケメ、太上天皇ニテ世ヲシラン、當今ハミナワガ子ニテコソアランズレバト思シメシケル間ニ、ホドナク位ヲリサセ給テ、延久四年十二月八日御讓位ニテ、（中略）同四月（延久五年）廿一日ヨリ御惱大事ニテ、五月七日御年四十ニテウセサセ給ヒニケリ、

白河天皇讓位の理由

皇太子の薨去を悼みたまふ

榮花物語

四十 むらさき野

その年もがさといふ事おこりて、こどもわかき人などいみじうやむに、春宮(實仁親王)おもくわづらはせ給て、應德二年十一月八日にうせさせ給ぬ、あさましくいみじう、ちかくはきこえぬことなりかし、女御殿(基子)、一品宮(聯子)など、なげかせ給さまことはりなり、いひやるべきかたなし、みやづかささるべきしぞくなど、時うしなひたる山かづにて、いかにとこそうち(白河天皇)にもあはれにいみじくおぼしめさる、うちつゞきあさましき年也、月日(應德三年)はかはれど、たれも覺しなげくに、內はなをそのかみにかはらず、まつりごとなどにもいでさせ給こともなく、あはれに心ぶかくおぼしいらせ給へり、いかに覺しめすにか、九條のあなたに、鳥羽といふ所に、池山ひろうをもしろうつくらせ給は、おりさせ給べき御心まうけにやなど、申思へる程に、十一月廿六日(應德三年)に、二宮(堀河天皇)に御位讓申させ給、ことしぞ八にならせ給、故宮(中宮賢子)の御事の後は、五節臨時祭さまかはりて、いでさせ給事もなく、よろづをすてすさまじく、かりそめにおぼしめしなさせ給にけるいとあはれなり、賀茂にみあれの日ごとに、行幸のありつるもとまり、齋宮などもまだゐさせ給はざりつるも、かくおぼしめしければにこそと、あはれにこゝろぶかく、世のつねならぬ御心の程なり、かゝるたぐひはあらじとみえたり、

鳥羽天皇讓位の理由

薄德と稱したまふ

後白河天皇讓位の理由

薄德と稱したまふ

法性寺關白記

保安四年正月廿八日壬午、天晴、自去夜候內、于時皇居土御門烏丸第也、件所頗被似摸大內之樣體歟、依昨日仰被渡鈴印等於新帝御在所之間夏書出、三代實錄第一卷、清涼抄等也、以兵庫頭盛季御覽院、此日天皇(鳥羽)有讓位第一親王(崇德天皇)夏、母今中宮、年五歲、辰始太政(源雅實)大臣參左仗座、(中略)此間仰宣命趣、其詞云、以顯仁親王可爲皇太子、今依薄德卽讓皇位、以關白藤原朝臣(忠通)攝行政夏、一如忠仁公故夏、

兵範記

保元三年八月四日辛卯、(中略)頭右兵衞督爲中使參上有御對面、御讓位(後白河天皇)間事云々、近日俄其儀出來歟、唯佛與佛評定、餘人不及沙汰歟、

十一日戊戌、天晴、今日可讓位於皇太子(二條天皇)、(中略)現神度大八洲國所知須倭根子天皇我詔旨良度萬勅御命乎、親王、諸王、諸臣、百官能人等、天下公民衆諸聞食度宣、朕以薄德天天日嗣乎承傳賜倍留事、漸歷年序利、愚庸之身波、此位乎不可堪度歎畏賜比天、令避皇位賜比奈牟度所念行天奈牟、皇太子度定賜倍留守仁親王(二條天皇)仁、此天日嗣乎授賜布、衆諸此狀乎悟天、淸直心乎持天、皇太子乎輔導支仕奉天、天下乎平介久令有與、又古人有言利、上多岐時仁者下苦度奈牟所聞須、故是以太上天皇度伊布號毛停女、又諸能服御能物毛停賜比、又如此時

仁當都人人不好留謀乎懷天、天下母亂利、己加氏門母滅須人等毛前前有利、若如此有牟人遠波己加教訓直天、各能己祖能門乎不滅須、彌高仁仕奉利、欲繼度思愼天、無貳心志天仕奉倍志詔天皇我勅命乎、衆聞食度宣、

保元三年八月十一日

續世繼　三（すべらぎの）下　かくて保元三年八月十六日（十一日カ）くらゐを東宮（二條天皇）に讓り申させ給ふ、位におはします事三年なりき、おりゐのみかどにて、御心のまゝに世をまつりごたんとおもほしめすなるべし、

愚管抄　五　保元三年八月十一日ニヲリサセ給テ、東宮二條院ニ御讓位アリテ、太上天皇ニテ白河鳥羽ノ定ニ世ヲシラセ給フ、

百錬抄　七　二條天皇　永萬元年六月廿五日、讓位於第二親王順仁（六條天皇）二歲、先雖可有立坊、依主上御不豫危急、俄有此儀、二歲例今度始之、

顯廣王記　永萬元年六月廿五日壬寅、讓位（二條天皇）事、丑刻渡璽劍於第一皇子（六條天皇）御所土御門高倉亭、近日可立太子有儀、今日俄改讓位也、

裏書、去四月中旬以降、有御不豫事、追日無有減氣、仍以第一皇子、六月廿五日可有立太子事、而至于同廿四日改儀讓位也、年二歲、依養育中宮（藤原育子）爲一宮有此事歟、母大藏大輔伊岐致遠法師女子也、

二條天皇讓位の理由

不豫

院政

續世繼　三（すべらぎの）下　廿三におはしましゝ御年（永萬元年）、御病ひ重くて、若宮（六條天皇）にゆづり申させ給ひて、いくばくもおはしまさぢりき、よき人は時世にもあはせ給はで、久しくもおはしまさぢりけるにや、末の世いとくちをしく、みかどの御位は限りある事なれど、あまり世をとくうけとりておはしましけるにや、又太上天皇（六條天皇）朝にのぞませ給つねの事なるに、御心にもかなはせ給はず、世のみだれなをさせ給ふ程といひながら、あまりにはべりけるにや、よくおはしましゝみかどとて、世も惜み奉るときこえ侍り、二條院とぞ申すなる、

後鳥羽天皇讓位の理由

院政

增鏡　一（おどろの）下　建久九年正月（十一日）、第一の御子（土御門院）四になり給ふに、御くらゐゆづり申させ給ておりゐ（後鳥羽上皇）給ふ、位におはします事十五年なりき、けふあすはたちばかりの御よはひにて、いとまだしかるべき御事なれども、よろづ所せき御ありさまよりは、中々やすらかに、御幸など御心のまゝならんとにや、世をしろしめすことはいまもかはらねばいとめでたし、

愚管抄　六　カヽル程ニ、同(建久)九年正月十一日ニ通親ハタト讓位(後鳥羽天皇)ヲオコナイテ、コノ刑部卿三位ガ腹ニ、能圓ガムスメニテ、コノ承明門院ヲハシマス腹ニ、王子(土御門天皇)ノ四ニナラセ給ヲ踐祚シテ、コノ院モ、今ハヤウ〳〵意ニマカセナバヤト思召ニヨリテ、カク行テケリ、關東ノ賴朝ニハ、イタウタシカナルユルサレモナカリケルニヤ、賴朝モ手ニアマリタル事カナトモヤ思ヒケン、是等ハシレル人モナキサカイノ事也、サテ帝ノ外祖ニテ能圓法印現存シテアリシカハ、人モイカニト思ヒタリシ程ニ、ホドモナク病テシニヽキ、ヨキ事ト世ノ人思ヘリケル、

玉葉　建久九年正月六日甲辰、時々雪降、天晴、或人云、可有讓位(後鳥羽天皇)云々、明後日行幸大炊殿、以閑院可爲新帝宮云々、十一日、廿一日之間、可有讓國之儀云々、一昨日東脚到來、其後事一定云々、或云、二三宮之間踐祚、當今王子立坊、或云、直皇子踐祚云々、此等說未有一定云々、

七日乙巳、天晴、(中略)讓位事、傳國等事、自元不及沙汰云々、幼主不甘心之由、東方頻雖令申、綸旨懇切、公朝法師下向之時、被仰子細之時、慥承諾申、然而皇子之中、未被定其人、關東許可之後、敢(カ)取孔子賦、又被行御占、皆以能圓孫爲吉兆云々、仍被一定了、此旨以飛脚被仰關東了、不待彼歸來、來十一日可有傳國之事云々、桑門之外孫曾無例、而通親卿爲振外祖之威、嫁(彼外祖母了故也、二三歲踐祚爲不吉例之由申出云々、信清孫三歲、範季孫二歲、而博陸(基通)又響應、尤可被忌例、不可及外祖之沙汰之由、再三被申行、是則其息新侍從兼基爲桑門之孫、世人爲奇異、爲休其嘲、忘帝者之瑕瑾、同通親謀云々、愚哉、以少人入魂爲小童之才學、國家之滅亡擧足可待歟、於占卜之吉兆及孔子賦等之條者、如此之事、只依根元之邪正、有靈告之眞僞也、通親忽補後院別當、禁裏仙洞可在掌中歟、彼卿日來猶執國柄、(世稱源博陸、又謂土御門、今假外祖之號、獨步天下之體、只可以目歟、讓位之間、將軍兩人必可供奉、仍內(良經)大臣被停左大將了、明日中納言(家實)中將可補云々、其後可被行任大臣、右大將(顯實)昇丞相、奪其將軍、通親可拜云々、外祖猶必可補大臣歟、彼時又內府可被收公大臣之條無異議、於此等之次第者、更不足爲愁、猶恐只濫刑也、今日東札到來、其詞快然、還爲恐、

八日丙申、陰晴不定、小雪降、讓位事風聞、天下事起自倉卒、人皆仰天云々、(中略)今夜前座主以覺命有被示之事等、依東札之趣有可奏聞之事等云々、卽爲彼使向範季之許云々、

九日丁未、雨降、此夜行幸大炊御門第云々、早旦前大相國被來、談世間事等、今日向東山云々、

順徳天皇讓位の理由討幕の叡慮

十一日己酉、天晴、此日讓位也、自大炊御門宮被渡劍璽於閑院、頭中將公經奉璽、右中將成定持晝御座御劍云々、關白供奉、右大將同前、右大將以下見出仕、公卿大略供奉、皆淺履也、公卿將三人之中、公繼、兼良等卿候本陣、公房卿前行云々、又公繼卿負壺、自餘平胡籙云々、先於舊主宮有固關及節會等、宣命使通資卿云々、上卿右大臣、於新帝宮、藏人一臈重資遂電之間及數刻云々、昇殿勅授之拜混合云々、又殿上人不拜退出云々、新帝今旦先渡御博陸家、自彼宅渡行閑院云々、

百錬抄　十二　順徳天皇　承久三年四月二日丙辰、被立三社奉幣使、宣命趣世人成不審歟、八日壬戌、（中略）及晩洛中物忩也、重事已相定云々、廿日甲戌、今日有御讓位事、（中略）皇太子懷成、御閑院、被渡劍璽、新攝政已下諸卿相從之、

神皇正統記　廢帝諱は懷成、（中略）承久三年春の頃より、上皇おほしめし立事ありけれは、俄に讓國し給ふ、順徳御身をかろめて、合戰のことをもひとつ御心にせさせ給はん御はかりことにや、

增鏡　新島もり　かやうのまぎれにて承久も三年になりぬ、四月廿日御門おりさせ給、春宮四にならせ給に讓り申させ給、ちか比みなこの御よはひにて受禪ありつれ

後堀河天皇讓位の理由彗星出現

ば、これもめでたき御行すゑならむかし、おなじき廿三日院號のさだめありて、いまおりさせ給へるを新院ときこゆれば、御兄の院をば中の院と申し、父御門をば本院とぞ聞えさする、（中略）さても院のおぼしかまふる事、しのぶとすれどやう〳〵もれ聞えて、ひがしざまにもその心づかひすべかめり、（中略）中院はあかでくらゐをすべり給しより、ことにいでゝこそものしたまはねど、世のいと心やましきまゝに、かやうの御さはぎにも、ことにまじらひたまはざめり、新院はおなじ御心にて、よろづいくさの事などもをきておほせられけり、

百錬抄　十三　後堀河院　貞永一年十月二日、於前關白里第被定讓位事、依應德例也、權中納言定家注出寬平國史、今度依可追彼例云々、四日、有讓位事、依彗星之變爲攘也、十月之例無先規歟、今度始也、

御讓位御卽位記　貞永元年十月四日庚辰、天陰、及夕間晴、是日皇帝於閑院、當時皇居便宜同內、大讓位於皇太子、諱秀仁、今上第一皇子、母皇后藤原蹲子、今中宮是也、聖上春秋廿一、太子二歲、二歲受禪、六條院之外本朝未聞其例、遙訪異域、漢孺子嬰、後漢冲帝、東晉穆帝、後魏幼主劍等如此云々、自太子降誕之日、陛下雖有意于讓位、自然及今［　］彗星頻見、代々司天所奏、除舊布新云々、爲攘彼

災殃、忽今有此事歟、世間如此、

民經記　貞永元年閏九月十二日己未、天晴、自去六日、東方彗星出現、其色白如雲云々、本星分明不見、然而彗星之條必定云々、

十五日壬戌、天晴、日暖、（中略）抑彗星每夜出現云々、可恐々々、

十九日丙寅、天晴、或者云、此曉曉鐘之程、牛寅方北南一丈四五尺許引渡テ、赤色氣出現、其中殊赤如朱色云々、頃之後如雲消了云々、其光照地云々、是天變歟、可恐々々、中納言（鎭資）殿密々令相尋陰陽大允忠俊給之處、此事不見及云々、頗以不審々々、彗星此間不出現歟如何、

廿八日乙亥、天晴、嵐寒、（中略）抑彗星自昨日曉又以出現、今曉同出現云々、

廿九日丙子、天晴、（中略）中納言殿令參九條大納言（基家）許給、其後密々令向四條納言（隆親）許給、二位宰相經高卿入來、遇御雜談云々、其內世事等少々記之、

一　彗星事、自去六日出現、至十五日每夜令出云々、其後不出現、而廿六七兩日又以出現云々、

十月四日庚辰、天陰、嵐寒、然而雨猶不降、天皇讓位於皇太子給日也、天子春秋廿一歲、在位十二年、去承久三年逆亂之時、東夷入華洛、俄踐祚御以降、世屬靜謐、時謳安寧、（中略）皇太子（秀仁、春秋二歲）去年二月降誕、御母中宮職（鐏子）、大殿長女、母從一位藤原倫子（棆）、入道前太政大臣公經公女、即號秀仁爲親王、去年十月爲皇太子、抑去々年仲秋八月大風洪水之後、兼雖歌豐年端（瑞カ）、改歎異損災、及同年冬節客星出現、去年自春天及冬節、忽以飢饉、死體滿道路、今年又猶以有飢饉愁、而去八月又大風沃屋、普訴秋稼之異損、而自去月六日、東南彗星出現、天子驚歎雖被致種々御祈、猶以出現、俄讓位事沙汰出來、再三被仰關東、雖無分明之承諾、推遂讓位之大禮給云々、一向大殿令張行給、禁裏邊無快然之氣歟、藏人頭內藏頭兼春宮亮平有親朝臣兼日奉仰奉行、今日儀殊可被忩行、今間諸卿可參陣之由、辰刻書御敎書重相催云々、抑十月讓位例、孝謙天皇忽追出淡路帝重祚十月例也、依彗星事讓位例、去承元土御門院俄去位、佐渡上皇令踐祚給、漢家北齊河淸四年依此變讓位於太子、卽東魏亂國亡云々、二歲讓位例、六條院仁安例也、御同宿讓位儀、保安崇德院、永治近衞院、唯兩代也、條々例皆不宜、今度事唯不及例之善惡、爲先事之急速歟如何、可奇、可恐、〔廣橋經光文永十一年薨〕

大風洪水

飢饉

不豫

增鏡　三　ふぢ衣　貞永元年になりぬ、（中略）おなじき四日おりゐさせ給、御なやみおもきによりてなりけり、こぞの二月、后（鐏子）の宮の御はらに一（四條天皇）の御子いでき給へりしかば、やがて太子にたゝせ給ひしぞかし、（中略）うへは（後堀河天皇）おりさせ給て、その七日やがてそん

後嵯峨天皇讓位の理由

院政

がうあり、御なやみなををこたらず、大かた世もしづかならず、この三とせばかりは、天ぺんしきり、なゐふりなどして、さとししげく、御つゝしみおもきやうなれば、いかゞおはしまさむと、御心どもさはぐべし、

神皇正統記　第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、諱は邦仁、（中略）壬寅（仁治三）のとし卽位、癸卯の春改元（寛元）、御身をつゝしみ給ひければにや、天下を治め給ふ事四年、太子おさなくまし〳〵しかとも讓國あり、尊號例のことゝし、院中にて世をしらせ給ふ、御出家ののちもかはらず二十六年ありしかは、白河鳥羽よりこなたにはおたやかにめてたき御代なるへし、

葉黄記　寛元四年正月廿一日辛亥、晴、參內、依召參御前、脫屣以後萬事可奉行之間事、今日依爲吉日、別被仰下、直蒙勅命、恐惶無極、委細有仰等、面目過分、于時他人不候御前、此後前（土）內府依召參之、今夜入道（道家）殿下御參內、世上之重事等大略被一決歟、參一條殿申承重事等、

廿三日癸丑、晴、霍葉（桑歟）事、自去年有銘、叡襟事遂被仰遣關東、事已一決、然而不及披露、而一昨日入道殿下御參內之時被仰定之、今朝入道殿下、以修理大夫（夜前）所被申勅定之趣於關

天變

後深草天皇讓位の理由

周圍の事情の御不安

白殿、依去年之天變有讓國、然而猶都爲改政務、以左大臣（實經）可爲攝政、讓位以前先可爲關白、被上表之由也、殿下令承此事給、種々被申子細、敢不可上表、父子可晦跡之由也、殆雖有違背之御詞、敢無承諾之御答、經雅卿兩度往反子細同前、此上只推而可有宣下云々、入道殿被進御書ハ、於內裏、定頼朝臣爲御使遣二品許也、殿下又御參內被申請、人以爲奇、人口囂々、委事不遑記付、予（定嗣）參內、又參左大臣殿、條々有承事等、

增鏡　七おりゐる雲　そのとし（正元元年）の八月廿八日、春宮（龜山天皇）十一にて御げんぶくし給、御いみな恆仁ときこゆ、世の中にやう〳〵ほのめきゝこゆる事あれば、御門（後深草天皇）はあかず心ぼそうおぼされて、（中略）十一月廿六日おりゐさせ給夜、空のけしきさへあはれに雨うちそゝぎて物かなしく見えければ、伊勢のごがあひも思はぬもゝしきを、といひけんふる事さへ、いまの心ちして心ぼそくおぼゆ、うへもおぼしまうけ給へれど、劍璽のいでさせ給ほど、つねのみゆきに御身をはなれざりつるならひ、十三年の御なごり引わかるゝは、なをいとあはれにしのびがたき御けしきを、かなしと見たてまつりて、辨內侍、

いまはとておりゐる雲のしぐるれば心のうちぞかきくらしける

神皇正統記　第八十八代、第四十七世、後深草院、諱は久仁、後嵯峨院第二子、御母は

後嵯峨上皇の遺勅

大宮院藤原の嬉子、太政大臣實氏の女なり、寛元四丙午のとし四歳にて即位、丁未に改元、寶治天下を治め給ふ事十三年、后腹の長子ましく〳〵しかとも、御病おはしましけれは、同母の御弟恒仁親王を太子に立て、讓國尊號れいのことし、伏見の御代にそ暫政をしらせ給ひしか、御出家ありて、政務をは主上にゆつり申させ給ふ、五十八歳おましく〳〵き、

龜山天皇讓位の理由

梅松論　上　爰に後嵯峨院、寛元年中に崩御の刻遺勅に宣く、一の御子後深草院御即位有へし、おりゐの後は長講堂領百八十ケ所を御領として、御子孫永く在位の望をやめらるべし、次に二の御子龜山院御即位ありて、御治世は累代敢て斷絶あるへからす、子細有に依てなりと御遺命あり、依之後深草院御治世、寶治元年より正元々年に至までなり、

地震

增鏡　十　あすか川　大かたことし(文永十年)はなのしげくふり、世の中さはがしきやうなれば、つゝしみおぼされて、十月十五日より圓滿院の二品親王(四助)内にさぶらひ給て、尊星王の御修法つとめ給に、廿日のよひ二の對より火いできたり、あさましともいはんかたなし、上下たちさはぎのゝしるさま思やるべし、(中略)上は(龜山天皇)腰輿にて押小路殿へ行幸なりぬ、法親(四助)王は修法のつよきゆへに、かゝる事はあるなりとぞのたまはせける、この四

火災

後醍醐天皇讓位の理由

月に御わたましありつるに、いく程なうかゝるはげにいみじきわざなれど、むかしも三條院位の御時かとよ、大內つくりたてられて、御わたましの夜こそ、やがて火出きてやけにしこともあれば、これよりおもき大事もあるべかりけるに、よかはりたらむはいかゞはせん、かくてことしもくれぬ、上はいよ〳〵世の中心あはたゞしうおぼされて、おりゐなんの御心づかひすめり、

不豫

增鏡　十一　草まくら　文永十一年正月廿六日春宮(後宇多天皇)に位ゆづり申させ給、廿五日夜まづ內侍所劒璽引ぐして押小路殿へ行幸なりて、又の日ことさらに二條內裏へわたされけり、

後醍醐天皇綸旨　男爵五條賴次氏所藏

自去比依有御惱事、御讓國于陸奥(後村上天皇)親王了、不違日來之軍忠、可達叙旨、縱雖有不慮御事、深被憑思食候上者、令勇官軍等、殊可廻朝敵追罰之籌(策カ)等、於當山者、云要害云祇候輩、更不可有子細、存其旨可下知軍勢等給者、天氣如此、仍執達如件、

(延元四年)八月十五日　　右中將實躬

謹上　勘解由次官(五條頼元)殿

神皇正統記　第九十五代、第四十九世、後醍醐天皇、諱は尊治、（中略）さても八月（延元四年）の十日あまり六日にや、秋霧におかされさせ給ひてかくれまし〳〵ぬとそ聞えし、寢がの中なる夢の世、今にはしめぬならひとはしりぬれと、かく〳〵日の前なる心ちして、老の涙もかきあへねは、筆の跡さへとゝこほりぬ、（中略）かねて時をもさとらしめ給ふにや、前の夜より親王をは左大臣の第へうつしたてまつられて、三種の神器をつたへ申さる、後の號をは仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す、

太平記　二十一　後醍醐天皇崩御事

南朝ノ年號延元三年八月九日ヨリ、吉野主上（後醍醐天皇）御不豫ノ御事有ケルカ、次第ニ重ラセ給フ、醫王善逝ノ誓約モ祈ルニ其驗ナク、耆婆扁鵲カ靈藥モ施スニ其驗オハシマサス、玉體日々ニ消テ、晏駕ノ期遠カラシト見ヘサセ給ヒケレハ、大塔ノ忠雲僧正御枕ニ近ツキ奉リテ、淚ヲ押ヘテ申サレケルハ、神路山ノ花再開ル春ヲ待、石清水ノ流遙ニ澄ヘキ時アラハ、サリトモ佛神三寶モ捨進ラセラルヽ、事ハヨモ候ハシトコソ存候ツルニ、御脈已ニ變ラセ給ヒテ候由、典藥頭驚申候ヘハ、今ハ偏ニ十善ノ天位ヲ捨テ、三明ノ覺路ニ赴セ給フヘキ御事ヲノミ思召定ラレ候ヘシ、サテモ最期ノ一念ニ依テ三界ニ生ヲ引ト、經文ニ說レテ候ヘハ、萬歲ノ後ノ御事、萬叡慮ニ懸リ候ハン事ヲハ悉仰置レ候テ、後生善所ノ望ヲノミ叡心ニ懸ラレ候ヘシト申サレタリケレハ、主上苦ケナル御息ヲ吐セ給ヒテ、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者、是如來ノ金言ニシテ、平生朕カ心ニ有シ事ナレハ、秦穆公カ三良ヲ埋ミ、始皇帝ノ寶玉ヲ隨ヘシ事、一モ朕カ心ニ取ス、只生々世々ノ妄念トモ成ヘキハ、朝敵ヲ悉亡シテ、四海ヲ泰平ナラシメント思フ計ナリ、朕卽早世ノ後ハ、第七宮（後村上天皇）ヲ天子ノ位ニ卽奉リ、賢士忠臣事ヲ圖リ、義貞、義助カ忠功ヲ賞シテ、子孫不義ノ行ナクハ、朕肱臣トシテ天下ヲ鎭ヘシ、是ヲ思フ故ニ、玉骨ハ縱南山ノ苔ニ埋ルトモ、魂魄ハ常ニ北闕ノ天ヲ望ント思フ、若命ヲ背義ヲ輕セハ、君モ繼體ノ君ニ非ス、臣モ忠烈ノ臣ニ非シト、委細ニ綸言ヲ遺サレテ、左御手ニ法華經ノ五卷ヲ持セ給ヒ、右御手ニハ御劍ヲ按シテ、八月十六日丑刻ニ遂ニ崩御ナリニケリ、

椿葉記　さてたいり（後小松天皇）は御治天卅年、政務おほしめすまゝにておりさせ給ふ、同十九年八月廿九日一の宮（稱光天皇）に御くらゐゆつり申さる、御治世はもとのことくにて、よろつめてたく渡らせ給、

續神皇正統記　第百二代、後小松院、諱は幹仁、（中略）天下を治給事卅餘年、尊號例

のことし、此御宇までは記錄所の御沙汰も被行侍るとかや、御讓位以後も、なを院中にして御政務とそ、

後花園天皇讓位の理由

時勢を歎きたまふ

後花園帝宸筆假名御消息類

伏見宮記錄文書二

仙仰應仁元、六、十四、

今度世上大變の事、時刻到來とは申ながら、尚々驚歎入候次第にて候、それにつき候ては、予あらましの事、年來の本望にて候へとも、在位の間の事はとかく堪忍をいたし候、御代始の大儀ともこと〳〵く申沙汰し候、いまにをき候ては、その執心候はぬ所に、かゝる大亂出來し候、いよ〳〵人間の交無益千萬の事にて候ほとに、近日風度捨世の本意をとけ候へき心中にて候、かやうの事あはたゝしき樣におほしめし候はんすれとも、日來の本望にて候うへ、當御代の始にあたり候て、かやうの珍事出來し候事、人めしちもかた〳〵めむほくなき次第にて候、これよりまさるさまなる不思儀など出來候ては、いよ〳〵老後の恥辱も口惜く覺候ほとに、かやうの時節を善知識とも思ひなし候につきて、しかと存定候事にて候、さ候ほとに城南の事は故鄕の事にても候へは、さやうの在所なとにかけをもかくし候へき歟と覺候、（中略）

正親町天皇讓位の理由

城南へ出候へき事、十七日廿日なと吉曜にて候へかしと念願候、

池の藻屑

九　後花園院

また寛正も五年にそなり侍る、近き世には猿樂とて、古しへのたくひにはあらす、あやしの舞のさまに侍るを、高きいやしき翫ひつゝ興しけるか、此頃も糺のわたりにて、さる事あんなりと聞へしかは、上達部殿上人、武家の兵共迄も、こそりて物見侍り、さしき共こと〳〵しうしつらひて、(足利義政)室町の大臣も日々にわたりて見給へは、武士ともゝつとひ參りつゝ、酒酌かはして思ふ事なけなり、かへさには勝元、政長なとか家に立寄り給へれは、さま〳〵に御もうけつかふまつれり、かやうに今めかしく遊ひなとにて過行には、千代をふるともあく世あるましけれと、大方の世はさとしなと打續き、公わたくししつ心なきやうなるにそ、上はいとゝくおりさせ給はん事をのみ、おほしめされけるとなん、

池の藻屑

十三　正親町院

(天正十四年)(正親町天皇)文月には、内の一の宮(誠仁親王)隱れさせ給へり、いとあへなき御事を、人々も思ひまとひたり、(正親町天皇)上もけふあす讓らせ給ひぬへきを、あかすのみ思し召れたり、近き代には、春宮の御定めもなかりけれは、親王にておはしましけるを、こたひは太上

天皇の尊號贈らせ給ひて、陽光院と申奉れり、（閑仁親王）若宮を一所内の皇子になし奉らせ給ひて、親王になし聞へさせ給へり、霜月には、此宮に御譲りの事侍りて、上はおりゐさせ給へり、世をしらせ給ふ事二十九年とそ聞へし、六十の坂をも遙に越過させ給ひしかは、

御老齢

今は御心のとかにておはしますへう思し召しよらせ給へるとかや、

後陽成天皇譲位の理由

御譲位古今宣命　慶長十六、三、廿七御譲位、（後陽成天皇）廿五日、先被行警固々關之儀、（中略）

御譲位宣命、

現神度大八洲國所知須天皇我詔旨良止萬宣布勅乎、親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食度宣布、（後陽成天皇）朕以庸質氏天日嗣乎承傳賜倍留事、頗胥洎多歳利、菲徳之身波此位仁不可堪止歎長賜比、避皇位賜比奉止所念行志、以辭譲之心明禮志、以惻隱之心行仁布、隨法仁可有支政爲氏、既吉曜良辰乎擇定天、今日二品（後水尾天皇）政仁親王乎皇太子度定賜比、此天日嗣高座之業乎授賜布、食國乃天下之政乎平久安久仕奉止所念行須、庶專振仁風比、徧洪霑恵澤志、天皇朝廷乎衆助仕奉止宣布天皇勅乎、衆聞食度宣、

菲徳と稱したまふ

慶長十六年三月御畫廿七日

後水尾天皇譲位の理由

新蘆面命　後水尾院様フト御位ヲ御スベリナサレ候故、板倉周防守殿、近衛様へ参ラレ、不意ナルコト御世繼ヲモ不被仰出、江戸へモ仰談ラレズシテ、御心儘ナル事トモ何事ニヤト尋申サレ候、應山（近衛信尋）公被仰候ハ、我等モカツテシラズ、何事ニカ有ケント、防州再三尋申サレ候へバ御存ジ無之候、中ハ存ジ候ハンヤト被仰候故、中院通村朝臣へ御尋候所、通村ノ仰セラレ候ハ、何ガ面白クテ御位ニ御座ナサルベク候哉、僧某ヲ紫衣ニ被仰付候所、江戸ニテ御奪ヒナサレ候、如此ノ有様ニテ、何トテ御位ヲ御□可被遊御座候哉ト仰ラレ候、周防守モ大ニ驚キ申サレ、早々江戸表へ申上候處、台徳（德川秀忠）公大ニ御氣色損シテ、舊例ノ如ク隱岐國ヘモ御ウツシナサルベキヤト被仰候處、大猷院（德川家光）様大ニ御イサメナサレ、是ハ仙洞様ノ御道理至極ニテ候間、再三御ワビナサレ候ヘトノ御事ニテ相スミ、夫ユヘ事アハタバシク、明正院様御立遊サレ候、コレニ付中院殿ヲ何トナク關東へ召ヨセラレ、四五年江戸ニ御入ナサレ候、中院殿ノアヤマチノ様ニナシタル也、又大猷院様ノ懐紙ヲ御望ナサレ候時、如何ノ叙慮ニ候哉、

御不滿

蘆原ヨシゲラバシゲレ

ノ御歌ヲアソバシ遣サレ候、相公モ兎角ノコト不被仰候ヨシ、

文會雜記　一之下　一、中院殿通村（關東ニ久シクトメラレタルハ、前カド關東へ仰ラ

幕府との御不和

明正天皇讓位の理由

薄德と稱したまふ

ルベキコトヲ御知セナカリシユヘ、板倉伊賀守殿、通村卿ヲ招キ、イカヾノ御知セナカリシト問ルヽヲ、不知ト答ラル、ヲシテナジリ問ルヽニ、勅命ニテナ泄シソトアリシ故シラセタマハズトナリ、然ハ内々ニテソト知セラルベキコトナルヲト板倉殿云レシ時、通村卿、勅命ヲ背キテ君臣ノ禮ヲ敗シ人ニ内應スル者ヤアル、足下ニ關東ヨリ京人ニシラスナトアルコトヲ承リタランニハ、ナドカモチヒラルベキ、吾ハ天子ノ臣ナリ、關東ノ臣ニ非ズト云レシユヘ、板倉殿伺ナカリキ、ソレニヨリテ公家衆關東ヘ下ラルヽホドノ人ヲ皆押留ヲカレシユヘ、通村卿モ久シク江戸ニ逗留アリタルト也、又後水尾帝ノ御讓位ハ關東ト御不和ナリ、大坂ノ一亂ヲ和平ニト勅命アリシヲ、台德院殿御許容ナキヨリ事起ル也、

後淨明珠院殿記

現神止大八洲國所知須倭根子天皇我詔良萬止勅命乎、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民衆聞食止宣、

朕（明正天皇）以薄德氐天日嗣乎承傳賜倍留事漸送年序禮利、愚昧之身波此位爾不可堪止歎長賜比天、今避皇位賜比奈牟止所念行天那隨法爾可有岐政止爲天、紹仁（後光明天皇）親王乎皇太子止定賜比天、此天日嗣乎授賜布、衆諸此狀乎悟氏、清直乃心持天、皇太子乎輔導岐仕奉旦、天下乎平介久令有與、但攝政藤原朝臣波朝重臣奈利、見其誠心爾幼主乎寄託志倍志、然則皇太子乃未親萬機之政間、保輔幼主天攝行政事世牟古止一如忠仁公故事世與、天下乎毛教訓直之天、各己祖乃門乎不滅須、彌高爾仕奉利欲繼止思愼天、無貳心之天仕奉倍止之詔（布カ）乎、天皇我勅命乎衆聞食止宣、

寛永廿年十月三日

御治世十三年に及ぶ

後西天皇讓位の理由

非德と稱したまふ

翁草　十九　新帝踐祚之事

寛永廿年、女王（明正天皇）御治世既に十三年に及ければ、御位を下させ玉ひ可然と公家武家ともに思召に仍て、九月下旬に、江戸より御使として酒井讃岐守忠勝、松平伊豆守信綱上洛、十月三日、女王御讓位有て新院へ行幸、同廿一日、御弟紹仁（後光明天皇）親王卽位し給ふ、

後淨明珠院殿記　寛文三年正月廿六日、今日於假殿內裏、近衞右大將有御讓位、

（中略）

現神度大八洲所知天皇我詔旨良麻止勅命乎、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民衆聞食止宣、

朕（後西天皇）以非德天日嗣乎承傳賜倍留事漸送年序禮利、愚庸之身波此位仁不可堪止歎長賜

火災
地震

第一編　天皇　第二章　皇位繼承

比天、今避皇位賜比牟止所念行天牟、奈隨法爾可有岐政止爲弖、某親王乎皇太子止定賜比、此天日嗣乎授賜布、以關白藤原朝臣爲攝政、衆諸此狀乎悟氏、清直乃心乎持天、皇太子乎輔導岐仕奉氏、天下乎平久令有與、又古人有言利、上多岐時尒波下苦止奈牟所聞須、故是以太上天皇止以布號毛停女、又諸乃服御乃物毛停賜比、又如此時仁當都食國乃天下之政乎平介久安久仕奉天、天皇朝廷乎衆助仕奉止宣布天皇勅乎、衆聞食止宣、

寛文三年正月廿六日

翁草　十九　新帝踐祚之事

(後西)此帝卽位の後、京江戸其外國々火災多し、殊に伊勢內宮も燒失す、御行跡も不宜樣上下取さたしければ、御位退給ふべしなど申族も多かりける、寛文二年、洛中夥敷地震、月を跨て止ざりけり、人々皆帝德の闕たる故なるべしと囂々たり、然ば新造の內裏へは、此帝入御に不及して御讓位然るべからずと武家にも思召けるにや、吉良若狹守上洛し、內院の事有て歸府、其後板倉筑後守、松平民部少輔相續て入洛し、明春讓位受禪、明夏御卽位と議定す、明れば寛文三年正月、吉良上野介義英、御祝儀の御使として上洛す、正月廿一日、東宮(靈元天皇)九歲新造の內裏へ行啓、同廿四日、主上近衞殿假御所にて讓位まし〳〵、廿六日、劍璽を東宮の御方へ渡させ給ふ、

後光明院御弔記　承應三甲午年十月十日、高如、重宗ト伴女院御所ヱ出仕、御代繼ノ宮、仙洞女院被思召通、花町仲(良カ)仁親王女院爲御養子踐祚、仙洞當歲(識仁親王)ノ宮先帝御養子ノ事、將軍家モ宜被思召ノ旨奏之、花町宮(先帝御弟高松ノ家ヲ繼給、家名ヲ改號花町、實母御櫛笥局、四條隆音姉、御代繼ニ立給夏ハ、先帝御在位ノ內、過ツル正月元日ノ御夢ニ、天ヨリ赤龍雲ニ乘テ降リ、沙門一人主上ノ御前ニ蹈テ、龍ニ乘シテ天上ト奏聞ス、御心ノ內ニ不審ニ被思召□□煩セ給ヘハ、沙門頻ニ天上ヲスヽメ奉ル、無是非龍ニ乘シ給フ、傍ニ西園寺右府(實晴)候スト御覽アリ、又八月朔日ノ御夢ニ、赤髮ノ童子來テ主上ノ御懷中ニ入ト御覽有テ御夢覺ル、是ヨリ御心地モ不例供御モ常ナラス、玉體衰サセ玉フニヤ、武家傳奏清閑寺前大納言共房、野宮前大納言定逸幷寵臣勸修寺前大納言經廣、三條中納言實教、持明院前中納言基定ヲ被召、去年六月廿六日內裏炎上ヨリ院御所遷幸不御快、御治世モ久シカルマシキト思召、仙洞當夏誕生ノ若宮(識仁親王)御養子御代繼ニタテタク被思召之由、仙洞女院ヱ可申ト勅諚有リ、諸臣奉テ無勿體勅諚、仙洞モ被聞召叡慮モ如何ト奏聞ス、主上モ其後ハ何ト モ仰モ無シ、此度崩御ニ付テ、諸卿勅諚存當リ仙洞女院ヱ奏之、先帝ノ被仰置上ハ、當歲

識仁親王の成長を待ちたまふ

靈元天皇讓位の理由

ノ若宮可有踐祚ト僉議アリト雖、然當歲ノ宮卽位有テ攝政年久シカランモ如何ニ思召セハ、花町宮御貌モ麗シク渡セ玉ヘハ御代繼ニ立セ給ヒ、當歲ノ宮御養子十六ニ成セ給時御位モ讓リ玉ヒ可然ト仙洞女院思召、此旨武家エ告知セ可申ト板倉周防守ニ御內勅有リ、依之江戸エ申上、如此相定リテ高如京着ト云々、

宣順卿記　承應三年十月十七日、陰晴、後日自仙洞召二條殿（殿下 前殿）被仰ハ、花町宮（此宮去年爲繼目、下大樹御亭給、諸武士ニ逢給、如此之儀不苦哉、御室ハ前高松宮、本院御弟姬君、母儀ハ越前宰相女也、大樹御親類也、當年姬君誕生、有踐祚、諸事被傳給、一歲之若宮（靈仁親王）十四五才ニ成給之時有讓位者、宜被思食由有仰、此勅答不聞、廿七日、自女院御所（殿下 前殿御使板防州）二條殿有仰事、一才之宮爲後主者、仙洞就諸事可爲御氣色障之間、一才宮御幼少之間者、花町宮爲天子者宜被思召、此趣仙洞被仰入無別條之、關東へも可有相談之由被仰、廿八日仙洞へ被伺之處、無別儀無別儀、仍同日自二條殿（殿下 前殿）、大樹へ被進御消息、酒井讃岐守とのへ、酒井雅樂頭とのへ、松平伊豆守とのへ、阿部豐後守殿へ右四人之老衆へ御消息被遣也、

基熙公記　天和四年甲子二月廿三日己未、天晴快晴也、未下刻有召由、從關白被觸、仍著朝衣參內（從昨夜雖神事、宮中亦御神事也、仍所參也、）關白兼被坐、前關白、余一時參會、右府家程遠之間漸遲參、及酉半刻有召、各參小御所方、武家兩傳奏（右大將、甘露寺大納言、）諸事從武家添意、御再興之事等應天氣、且又延喜以來御在位廿年以上之例七代、此外近代之少々有之、雖然朝廷微々之日也、不可爲例、御不德之間就彼是永々御在位被憚思召、且又春宮（東山天皇）既十才、當今御例十才、後花園院十才受禪爲吉例、當年可有御讓位之由被思召定間、今度兩傳奏下向關東之序可被仰遣、又明後日召稻葉丹後守可被仰出、此儀關白以下對丹後守可傳仰之由被仰出、關白只御尤之叡慮之由被申上、其體無骨也、前關白只可被用御吉例之由被申上、余同之由申入、卽延喜以來廿ヶ年餘在位例一紙、受禪年齡例一紙、讓位年例一紙、被注大高檀紙爲宸筆間、明後日難被見丹後守間、余可書進之由被仰出、余密々儀殊宸翰、退出以後淸書有憚、卽只今可書獻之由言上之處、可然旨被仰下、仍於小御書（所カ）方書之三通（大高檀紙）共書終、既酉半刻許也、淸書了之由令申入、可有御對面旨被仰出、仍各候小御所、及亥刻漸出御、早々令淸書御喜悅之由被仰、各退出、俄之事珍事々々不能左右、抑此事、先日或人密々談此事、余內々如此可有御沙汰歟之由存之處如案、其謂如何者、右大將（倂甘露寺大納言）爲僭（後）臣之由、諸人數年稱之、而今度葉室亞相蟄居等之事、近來儻（姦）姦之所存等、丹後守漸知之歟、又余從去年少々應御氣色之間、若日比之事等達君聽者、爲

御在位二十二年の永きに及ぶを憚りたまふ

身上大事間、寄事於左右、御讓位之事、此間頻申勸之歟、於幼主者彌一身執事可振權威內存之由少々風聞、余所推量亦以如此、果今日被仰出、尤雖似有其謂、於愚身心中不安、爲儜(佞)臣蕩叡慮急々有如此仰歟、悲哉々々、此間之事難筆(盡脫カ)頭、小臣恐罪閉口、大臣者重祿不諫歎有餘、先年神宮炎燒之後、臣下多被刑、官位次第等混亂、仁安三年神宮炎燒以後、平相國執權柄朝廷衰微、雖然自他害之故、亂治之後朝廷再無異也、今日者儜(佞)臣在朝事出叡慮、偏如病根起腹心、世無良醫、朝廷風儀追日錯亂、誰人治之哉、如此記錄若散亂□雖非無恐、爲戒子孫記之、余當此日只全身待再興之日而已也、子孫若雖當如今時變、感天運與因果不發怒氣、可思朝廷無異而已、以事序注心中秘事既過筆矣、

廿五日辛酉、天晴、辰半刻參內、(中略)前關白右府兼被坐、言談移時、巳刻關白被參、及午刻有召參小御所御對面、先日所書獻之例一裹被出之、先日之仰之趣、稻葉丹後守參內之時、可申聞旨被仰、兩傳奏關白以下可列座旨有仰、各退御前於休息所相待、丹後守參、卽兩傳奏誘引丹後守來休息所、兩傳奏傳仰之趣、關白聊被加詞、丹後守申云、此儀重事也、容易難申入所存間、今度兩傳奏於關東可被申出之由申了、退於閑所又談、兩傳奏事等有之歟、又關白以下召御前、兩傳奏丹後守申趣令言上了、關白退出、

貞享三年三月八日壬戌、以使者所勞未快不參之由示送關白、暫之後有書狀、

御所勞之由如何無心元候、餘寒之節御保養專一存候、一昨日令參內候處、勅定之子細者、去々年御讓位位(衍カ)事關東へ被仰遣候得共、不達(遲字歟書中如此)之大樹被申上停止候、經一兩年候故、今度兩傳下向刻又々被仰遣候、明年東宮御年御十三才、協醍醐天皇受禪例候、亦主上御年齡御卅四才、同後水尾院御讓位例候、御同人子(事カ)共御吉例候故、於今度者是非々々可有御沙汰由被仰遣候事に候、其儀兩傳奏、土屋相模守へ申談候所、尤不連(遲字歟)之事に候得共、御吉例之上者御尤之由申候、此旨可傳達旨勅定候、猶委細者對顏節可申入候、恐々謹言、

三月八日　(一條)冬經

左(近衞基熙)大殿　冬經

予返書

尊翰之趣得其意候、抑今度依御吉例、御讓位之事被仰遣關東之由勅定之段、跪承知候畢、以御序宜預御沙汰候哉、猶被對顏候也、恐惶謹言、

貞享四年二月十八日丁卯、天晴、入夜從關白口狀到來、卽如此、　只今以庭田中納(重條)言殿、愛

宕前宰相（通綱）殿、來月廿一日御讓位、廿六日院御所江御移徙、四月下旬御卽位之由被仰出候、攝家方へも可被仰達由候間如此候、以上、

三月廿一日　己亥　天終日陰時々微雨洒、今日有讓位事、（中略）一、今日宣命如此、長量朝臣後日寫送之、

東山天皇讓位の理由

現神度大八洲國所知須天皇我詔旨良止萬宣布勅乎、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民衆聞食度宣布、朕以庸質（靈元天皇）氏天日嗣乎承傳賜比氏漸送年序禮利、非德之身波此位仁不可堪止歎畏賜比氏、避皇位賜牟止奈所念行志、以辭讓之心明禮志、以惻隱之心行仁布、隨法仁可有岐政止爲氏、皇太子止定賜倍留（東山天皇）朝仁親王尒、此天日嗣高座之業乎授賜布、卽以關白藤原朝臣爲攝政、偏思羽翼之功氏、（益カ）蓋假股肱之力留、清直乃心乎持知竭忠明之誠氏、皇太子乎輔佐志賜倍止所念行須奈利、上多岐時尒波下苦止牟奈所聞須故仁、太上天皇止以號毛停免、又諸乃服御乃物毛停賜布、此狀乎悟氏食國乃天下之政乎平久安久令有止所念行須天皇朝廷乎助仕奉禮止宣布天皇我勅乎、衆聞食止宣、

貞享四年三月廿一日

中御門院御昇壇記

非德と稱したまふ

一、寶永六年六月廿一日御讓位、（中略）

御讓位宣命

現神度大八洲所知須天皇我詔旨良止萬宣布勅乎、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民衆聞食止宣布、朕以庸質（東山天皇）氏天日嗣乎承傳賜比氏既送年序禮利、非德之身波此位仁不可堪止歎畏賜比氏、避皇位賜牟止奈所念行志、禮讓之儀大正久惻隱之仁至深志、隨法仁可有岐政止爲氏、皇太子止定賜倍留（中御門天皇）慶仁親王爾此天日嗣乎授賜布、卽以關白藤原朝臣爲攝政、偏致塩梅之和志益結水魚之契氏、清直乃心乎抱岐忠敬乃道乎盡弖、皇太子乎輔佐志賜倍止所念行須奈利、古人有言利、上多岐時爾波下苦止牟奈所聞須、故仁太上天皇止以號毛停免、又諸乃服御乃物毛停賜布、此狀乎悟氏食國乃天下之政乎平久安久令有止所念行須天皇朝廷乎助仕奉禮止宣布天皇我勅乎、衆聞食止宣、

寶永六年六月廿一日

槐記　享保十七年九月五日參候

東山院御讓位アリテ、程ナク崩御ナリタル故ニコソ、當今上（中御門）皇帝ハ、天皇元服ニテマシマス由ナリ、何トシテカハ、御歲モ足ラヌ親王ニ御讓位アリタルニテ候ヤト伺フ、

中御門天皇讓位の理由

涼德と稱したまふ

仰ニ、往古ヨリ御讓位ノコト其例多シ、忽チ安德天皇ハ二歲ニテ御讓位アリシ上ハ、其餘甚ダ多シ、如何ナル思召ヤラン、殊ノ外ニ御讓位ヲ急ガレテ、炎上後近衞ノ假殿ニテノ御讓位ナリ、其中ニ、禁裡、院中造營事終リタル故ニ、今上ハ直ニ御遷幸ヲ禁裡ヘナサレ、東山院ニハ、新院ヘ御入ナサレテ新院ト稱シ奉リタルナリ、新院崩御ナリタル故ニ、天皇元服ニテアリタルニハ非ズ、御存生ニテモ既ニ御讓位ナリタル上ハ、先帝既ニ新院ニテマシマセバ、天皇タルコト明カナリ、

八槻記　享保二十年三月廿一日辛卯、晴、早旦參內、今日令讓位於皇太子(櫻町天皇)給、(昭仁、實算十六、)被行節會、諸司供殿庭裝飾、(中略)

現神度大八洲國所知須倭根子天皇我詔旨良萬止勅御命乎、親王、諸王、諸臣、百官能人等、天下公民衆聞食止宣布、(中御門天皇)朕以庸質氏天日嗣乎承傳賜比氏幾送春秋利禮、涼德之躬波此位仁不可堪止歎畏賜比氏、避皇位賜比牟止所念行志、拂遜之禮已行禮寬祐(裕カ)之情自存須、隨法仁可有岐政止爲氏、皇太子止定賜倍留昭仁親王爾、此天日嗣乎授賜布、衆諸此狀乎悟氏、彌方正乃心遠持天皇太子乎輔導岐仕奉氏、天下乎平久令有與、又古人有言利、上多岐時爾下苦止奈牟所聞須、故是以太上天皇止以號毛停免、又諸乃服御乃物毛停賜布、又百司守其職利萬戶修其業氏、天皇朝廷乎助仕奉止詔天皇我勅命乎、衆聞食止宣、

櫻町天皇讓位の理由

御在位多年に及ぶを憚りたまふ

享保二十年三月廿一日

八槻記　延享三年三月三日己亥、晴、(中略)召關白、(一條兼香)左大臣、(一條道香)右大臣、(近衞內前)內大臣、(二條宗基)九條大納言(九條尚實)等、讓位受禪之叓被仰云々、次召坊城前大納言(俊將)、別當、余等、勅言(櫻町天皇)云、從父帝讓位受禪、靈元院已來五代連續、桓武帝已後五代連續、僅及三ケ度、御在位之間政事再興及數々、近代御在位多雖及廿餘年、右御連續之上、多年御在位之叓、却神慮畏恐思食之間、頻一兩年之中可有御讓國者、內々可存知此旨、且五代父子讓受例、在位廿年餘例、同不越廿年例、不滿聖算卅歲脫屣例、各被染宸翰、

後三條院　白河院　堀河院　鳥羽院　崇德院
後花園院　後土御門院　後柏原院　後奈良院　正親町院
右一紙

桓武天皇　廿四年　醍醐天皇　卅三年　村上天皇　廿一年　一條院　廿五年　後一條院　廿年　後冷泉院　廿三年　堀河院　廿一年　後小松院　卅年　後花園院　卅六年　後土御門院　卅六年　後柏原院　廿六年

後奈良院　卅一年　正親町院　廿九年　後陽成院　廿五年　靈元院　廿四年　東山院　廿三年　故院（中御門）　廿五年

右一紙

平城天皇　四年　嵯峨天皇　十四年　淳和天皇　十年　清和天皇　十八年　宇多天皇　十年　朱雀院　十六年　圓融院　十五年　後三條院　四年　白河院　十四年　鳥羽院　十六年　崇德院　十八年　後白河院　三年　高倉院　十二年　後鳥羽院　十五年　土御門院　十二年　順德院　十一年　後堀河院　十一年　後嵯峨院　四年　後深草院　十三年　龜山院　十五年　後宇多院　十三年　伏見院　十一年　後伏見院　三年　花園院　十年　光明院　十二年　後圓融院　十一年　後水尾院　十八年　明正院　十四年　後西院　八年

右一紙

清和天皇　廿七才　朱雀院　廿四才　圓融院　廿六才　鳥羽院　廿一才　崇德院　廿三才　高倉院　廿才　後鳥羽院　十九才　土御門院　十六才　順德院　廿五才　後堀河院　廿二才　後嵯峨院　廿七才　後深草院　十七才　龜山院　廿六才　後宇多院　廿一才　後伏見院　十四才　花園院　廿二才　光明院　廿八才　後圓融院　廿四才　明正院　廿一才　後西院　廿六才

右一紙

謹奉之御例等覽了、頻有謙遜之叡慮、兼雖申止之、至今日不及愚力歟、倩案御例、在位不越廿年、寶算不滿卅歲遜位、多是有故歟、那泥五代連續之儀給哉、猶雖可述所思、關白、左大臣、（久我通光）源大納言、葉室前大納言（顯朝）、豫伺候坊城前大納言、別當申唯之外无言、諫爭之詞、不迷時議、不拘傍輩、雖可洩奏、既諸公奉之、今叨動舌則却似不恐懼、敢不出徵言退了、

右一紙

順德院　廿五才　後堀河院　廿二才　後嵯峨院　廿七才　後深草院　十七才　龜山院　廿六才　後宇多院　廿一才　後伏見院　十四才　花園院　廿二才　光明院　廿八才　後圓融院　廿四才　明正院　廿一才　後西院　廿六才

右一紙

謹奉之御例等覽了、頻有謙遜之叡慮、兼雖申止之、至今日不及愚力歟、倩案御例、在位不越廿年、寶算不滿卅歲遜位、多是有故歟、那泥五代連續之儀給哉、猶雖可述所思、關白、左大臣、（久我通光）源大納言、葉室前大納言（顯朝）、豫伺候坊城前大納言、別當申唯之外无言、諫爭之詞、不迷時議、不拘傍輩、雖可洩奏、既諸公奉之、今叨動舌則却似不恐懼、敢不出徵言退了、十日丙午、晴、晚頭雨灑、參內（今日可攝參之由內執柄被命、）、關白、左大臣、右大臣、內大臣、九條大納言參入、一等言上云、去三日御禪位之夏有沙汰、且今度無立太子之儀、親王元服、卽日可有御受禪、豈慮、最雖有舊例、有故不及其儀、於吉例先立太子之後御受禪勿論也、被任佳例、先被立東宮可然候、又御讓位之儀、寶算未令滿三十給、六七年可有御猶豫、冀存之旨也、余八條（隆良）前宰相承之奏件旨、勅答偶、各每度慇懃被申之趣、豈感不斜、決定先立太子儀可行、於讓位儀者、鬱

如被洩容慮、必一兩年間可有脫屣、御元服之叓猶雖可被仰合、幼稚而東宮元服難被行、可爲親王元服者、是等之趣可仰之由謹奏、傳仰關白以下了、猶各可有直奏、重讓國之叓可被申停申之、各有諸氣之色、以此序八條前宰相俱强雖申停遜位之儀、無御諾、那斯謙讓之聖慮甚哉、今上勝近代登極禋祀之禮全備、興隆朝廷、振起政事、彌永知食天下施仁惠、則皇統益長久矣、攝籙家之人々雖群參、如嬰兒之戲、執政如夢、無諫爭之器、輔弼之臣如此、小臣雖懷志遮難諫奏、無念々々、

十三日己酉、晴、參內、此日召貞通朝臣、來年可有御讓位叓被仰于大樹（德川家慶）關白、左大臣、右大臣、內大臣列坐、源大納言、葉室前大納言仰之、

四月五日庚午、雨灑、向貞通朝臣亭、大理（柳原光綱）同伴、去十三日被仰下御讓位之叓、洩達于大樹之處、主上御壯年、御儲君御幼稚也、御在位又不經幾程、可有御猶豫、被申停之由也、領諾起坐、今日依有子細、不及奏達、歸路參執柄家洩申了、

七月廿六日庚申、晴、有召參內、召御前、八條前宰相同伺候、大理雖召、依令慈參不參、勅云、聊御讓位之叓雖有御沙汰、大樹依被申留可有延引被仰下訖、雖然常有御積氣、此比殊御動氣之間、御在位苦思食、仍又頻興脫屣之叡念給、可被仰合于大樹者、申唯之外無他、退御前了、此叓去十五日、始被仰源大納言、葉室前大納言兩卿、雖支申忽中御動氣違例之間、困窮之旨兼低語、今日猶雖可申留、有玉體不例之恐、余、隆英卿俱心外閇口了、那如是謙遜之叡慮甚哉、去五月十日被延引、不經幾日如返掌、淺慮雖非可知叡慮之深、於今者朦々如夢、源大納言已下傍輩語同意之旨、

延享四年五月二日辛卯、天晴、風靜、行幸于櫻町殿、避皇位可讓太子遐仁親王（桃園天皇）給日也、天皇（櫻町）寶算二十八、儲皇春秋七、御母女御舍子、實上臈定子也、（中略）

讓國宣命、大內記家長朝臣作進、

現神度大八洲國所知須倭根子天皇我詔旨良止萬宣布勅乎、親王、諸王、諸臣、百官人等、天下公民衆聞食止宣布（櫻町天皇）朕以薄質氏天日嗣乎承傳賜比氏保歷年紀世利、菲德之身波此位仁不可堪止歎長賜比氏避皇位賜比奈牟止所念行志、以謙光之操明禮志以博愛之心讓仁留、隨法仁可有岐政止爲氏、皇太子止定賜倍留遐仁親王爾此天日嗣高座之業乎授賜布、卽以闕白左大臣藤原朝臣爲攝政、偏思翼戴之功氏益假匡弼之力留、清直乃心乎持知端忠敬之誠氏、皇太子乎輔佐志免賜倍止所念行須奈利、古人有言利、上多岐時尓下苦止牟奈所聞須、故是以太上天皇止以號毛停免、又諸乃服御乃物毛停賜布、此狀乎悟不豫

非德と稱したまふ

氏食國乃天下之政乎平久安久令有止所念行須天皇朝廷乎助仕奉禮止宣布天皇我
勅乎、衆聞食止宣布、
延享四年五月二日

後櫻町天皇讓位の理由

薄德と稱したまふ

愚紳　明和七年十一月廿四日丙寅、麗日風靜、天皇讓位於皇太子(後桃園天皇)諱英仁、春秋十三、桃園院第一皇子、母儀准后從三位藤原朝臣富子、御日也、(中略)宣命、爲璞朝臣草、
現神度大八洲國所知須倭根子天皇我詔旨良止萬勅御命乎、親王、諸臣、百官人等、天下公
民衆聞食度宣布、(後櫻町天皇)朕以庸質氏天日嗣乎承傳賜比氏保歷年紀世利、薄德之躬波此位爾不可
堪止歎畏賜比氏避皇位比奈牟止所念行志、揖遜之禮已行禮寬祐(裕カ)之情自存須、隨法仁可有岐
政止爲氏、皇太子止定賜倍留英仁親王爾此天日嗣乎授賜布、即以攝政藤原朝臣如舊爲
攝政、偏思羽翼之功氏益假股肱之力留、彌方正乃心遠持天皇太子乎輔導岐仕奉氏天
下乎平久令有與、又古人有言利、上多岐時爾波下苦止奈牟所聞食須、故是以太上天皇止以布
號毛停免、又諸乃服御乃物毛停賜布、又百司守其職利萬戶修其業氏、天皇朝廷乎助仕
奉禮止詔天皇我勅命乎、衆聞食止宣、
明和七年十一月廿四日

光格天皇讓位の理由

皇嗣御成長

崇德天皇鳥羽法皇の院旨に因り讓位したまふ

山科忠言卿傳奏記　文化十一年八月十七日乙亥、晴、一、御學問所出御、如朔日、東宮(仁孝天皇)
渡御、玉座右東面御座、關白(鷹司政熙)祗候、先左大臣已下攝家中召御前、他人不候、退去之後召兩役祗候于下段、
關白殿被仰、東宮追々御成長ニ付、來丑年春(文化十四年)御讓位御受禪御治定被仰出之旨一統畏奉
退候鴈畫間、次召兵部卿宮、上總宮、常陸宮等、依天氣廣橋前大(胤定)納言進出中段、東宮追々御
成長ニ付、來丑年春御讓位御受禪御治定被仰出候旨申演、入道一品宮、尹宮依不參、可被傳之旨被申入、次召
右大臣(三條實起)、儀同等(廣橋伊光)、廣橋前大納言被傳仰旨同上、次三卿別當園池前宰相等參上、正親町大納言不參、候下段末、廣
橋前大納言被仰御旨同上、次入御、兩役退去、以表使御祝儀申入了、

禁裏執次詰所日記　文化十四年二月十四日戊子、晴、一、來月廿二日、卯刻御讓位(光格天皇)
御內々御治定之旨、議奏日野(資愛)殿被仰渡、

八

續世繼　二すべらぎの中やへのしほぢ　もとの女院(待賢門院璋子、高陽院泰子)ふたところも、かた〴〵にかろからぬ
さまにおはしますに、いまの女院(美福門院得子)時めかせ給ひて、近衞のみかどうみたてまつらせ給
へる、東宮に立てまつりて位ゆづりたてまつらせ給ふ、その日(永治元、十二、七)たつの時より、上達部さ
ま〴〵のつかさ〴〵參りあつまるに、內(崇德天皇)より院(鳥羽法皇)に度々御使ありて、藏人の中將(藤原師能)少輔と
かいふ人かはる〴〵參り、又六位の藏人御文捧げつゝまいる程に、日くれがたにぞ、神

璽寶劍など春宮（近衞天皇）の御所昭陽舍へ、上達部引きつゞきてわたり給ひける、（中略）今のう（近衞天皇）ちには、職事殿上人など仰せ下され、あるべきことゞもありて、新院（崇德上皇）は九日にぞ三條西洞院へわたらせ給、太上天皇の御尊號たてまつらせ給、

愚管抄　四　サテ上々ノ御中アシキコトハ、崇德院ノ位ニヲハシマシケルニ、鳥羽院ハ長實中納言ガムスメ（藤原得子）ヲコトニ寵愛ニヲボシメシテ、ハジメハ三位セサセテヲハシマシケルヲ東宮ニタテ、崇德ノキサキニハ、法性寺（藤原忠通）殿ノムスメマイラレタル皇嘉門院也、ソノ御子ノヨシニテ、（中略）ソノ定ニテ讓位候ベシトテ、永治元年十二月ニ御讓位アリケル、保延五年八月ニ東宮（近衞天皇）ニハタヽセ給サ候ベシトテ、永治元年十二月ニ御讓位アリケル、保延五年八月ニ東宮ニハタヽセ給ニケリ、ソノ宣命ニ、皇太子トゾアランズラント思召ケルヲ、皇太弟トカヽセラレケルトキ、コハイカニト又崇德院ノ御意趣ニコモリケリ、

增鏡　一　おどろのした　永治のむかし、とばの法皇しゆとく院の御心もゆかぬにおろし聞えて、近衞院をすゑたてまつり給ひしぶらせ給つゝ、内侍所けんじなどをもわたしかねになるまで、勅使をたび〳〵たてまつらせ給つゝ、内侍所けんじなどをもわたしかねさせ給へりしぞかし、さてその御いきどをりのすゑにてこそ、ほうげんのみだれもひきいで給へりしを、この御門（土御門天皇）はいとあてにおほどかなる御本性にて、おぼしむすぼゝれぬにはあらねども、けしきにももらし給はず、世にもいとあへなき事に思ひ申けり、承明門院（母后在子）などはまいていとむねいたくおぼされけり、

きいで給へりしを、

增鏡　一　おどろのした　承元二年にもなりぬ、十二月廿五日二の宮（順德天皇）御かうぶりし給ふ、修明門院（重子）の御はらなり、この御子を、院（後鳥羽上皇）かぎりなくかなしき物に思ひ聞えさせ給へれば、になくきよらをつくし、いつくしうもてかしづきたてまつり給事なのめならず、つゐにおなじき四年十一月に御くらゐにつけたてまつり給、もとの御門（土御門天皇）ことしこそ十六にならせ給へば、いまだはるかなるべき御さかりに、かゝるをいとあかずあはれとおぼされたり、永治のむかし、とばの法皇、しゆとく院の御心もゆかぬにおろし聞えて、近衞院をすゑたてまつり給ひし時は、御門いみじうしぶらせ給て、その夜になるまで、勅使をたび〳〵たてまつらせ給つゝ、内侍所けんじなどをもわたしかねさせ給へりしぞかし、さてその御いきどをりのすゑにてこそ、ほうげんのみだれもひきいで給へりしを、この御門はいとあてにおほどかなる御本性にて、おぼしむすぼゝれぬにはあらねども、けしきにももらし給はず、世にもいとあへなき事に思ひ申けり、承明門院（母后在子）などはまいていとむねいたくおぼされけり、

六代勝事記　阿波院（土御門）天皇は、隱岐院（後鳥羽天皇）第一子、（中略）凡在位十二年のあひた、天地變

天變　災星彗星出現

異なく、雨降時をあやまたす、國おさまり民ゆたか也、(後鳥羽)太上天皇威徳自在の樂にほこりて、萬方の撫育をわすれ給ひ、又近臣寵女のいさめつよくして、四海の清濁をわかさるゆへに、(土御門天皇)(陸)今上階下の帝運いまたきはまり給はさるをおろし奉り、茅洞の風秋冷しく、茨山の月影さひしかりき、

神皇正統記　第八十三代、第四十五世、土御門院、(中略)此御門まさしき正嫡にて、御心はえもたゝしく聞え給ひしに、(後鳥羽)上皇鍾愛にうつされましけるにや、程なく讓國あり、立太子までもあらぬさまになりにき、

承元四年具注暦　裏書　信圓記　承元四年十一月廿五日己酉、依天變御讓位云々、

玉蘂　承元四年十月一日丙辰、天晴、彗星今夜も見西方、可恐々々、或人云、依天變可有御讓位事云々、

廿五日己酉、天晴風靜、雨雪時々灑、但不及事苦、是日、天(土御門)皇讓國於皇太弟日也、

御讓位部類記　宮槐記　承元四年十一月廿四日、早旦春宮宣旨送書狀、可有御讓位之事云々、悦存之由返答畢、又自別當之許送書狀、此事也風聞已送年月、今度決定歟、是災星彗星之所致之歟、但故擧大事被謝之趣也、非任天運之儀歟、

廿五日己酉、天晴風靜、今日御讓位也、皇太弟十四才、舊主十六才、可被渡璽劍於皇太弟(順徳天皇)御在所云々、

愚管抄　二　皇帝年代記　(八十三)土御門　十二年、(中略)承元四年十一月日脫屣、(中略)此君ハ、絶タル彗星出テ數夜ウセズ、滅テ後又程ナク出ケレバ、サマ〴〵ニ御祈禱有テオリサセ給ヒニケリ、御母方ウチタエアラハナル法師ノ孫位ニ卽セ給フ事ハナシトゾ世ニ沙汰シケル、サレドモ御位ハ十年ニモアマリニケリ、

愚管抄　六　承元四年九月卅日、ハヽキ星トテ、久ク絶タル天變ノ中ニ、第一ノ變ト思ヒタル彗星イデヽ、夜ヲ重ネテ久ク消エザリケリ、世ノ人イカナル事カトヲソレタリケリ、(中略)御ツヽシミハイカバニテ有程ニ、同十一月十一日ニ又出キニケリ、其タビ司天ノトモガラモ大ニ驚キ思ヒケル程ニ、(後鳥羽)上皇信ヲイタシテ御祈念ナドアリケルニ、御夢ノ告ノアリケルニヤトゾ人ハ申ケル、忽ニ御讓位ノ事ヲ行ハレテ、承元四年十一月廿五日ニ(順徳天皇)受禪ノ事アリケリ、(中略)誠ニモ彗星、コノ御讓位ノ事ニテ有ケレバニヤ、上皇ノ御ツヽシミハイトモナクテヤミニケル也、

玉葉　仁安三年二月十六日己酉、亥刻許或人告送云、來十九日可有(六條天皇)讓位事、於閑院可有其事云々、

朱雀天皇母后藤原穩子の内意に因りて讓位したまふ

十七日庚戌、晴、未刻許參東宮、(冷泉天皇)相合女房談讓位事等、昨日俄出來事云々、(後白河)上皇有思食事、御家事且因之令急給、又前大相國(平清盛)入道所惱已危急、雖不增日比、更非有減氣、且彼人夭亡之歎、

後、天下可亂、依如此等事、頗急思食事歟云々、

十九日壬子、晴、今日有御讓位事、借召攝政閑院第、所被用也、

續世繼　三花園のにほひ　世をたもたせ給ふ事三年にやおはしますらむ、(後白河上皇)一院おぼしめしおきつる事にて、(高倉天皇)東宮に位を讓り奉り給て、まだ幼くおはしますに、太上天皇と申すもいとやんごとなし、

神皇正統記　第七十九代、六條院、諱は順仁、二條の太子、(中略)天下を治め給ふ事三年、(後白河)上皇世をしらせ給ひしかは、二條の御門本より心よからぬ御事なりしゆへにや、いつしか讓國の事ありき、御元服なともなくて、十三歲にて世をはやくしましくき、

山槐記　永曆元年十二月四日戊申、(中略)美福門院崩事、可被行廢朝許云々、是普通后宮儀也、養祖母不可有錫紵之由、法家勘申、尤理也、然而服者依恩云々、朱雀院幸(藤原穩子)太后之時、令奉問思食置事御、太后被仰云、不見(皇太弟成明親王)宮在位之時事遺恨也者、朱雀院爲叶彼御意趣忽遜位、村上踐祚、仍天曆御時、爲先院宣、參內人先可參院之由被宣下、依母后一言、忽有卽位

事、依難令謝彼恩給、雖無例有忌月云々、

大鏡　八　八幡臨時祭始事　朱雀院の母、(藤原穩子)いふにおはしますとこそはいはれさせ給ひしかども、將門が亂などいできて、おそれすぐさせおはしましゝほどに、やがてかはらせ給にしぞかし、そのほどの事のありさまこそ、いとあやしう侍けれ、母后の御もとに行幸せさせ給へりしを、かゝる御ありさまの思ふやうにめでたく嬉しき事などそうせさせ給て、今は春宮(村上天皇)ぞかくて見きこえさせまほしきと申させ給けるに、心もとなくいそぎ覺しめす事にこそありけれとて、ほどなくゆづりきこえさせ給けるに、(穩子)きさいの宮はさ思ても申さゞりし事を、たゞゆくすゑの事をこそ思ひしかとて、いみじくなげかせ給けり、さておりさせ給て後、人々のなげきけるを御らんじて、(朱雀上皇)院より后宮にきこえさせ給へりしくにゆづりの日、

日のひかりいでそふけふのしぐるゝはいづれのかたのやまべなるらん

きさいのみやの御返し

しら雲のおりゐるかたやしぐるらんおなじみ山のひかりながらに

などぞきこえ侍し、院は數月綾綺殿にこそはおはしましゝか、のちにはすこしくゐお

ぼしめす事ありて、位にかへりつかせ給べき御いのりなどせさせ給けりとあるはまことにや、御こゝろいとなまめかしくおはしましゝ、

保元物語　三　新院遷幸讃岐井重仁親王御事

重祚ノ御事ハ、我朝ニハ齊明、稱德二代ノ先蹤アルカ、朱雀、白河ノ兩院モ、終ニ御素意ヲ遂給ハス、（中略）朱雀院ハ母后ノ御勸ニ依テ、御弟天曆帝ニ讓リ奉ラレシカ、御後悔アリテ、カヘリ卽セ給ハン由、方々ヘ御祈トモアリケリ、伊勢ヘ公卿勅使ナト立ラレケリ、

神皇正統記　第六十一代、朱雀天皇、（中略）御兄保明の太子（謚して文彥と申す）早世、其御子慶賴の太子も打つゞきかくれましゝかは、保明一腹の御弟にてたちたまふ、（中略）此御時平の將門といふ者あり、上總介高望が孫なり、（中略）是によりて天下騷動す、參議民部卿兼右衞門督藤原忠文朝臣（を脫カ）征東大將軍とし、源經基、（註略）藤原仲舒（註略）を副將軍として差つかはさる、平貞盛、國香（か）子、藤原秀鄕等心を一つにして、將門をほろぼして其首を奉りしかは、諸將は道よりかへり參りき、（註略）藤原の純友といふもの、將門に同意して西國にて叛亂せしを、少將小野好古を遣はして追討せらる、（註略）かくて天下しつまりき、延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしか此みたれ出來る、天皇も

をたやかにましましけり、又貞信公の執政なりしかは、政のたかふ事侍らし、時の災難にこそとそおほえ侍る、天皇御子ましまさす、一腹の御弟大宰の帥の親王（成明親王卽村上天皇）を太弟に立て、天位をゆつりて尊號あり、後には出家せさせ給ふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歲おましゝき、

九　小右記　長和四年八月四日辛巳、（中略）又密語云、天仰（三條天皇）云、讓位事、左府（藤原道長）近日頻有催事、答云、伊勢祈後、又今年以後隨狀可思定者、太奇事、甚恐事也、十日丁亥、（中略）左相國以資平被示密事、（三條天皇）主上御目事、此間無公事事、付其事有密事、遜宮有無事、々多恐多、不能詳記、雖愚慮難廻、不可不申、然以所懷含資平了、明旦參彼殿可申者、源宰相來、良久清談、十九日丙申、資平密談云、主上被仰云、近日相府頻催讓位事、然而不歸入大裏不可有其事、猶來月欲入大裏之由、仰左大臣、已有甘心者、被催申大事如何々々、非善事耳、廿二日己亥、早旦資平來云、（中略）又云、相府云、主上御目所恃甚少、遠近物已不覺、叙位除目不可被行、又不可候官奏、如今皇政廢（荒カ）忌徒然銷日、雖有所憚、不可不奏者、至今似被御讓位事、主上入御之御志最切、還宮之後天下可相改歟、主上被密仰云、還宮事遂了、目猶不見者、可從相府之志者、

十月二日己卯、資平云、主上密々被仰云、日來左大臣頻責催讓位事、太奇事也、又云、當時宮達不可奉立東宮、依不可堪其器、故院（一條天皇×後朱雀天皇）三宮足爲東宮者、於吾前所定如此、左右思慮何爲、至今讓位事都思留了、

十一月十八日甲子、（中略）資平密語云、今朝左府被責申御讓位事、而只今不閑思定可左右之由有仰事、是今朝所被仰也、

十九日乙丑、（中略）今日從太政官移幸枇杷殿第、（中略）戌刻行幸、

十二月十五日辛卯、右衞門督消息狀云、今朝依召參內、御讓位事有急速之仰、

榮花物語　十二　玉村菊

さていらせ給て、日ごろおはします程に、內の御物忌なる日、皇后宮の御湯殿つかうまつりけるに、いかゞしけん、その火いできてうちやけぬ、かゝる事は、さてもよるなどこそあれ、ひるなればいといみじうかたはらいたく、心あはたゞしきことおほかり、（中略）よるひるきびしくおほせられて、いそぎつくりみがきたりけるに、いらせ給て一月にだにならぬに、かゝることはある物か、これにつけても御門（三條天皇）世中を心うくおぼしめさるゝ事かぎりなし、（中略）うへはおりさせたまはんとて、かくいそがせ給しかども、すべて心うくかゝることのあるをぞ、うちのやくる事はたびゝなり、一條院の御時などたびゝなりしかど、このたびのやうにあへなきやうなし、（中略）おりさせ給はんことも、（中略）するゑの世のためしにもなりぬべきことを覺しめすも、ことはりになんかゝる程に、御こゝちれいならずのみおはします、內にももの〳〵さとしなどもうたてあるやうなれば、御物いみがちなり、（中略）年は今いくばくにもあらねば、心あはたゞしき樣なるに、いとゞなやましくのみおぼしめさるゝにぞ、いかにせましと覺しやすらはせ給、しはすの十よ日の夜、月のいみじうあかき、うへの御つぼねにて、宮のおまへ（妍子）に申させ給ふ、

こゝろにもあらでうき世にながらへば戀しかるべき夜はの月かな

長和五年正月廿九日御讓位、

平家物語　四　いつくしま御幸の事

二月廿一日（治承四年）主上（高倉天皇）ことなる御つゝがもわたらせ給はざりしを、おしおろし奉りて、春宮（安德天皇）せんそありがいたす所なり、時よくなりぬとてひしめきあへり、神璽、寶劍、內侍所わたし奉る、上達部ぢんにあつまつて、ふるき事ども先例にまかせて行ひしに、左大臣殿陣に出でゝ、御位ゆづりの事ども仰せしをきゝて、心ある人々の涙を流し、心をいたましめずといふ

高倉天皇平清盛の要請に因り讓位したまふ

ふことなし、我と御位をまうけのきみにゆづり奉り、麻姑射の山のうちもしづかになど思しめす、さき〳〵だにもあはれは多き習ひぞかし、いはむやこれは御心ならず、おしおろされさせましましけむ御心のうち、申すもなかなかおろかなり、

神皇正統記　第八十代、第四十三世、高倉院、（中略）清盛いよ〳〵惡行をのみなしければ、主上ふかくなげかせ給ふ、にはかに遜位の事ありしも、世をいとはせましけるゆへとそ、

吉記　治承四年二月廿一日癸卯、自朝雨降、入夜天霽、今日可有（高倉天皇）御讓位（高倉天道）事、（中略）次予（經房）又著膝突仰宣命之趣、其詞云、依薄德讓王位於（安德天皇）皇太子、以關白內大臣（某通）藤原朝臣攝行政事、

一如忠仁公故事、〔吉田經房（正）治二年薨〕

玉葉　治承四年二月五日丁亥、天晴、（中略）基輔自內裏退出云、主上（高倉天皇）聊御風氣御云々、十五日丁酉、天晴、晩頭參內、（中略）余參御所（但不見參）、謁女房、御不豫事猶以不快、然而明日行幸、必可然之由、叡慮一決了、萬人可延引之由雖計奏、更以無御承引云々、及亥刻退出了、廿一日癸卯、天陰雨下、酉刻以後雨脚止、雲膚散、此日有讓位事、（御歳三歳）、以應德三年例被行之、

舊主宮閑院第、
新主宮五條東洞院、

薄德と稱したまふ

不豫

後宇多天皇北條氏の奏請に因りて讓位したまふ

源平盛衰記　十二　主上鳥羽御籠居御歎事

主上（高倉天皇）ハ、臣下ノカク成ヲダニモ、不便ノ事ニ歎キ思食ケルニ、法皇（後白河）ノ御事聞召テハ、不斜御歎キ有テ、何事モオボシ召入ヌ御有樣ニテ、日ヲ經ツヽ、ハカ〴〵シク貢御モ進ズ、打解御寢モナラバ（ネ脫カ）、御心地惱シトテ、常ハ夜ノオトヾニ入セ御坐ケレバ、后宮ヲ始進セテ、近ク候ハレケル女房達モ、心苦ク見進ケル、內ヨリ鳥羽殿ヘ御書アリ、世モカクナリ、君モ左樣ニ御坐シ上ハ、位ニ候テモ何ニカハ仕ベキ、花山法皇ノ御坐ケン樣ニ、國ヲ捨家ヲ出テ、山々寺々ヲモ修行セント思食トマデ申サセ給、

伏見院御記　弘安十年十月廿一日戊寅、天晴、今日讓位也、去十二日、自關東依申也、日時在秀朝臣兼擇申也、關白仰之云々、

增鏡　十二　老のなみ　弘安も十年になりぬ、この御門（後宇多天皇）位につかせ給て、十三年ばかりになりぬらん、本院（後深草上皇）まちどをにおぼさるらんと、いとをしくをしはかりたてまつるにや、例の東より奏する事あるべし、新院（龜山上皇）の御かたざまには、心ぼそうきこしめしなやむべし、（中略）よろづあかずおぼさるゝほどなれど、そのとしの十月におりゐさせ給、もとのうへは（後宇多天皇）廿一にぞならせ給ける、御本性もいとうるはしくのどめたるさまにおぼし

後伏見天皇北條氏の奏請に因り讓位したまふ

て、すくよかに御才もかしこうめでたうおはしませば、御まつり事などもやう〳〵ゆづりや聞えましなどおぼされつるに、いとあへなくうつろひぬる世を、すげなく新院はおぼさるべし、

增鏡　十四つげのをぐし　又の年（正安三年）のむ月の比、内侍所の御ものおり給へるは、いかなるべき事にかなど忍てさざめく程こそあれ、東よりの御使のぼるとて、世の中さはぎて禪林寺（龜山上皇）殿みたてまつり給世にとや、正月廿一日、春宮（後二條天皇）御位につかせたまひぬ、おりゐの御門（後伏見天皇）御門御とし十四にて太上天皇の尊號あり、いときびはにいたはしき御事なるべし、わづかに三とせにておりゐさせ給へれば、なに事のはへもなし、

北條九代記　十一　後伏見院御讓位

正安三年正月ニ、鎌倉ヨリノ使節トシテ隱岐前司時清、山城前司行貞上洛シテ、主上（後伏見天皇）ノ御位ヲ下シ奉リ、東宮（後二條天皇）ヘユヅリ奉リ給フ、主上今年イマダ十四歲御在位ワヅカニ三年ニシテ、何ノ御事モオハシマサヾリケルヲ、押オロシ奉ルコト、天道神明ノ照覽モイカヾ、恐ロシトゾ、心アル人ハ申合レケル、（中略）王道久シク廢レテ、政事ニ付テハ萬叡慮ニ任セラレズ、天下ハコレ天子ノ天下ニアラズ、又天下ノ天下ニモアラズ、關東ヨリ計ラヒ奉リ、武家ノ天下トナリケルコトヨト申ス人モ多カリケリ、

花園院天皇宸記　文保元年四月九日乙巳、（中略）入夜關白（道孚）參入申云、東使申云、踐祚立坊事、可有御和與儀云々、然而近日非可有讓位（花園天皇）之由云々、

十一日丁未、晴、關白參入語云、昨日自大學寺殿被申事有之云々、所詮關東以使者可申之由兼申之、而今有所申云々、早可有讓國事之由可申入之由、被仰入道相國云々、是慮外事也、不審無極、諸人參集春宮、只今可有讓位之由也、有種々荒說等、近日世間怖長無極事也、御返事定被申歟、不知其趣、

繼塵記　文保二年二月廿一日癸丑、天晴、午一點度々有召參御所、近臣等悉參集、坊中物忩、御文書等悉被納御文庫、（中略）去月廿二日、六波羅兩方使者、以勅書下向關東、而南方陸奥守維貞使者、本所去夜以御返事歸洛、北方使者糟屋依所勞逗留云々、依之御吉事不可有相違之間、人々不參集之已前、被納御文書於文庫、且爲受禪（後醍醐天皇）依可幸內裏也、申刻縫殿頭貞重、隨身關東御返事文函參北山第、酉刻以伊豫守春衡被相尋吉田前中納言定房卿曰、此文函無表書之間、無左右難披見（由カ）者可來（申カ）云々、仍馳向取彼御返事、馳參大覺寺殿第、□巳刻法皇（後宇多）臨幸爲御車、（中略）近習人々悉參會、此間人々濟々焉、寅刻法皇出御東向御

所、關白(二條道平)洞院前右府(實泰)、大夫師信卿、吉田前中納言等候御前、兩箇重事受禪立坊、有其沙汰、吉田前中納言以亮隆長朝臣、召陰陽頭在冬朝臣、於殿上下侍令勘申日時、不及勘文以詞奏之、吉田前中納言奏聞之、來廿六日云々、件夜先行啓內裏、可被渡劍璽云々、

廿二日甲寅、（中略）御位藏人方事、藏人兵部少輔成輔申沙汰之、明後日廿四日行幸土御門、於彼御所可被行節會、奉行頭宮內卿資敎朝臣云々、

廿六日戊午、晴、（中略）巳刻參龍樓人々濟焉(々脫カ)、法皇臨幸被聞食御時、瀧口源康仲事於御湯殿上申入了、相伴六條前大納言(有房)、中院三位等歷覽內裏了歸參、而聞天陰雨欲降、權大進藤房承仰、今日行啓無風雨難之樣可被祈申之由申、聖護院二品親王、青蓮院宮等、此間龜山院親王、御母昭訓門院、有御參、堂上堂下雜人群集、人々又多參不安席、酉一點退出、入夜改着衣冠參上、先欲有行啓禁裏間也、奉行權大進藤房催促懈怠事、今夜行啓無藏人方奉行、只自本宮被相催公卿等、予(實任)相伴前藤大納言、滋野井前宰相中將(實前)、平三位及殿上人等參內、於縫殿陣見物、行啓子一點也、于時細雨間灑、然而不及濕地、吉田前中納言衣冠著參、儲申沙汰諸事、儲御所奉行亮隆長朝臣也、剋限參本宮了、關白出御已後先行、被相儲北陣內、（三條實任薨）

增鏡　十六　秋のみ山　文保二年二月廿六日御門(花園天皇)おりゐさせ給ふ、春宮(後醍醐天皇)はすでに三そぢにみたせ給へば、まちどをなりつるにめでたくおぼさるべし、

梅松論　上　抑一の御子(後深草天皇)の御子伏見院御在位の比、關東へ潛に連々仰られていはく、龜山院の御子孫御在位連續あらは、御治世のいせいを以のゆへに、諸國の武家君を擁護し奉らは、關東遂にあやうからむものなり、其故は承久に、後鳥羽院隱岐國へ移し奉りし事、安からぬ叡慮なりしを、彼院深思召れて、やゝもすれば天氣關東を討亡し治平ならしめむ趣なれとも、時節いまた到來せさるに依て、今に到るまて安全ならす、一の御子後深草院の御子孫にをいては、天下のためにとて、元より關東の安寧を思召候所なりと仰下されける程に、依之關東より君をうらみ奉る間、御在位の事にをいては、一の御子後深草院、二の御子龜山院の兩御子孫、十年を限に打替〳〵御治世あるへきよしはからひ申間、後醍醐院の御時、當今の勅使には吉田大納言定房卿、持明院の御使には日野中納言の二男の卿、京都鎌倉の往復再三にをよふ、

三代實錄　四十四　陽成天皇　元慶七年十一月十日癸酉、散位從五位下源朝臣蔭之男益侍殿上、猝然被格殺、禁省事祕、外人無知焉、益帝乳母從五位下紀朝臣全子所生也、十三日丙

陽成天皇御惱甚だしく關白藤原基經讓位のことを決行す

子、停大原野祭、自此以後、祭祀皆悉停止、以內裏人死也、十六日己卯、停新嘗祭、於建禮門前修大祓、以內裏人死、諸祀停廢也、于時天皇愛好在馬、於禁中閑處、祕而令飼、以右馬少允小野清如善養御馬、權少屬紀正直好馬術、時々被喚侍禁中、蔭子藤原公門侍奉階下、常被駈策、清如等所行、甚多不法、太政(藤原基經)大臣聞之、遽參內裏、駈逐宮中庸猥群小、清如等尤爲其先焉、

八年二月壬辰朔四日乙未、先是、天皇手書、送呈太政大臣曰、朕近身病數發、動多疲頓、社稷事重、神器巨守、所願速遜此位焉、宸筆再呈、旨尤難忤、是日、天皇出自綾綺殿、遷幸二條院、二品行兵部卿本康親王、右大臣從二位兼行左近衞大將源朝臣多、大納言正三位兼行右近衞大將太皇太后宮大夫陸奧出羽按察使藤原朝臣良世、中納言從三位在原朝臣行平、中納言從三位兼行左衞門督源朝臣能有、參議刑部卿正四位下兼行近江守忠貞王、參議正四位下行伊豫權守源朝臣冷、參議正四位下行右衞門督兼近江權守藤原朝臣諸葛、參議正四位下行皇太后宮大夫兼備中守藤原朝臣國經、參議正四位下行左近衞中將藤原朝臣有實、扈從文武百官供奉如常、但少納言不奏給鈴之狀、諸衞不稱警蹕、神璽寶劍鏡等、依例相從、驛鈴傳符內印管鑰等、留置承明門內東廊、令參議正四位下行左大辨兼播磨守藤原朝臣山陰、從五位上行少納言兼侍從藤原朝臣諸房、左少辨正五位下安倍朝臣清行等留守焉、會文武百官於院南門、詔曰、現神止大八洲御宇日本根子天皇加御命良止萬宣御命乎、親王等、王等、臣等、百官人、天下公民衆聞給止宣、食國乃政乎永遠聞食倍喜御病時時發己止有天、萬機滯己止久成奴、天神地祇之祭乎毛闕怠己止有奈牟加止、危美畏利念保天、之天皇位乎讓遜給天、別宮尒遷御坐奴止宣御命乎、親王等、大臣等聞給部承給天、恐美畏母國典尒准天、太上天皇之尊號乎進留、又皇位波一日母不可曠、一品行式部卿(光孝天皇)親王波、諸親王中尒貫首尒毛御坐、又前代尒無太子時尒波、如此老德乎立奉之例在、加以御齡母長給比、御心正直久、慈厚久、愼深御坐天、四朝尒佐仕給天、政道乎母熟給利、百官人、天下公民末尒天、謳歌所歸咸無異望、故是以天皇璽綬乎奉天、天日繼位尒定奉良乎、久親王等、王等、臣等、百官人、天下公民衆聞給部止宣、中納言在原朝臣行平於庭誥之、百辟群寮竝立侍焉、事畢、王公已下拜舞而退、於是以神璽寶鏡劍等、付於王公、卽日、親王公卿步行、奉天子神璽寶鏡劍等今(光孝)皇帝於東二條宮、百官諸仗圍繞相從、二條院與二條宮、相去東行數百步、是夜、皇太后出自常寧殿、遷御二條院焉、

三代實錄　四十五光孝天皇

元慶八年二月四日乙未、太上(陽成)天皇遷御二條院、遜皇帝位焉、于時天皇在東二條宮、親王公卿奉天子璽綬神鏡寶劍等、天皇再三辭讓、曾不肯受、二品行兵

部卿本康親王起座跪奏言、歷數攸在、謳歌是歸、昔者漢文三讓雖高、猶當大橫之籙、遂應代邸之迎、伏願、陛下在此樂推、幸聽於群臣矣、是夜、親王公卿侍宿於行在所、五日丙申、親王公卿引文武百官、奉迎天皇、卽日、鸞輿入御東宮、

愚管抄　三　コノ陽成院九歲ニテクライニツキテ八年、十六マデノ間ニ、昔ノ武烈天皇ノ如クナノメナラズアサマシクヲハシマシケレバ、ヲヂニテ昭宣公基經ハ攝政ニテ、諸ノ群議アリテ、コレハイカガハ國主トテ國ヲモオサメヲハシマスベキトテナム、ヲロシマイラセントテ、ヤウ〳〵ニサダメアリケルニ、仁明ノ御子ニテ時康ノ親王トテ、式部卿宮ニテヲワシマシケルヲムカヘトリテ、クライニツケマイラセラレケリ、コレヲ光孝天皇ト申也、

神皇正統記　第五十七代、陽成天皇、諱は貞明、清和第一の子、御母は皇太后藤原高子、二條の后と申、贈太政大臣長良の女也、（中略）此天皇性惡にして、人主の器に堪すみえ給ひければ、攝政なけきて廢立の事をさためられにけり、むかし漢の霍光、昭帝をたすけて攝政せしに、昭帝世をはやくし給ひしかば、昌邑王を立て天子とす、昌邑不德にして器にたへず、卽廢立をおこなひて宣帝を立奉りき、霍光か大功とこそしるし傳え侍るめれ、此大臣まさしき外戚の臣にて政を專らにせられしに、天下のため大義を思ひてさためおこなはれける、いとめでたし、されは一家にも人こそおほくきこえしかと、攝政關白は、此大臣の末のみそ絕せぬ事になりにける、つき〳〵大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆此大臣の苗裔なり、積善の餘慶なりとこそおぼえ侍れ、

花山天皇右大臣藤原兼家の策に因り皇位を去りたまふ

皇位繼承篇　九　遜位

天皇事故アリ、已ムコトヲ得ズシテ皇位ヲ避ク、今是ヲ記シテ遜位ト爲シ、以テ讓位ト別ニス、文字上ニ於テ論ズレバ、讓位ト遜位ト別ナシ、百練鈔ニ鳥羽天皇云云、保安四年正月廿八日遜位ト記セリ、鳥羽天皇ノ遜位ハ卽讓位ナリ、以テ知ルベシ、（註略）而シテ今特ニ讓位ト記セズシテ、遜位ト記スル者ハ、唯天皇事故アリ、已ムコトヲ得ズシテ皇位ヲ避クルヲ認メシメント欲スルノミ、抑〻天皇事故アリ、已ムコトヲ得ズシテ皇位ヲ避クト雖ドモ、而レドモ其ノ神器ヲ以テ新主ニ傳フルガ如キハ遜位ノ例ニ非ズ、今遜位ト稱スル者ハ、天皇事故アリテ皇位ヲ避ク、其ノ神器ニ於テハ受クル者無シ、是ヲ遜位トイフ、

日本紀略　花山天皇

寬和二年六月廿三日庚申、今曉丑刻許天皇密々出禁中、向東

山花山寺落飾、于時藏人左少辨藤原道兼奉從之、先于天皇、密奉劒璽於東宮、出宮內云云年十九、

扶桑略記　二十七華山院　寛和二年六月廿二日(三カ)庚申、夜半天皇(花山)生年十九、出鳳闕宮、向花山寺、落飾入道、法號入覺、藏人左少辨藤原道兼、僧嚴久、二人陪從、出縫殿陣參元慶寺、卽時令左近少將藤原道綱持神璽寶劒、獻東宮(一條天皇)御在所凝華舍、件三人外他人不敢知之、禁省事祕故也、卽夜、右大臣藤原兼家參入內裡、令固禁門、

榮花物語　二花山　中納言(藤原義懷)なども御とのゐがちにつかうまつり給程に、寛和二年六月廿二日の夜、にはかにうせさせ給ひぬとのゝしる、うちのそこらの殿上人上達部、あやしの衞士仕丁にいたるまで、のこるところなく火をともして、いたらぬくまなくもとめたてまつるに、ゆめにおはしまさず、おほき(藤原頼忠)おとゞよりはじめ、諸卿殿上人のこらずまいりあつまりて、つぼ〳〵をさへみたてまつるに、いづこにかおはしまさん、あさましういみじうて、一天下こぞりてよのうちにをき〳〵さはぎのゝしる、

大鏡　一花山院　寛和二年丙戌六月廿二日の夜あさましく候し事は、人にもしられさせ給はで、みそかに花山寺におはしまして、御出家入道せさせ給へりしとぞ、御年十九、よをたもたせ給事二年、其後廿二年はおはしましき、あはれなる事は、おりおはしましけるよは、ふぢつぼのうへの御つぼねの小戸よりいでさせ給けるに、有明の月のいみじうあかゝりければ、見證にこそありけれ、いかゞあるべからむとおほせられけるを、さりとてとまらせ給べきやう侍らず、神璽寶劒わたり給ぬるにはと、あはだのおと(藤原道兼)ゞさはがし申給けることは、まだ御門出(花山天皇)させ給はざりけるさきに、しんじほうけん手づからとりて東宮(一條天皇)の御方に渡し奉り給てければ、かへりいらせ給はん事はあるまじくおぼして、しか申させ給けるとぞ、さやけきかげをまばゆくおぼしめしつる程に、月のかほにむら雲のかゝりてすこしくらがりゆきければ、わが出家は成就するなりけりとおほせられて、あゆみいでさせ給程に、こき殿の女御の御ふみの日ごろやりのこして御身もはなたず御らんじけるをおぼしめしいでゝ、しばしとてとりにいらせ給ける程ぞかし、あはだ殿いかにかくはおぼしめしなりぬるぞ、たゞ今すぎなば、をのづからさはりとていでまうできなんとそらなきし給ひけるは、(中略)花山寺におはしましつきて、御ぐしおろさせ給てのちにぞ、あはだ殿はまかりいでゝ、おとゞ(兼家)にもかはらぬすがた今一度みえ、かくとあんないも申て、かならずまいり侍らんと申給ひけれ

ば、われをばはかるなりけりとこそなかせ給ひけれ、あはれにかなしきことなりな、

古今著聞集　十三　哀傷　扨も、彼御門世（花山天皇）をそむかせ給ふ事のおこり、いと哀にかなし、法住寺相國（藤原實光）の御むすめ弘徽殿の女御とてさぶらはせ給けるが、かぎりなく御心ざしふかゝりけるに、をくれさせ給て御なげき淺からず、世の中心ぼそくおぼしみだれたりける比、粟田關白（藤原道兼）いまだ殿上人にて藏人弁と申けるが、扇に、妻子珍寶及王位、臨命終時不隨者といふ文をかきてもたれたりけるを、御覽ぜられけるよりこそいとゞ御心おこりにけれ、此世のたのしみは夢まぼろしの程なり、國王の位よしなしなど思しめしとりて、たちまちに十善の王位をすてゝ、一乘菩提の道に入らせ給にけり、すでに內裏を出させ給ひける夜、寛和二年六月廿三日なりけり、有明の月くまなかりければ、いかにぞや御心地のおぼえ給てたちやすらはせ給ひけるに、おりしも村雲の月にかゝりければ、我願すでに滿ずとてぞ、貞觀殿の高妻戸よりおどりをりさせ給ける、それよりぞかの妻戸はうち付られにけるとぞ、粟田殿は、御修行あらば同じさまにていかならん所までもと契申されて、其夜も御供せさせ給たりけれどもさもなかりけり、あまさへ、法皇の御事ありて後五ケ月のうちに、正三位中納言までになられにけり、二心お

はしましたばかり奉られにけるとぞ、世の人は申ける、長德元年に關白になり給ふといへども、程なくうせ給ひにけり、世には七日關白とぞ申ける、

百錬抄　十二　佐渡院　承久三年七月八日庚寅、今日、（後鳥羽上皇）一院幷修明門院於鳥羽殿御出家云々、主上（仲恭天皇）密々渡御九條殿云々、九日辛卯、持明院入道宮（後堀河天皇）御子十歳有御踐祚事、關東申行之、

吾妻鏡　二十五　承久三年七月九日辛卯、今日踐祚也、先帝（仲恭）於高陽院皇居遜位、密々行幸九條院戌剋新帝（後堀河）持明院二宮、春秋十歳、自持明院殿被還御閑院、御車、其間際自持明院迄于禁裏、軍兵警衛路次云々、

增鏡　二新島もり　まことや、（承久三年）七月九日（仲恭天皇）御門をもおろしたてまつりき、このう月かとよ、御讓位とてめでたかりしに夢のやうなり、七十餘日にており給へるためしもこれやはじめなるらん、もろこしにぞ、四十五日とかや位におはするれいありけるとぞ、からのふみよみし人のいひし心ちする、それもかやうのみだれやありけむ、

增鏡　三ふぢ衣　このみだれいできて、一院の御ぞうはみなさま〴〵にさすらへ給ひぬれば、をのづからちいさきなど殘給へるも世にさしはなたれて、さりぬべき君もおはしまさぬにより、あづまよりのをきてにて、かの入道親王（守貞）の御子の後堀川院の御事、十に

孝謙上皇淳仁天皇を廢したまふ

なり給ふを、承久三年七月九日にはかに御位につけたてまつる、ちゝの宮をば太上天皇になしたてまつりて法皇ときこゆ、いとめでたくよこざまの御さひはひおはしける宮なり、そんわうにて位につかせ給へるためし、光仁天皇よりのちはたえて久しかりつるに、めづらしくめでたし、

神皇正統記　廢帝(仲恭)、諱は懷成、順德の太子、御母は東一條院藤原の立子、故攝政太政大臣良經の女なり、承久三年春の頃より上皇(後鳥羽)おほしめし立事ありければ、俄に讓國し給ふ、順德御身をかろめて、合戰のことをもひとつ御心にせさせ給はん御はかりことにや、新主(仲恭天皇)に讓位ありしかと、即位登壇まてもなくて軍やふれしかは、外舅攝政道家の大臣の九條の第へのかれさせ給ふ、三種の神器をは閑院の內裏にすてをかれにき、讓位のゝち七十七ケ日の間、しはらく神器を傳え給ひしかとも、日嗣にはくはへ奉らす、飯豐の天皇の例になそらへ申にこそ、

二續日本紀　廿四　淳仁天皇　天平寶字六年五月辛丑(廿三日)、高野(孝謙)天皇與帝有隙、於是車駕還平城宮、帝御于中宮院、高野天皇御于法華寺、六月庚戌(三日)、喚集五位已上於朝堂、詔曰、太上天皇御命以弖、卿等諸語部止宣久、朕御祖大皇后乃御命以弖、朕爾告之久、岡宮御宇天皇乃日繼波、加久弖絕奈牟止爲、女子能繼爾波在止母、欲令嗣止宣弖、此政行給岐、加久爲弖今帝止立弖須麻比久流間爾、宇夜宇也自久相從事波無之弖、麻斗卑等乃仇能在言期等久、不言岐辭母言奴、不爲岐行母爲奴、凡加久伊波流倍枳朕爾波不在、別宮爾御坐坐牟時、自加得言也、此波朕劣爾依弖之加久言良之止念召波、愧自彌伊等保自彌奈母念須、又一爾波、朕應發提心緣爾在良之止奈母念須、是以出家弖佛弟子止成奴、但政事波、常祀利小事波今帝行給部、國家大事、賞罰二柄波朕行牟、加久能狀聞食悟止宣御命、衆聞食宣、

續日本紀　廿五　淳仁天皇　天平寶字八年冬十月壬申(九日)、高野天皇遣兵部卿和氣王、左兵衛督山村王、外衛大將百濟王敬福等、率兵數百圍中宮院、時帝遽而未及衣履、使者促之、數輩侍衛奔散、無人可從、僅與母家三兩人、步到圖書寮西北之地、山村王宣詔曰、掛末久毛畏朕我天先帝乃御命以天、朕仁勅之久、天下方朕子伊末之仁授給、事乎之云方、王乎奴止成止毛、奴乎王止云止毛、汝乃爲牟末仁末仁、假令後仁帝止立天在人伊、立乃後仁、汝乃多米仁無禮之氐、不從奈米久在牟人乎方、帝乃位仁置許止方不得、又君臣乃理仁從天、貞久淨岐心乎以天、助奉侍牟之、帝止在己止方得止勅岐、可久在御命乎、朕又一二乃竪子等止侍天聞食天在、然今帝止之天侍人乎、此年己呂見仁、其位仁毛不堪、是乃味仁不在、今聞仁、仲麻呂止同心之天、竊朕乎

掃止謀家利、又竊六千乃兵乎發之等等乃比、又七人乃之天關仁入牟止毛謀家利、精兵乎之押之非壞亂天罰滅止云家利、故是以、帝位乎方退賜天、親王乃位賜天、淡路國乃公止退賜止勅御命乎聞食止宣、事畢、將公及其母、到小子門、虜道路鞍馬騎之、右兵衞督藤原朝臣藏下麻呂衞送配所、幽于一院、勅曰、以淡路國賜大炊親王、國內所有官物調庸等類、任其所用、但出擧官稻一依常例、

續日本紀　二十六　稱德天皇　天平神護元年二月乙亥(十四日)、勅淡路國守從五位下佐伯宿禰助、風聞、配流彼國罪人、稍致逃亡、事如有實、何以不奏、汝簡朕心、往監於彼、事之動靜、必須早奏、又聞、諸人等詐稱商人、多向彼部、國司不察、遂以成群、自今以後、一切禁斷、三月丙申(五日)、復詔曰、（中略）復有人方淡路仁侍坐須人乎率來天、佐良仁帝止立天、天下乎治之米無止念天在人毛在良之止念、然其人方、天地乃宇倍奈彌由流之天授賜流人仁方不在、何乎以天可知止奈良方、志愚仁心不善之天、天下乎治仁不足、然仁乃味不在、逆惡伎仲末呂止同心之天、朝廷乎動之傾無止謀天在人仁在、何曾此人乎復立無止念無、自今以後仁方、如此久念天謀己止止詔大命乎、聞食倍止宣、十月庚辰(廿二日)、淡路公不勝幽憤、踰垣而逃、守佐伯宿禰助、掾高屋連並木等率兵邀之、公還、明日薨於院中、

水鏡　下　一　四十八代　大炊天皇、此御門爲廢帝、其次第被知、（中略）次ノ御門ヲ大炊天皇ト申キ、此御門ハ天武天皇ノ御子ニ一品舍人ノ親王ト申シ、王子ノ第七ノ御子也、御母ハ上總守當麻老之女也、去天平寶字元年四月ニ東宮ニ立給、御歳廿五、同二年八月一日位ニ付給、御歳廿六也、御在位ハ六年ゾ御座シ、（中略）天平寶字八年十月九日、太上天皇ハ兵ヲ發シ給テ、大炊天皇ノ內裏ヲ打圍シメ給シカバ、宮ノ內ニ候シ人々皆々逃失ニシカバ、御門ハ御母ト又仕マツリ人二三人計トヲ相具シ給テ、御カチニテ圖書寮ノ方ニ御座シテ立給ヘリシニコソハ、臣家ノ少納言向奉テ、御位ヲヲロシ奉ルヨシノ宣命ヲ讀懸奉シニ、其宣命ノ御詞ニハ、位ヲ持給ベキ器ニハ御座ズシテ、仲丸ト同心ニテ我ヲ傾ケソコナワント計給ケリ、シカレバ御門ノ位ヲ退ケ奉テ親王ノ位ヲ給ト讀懸奉テ、淡路國ヘ流シ奉給テ、忽ニ廢帝ト成シ奉リ給フ、

神皇正統記　第四十七代、淡路廢帝、一品舍人親王の子、天武の御孫也、御母は上總介當麻の老か女なり、（中略）孝謙天皇御子ましまさす、亦御兄弟もなかりけれは、廢帝を御子にしてゆつり給ふ、但年號なともあらためられす、女帝の御まゝなりしにや、戊寅（天平寶字二）の年卽位、天下を治め給ふ事六年、事有て淡路の國にうつされ給ひき、三十三歲おま

し〳〵き、

昭和十四年七月二十五日印刷
昭和十四年七月三十一日發行

帝國學士院藏版

編纂兼發行者　帝國學士院

印刷所　株式會社ヘラルド社
東京市麹町區內幸町二丁目二番地
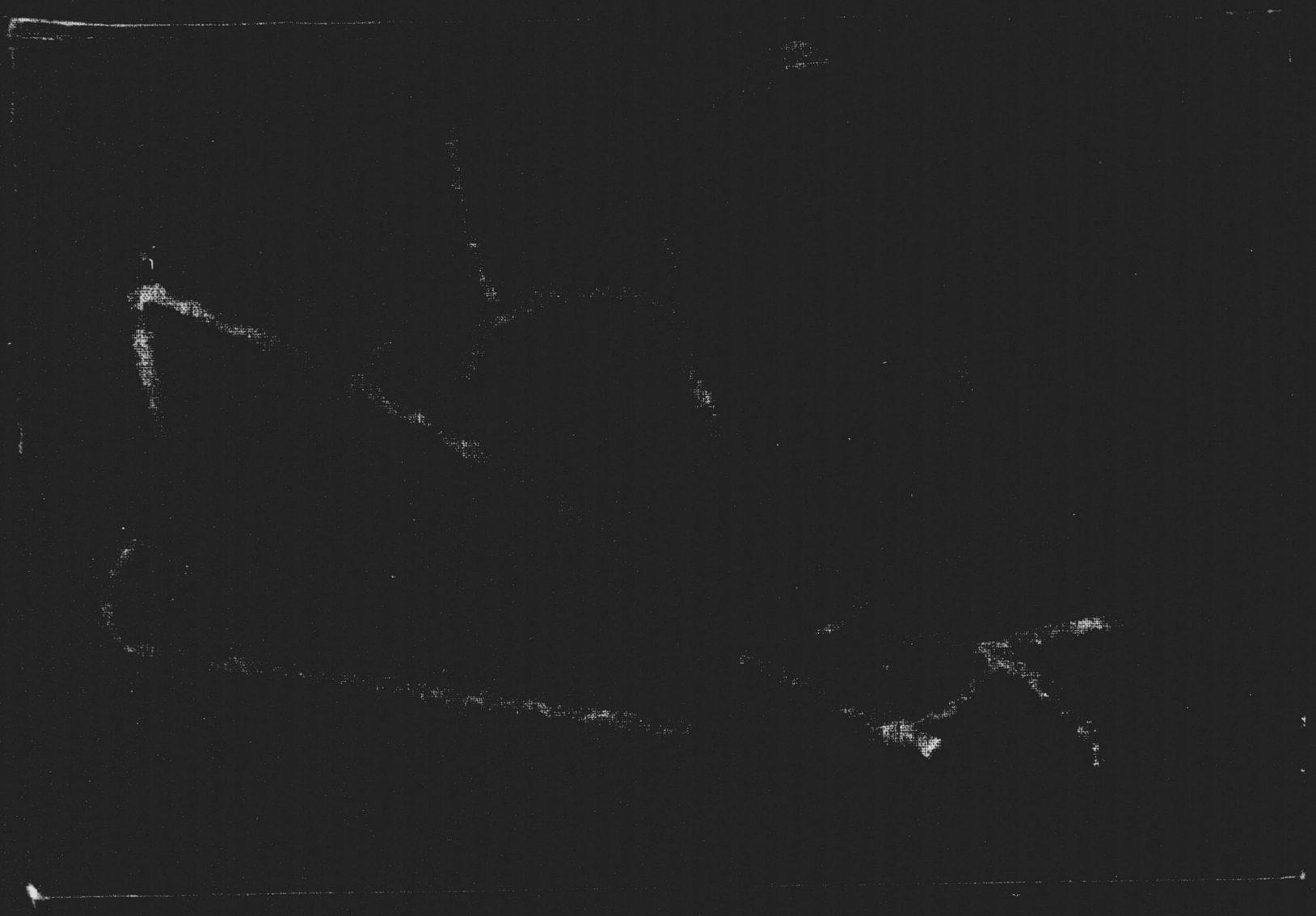
印刷者　秋本宗市
東京市麹町區內幸町二丁目二番地